

令和2年9月定例会 総務文教常任委員会記録

令和2年9月14日（月）

令和2年9月16日（水）

令和2年9月29日（火）

令和2年9月30日（水）

令和2年10月2日（金）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

目 次

令和2年9月14日（月）	7 頁
令和2年9月16日（水）	61 頁
令和2年9月29日（火）	77 頁
令和2年9月30日（水）	127 頁
令和2年10月2日（金）	163 頁

令和2年9月定例会日程

日 次	月 日	摘 要
第1日	9月14日（月）	<p>審査日程の決定</p> <p>議案審査（総務部） 議案乙第18号、議案甲第37号 〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査（企画政策部） 議案乙第18号 〔説明、質疑〕</p> <p>報 告（企画政策部総合政策課） 特別定額給付金について 第7次鳥栖市総合計画策定について 〔報告、質疑〕</p> <p>議案審査（教育委員会事務局） 議案乙第18号、議案甲第42号 〔説明、質疑〕</p> <p>意見書案 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書 〔説明、質疑〕</p>
第2日	9月16日（水）	<p>意見書案 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書 〔採決〕</p> <p>自由討議</p> <p>議案審査 議案乙第18号、議案甲第37号、議案甲第42号 〔総括、採決〕</p>

		<p>報 告（総務部庁舎建設課）</p> <p>鳥栖市新庁舎建設工事の入札について（経過報告）</p> <p style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</p>
第 3 日	9 月 29 日（火）	<p>審査日程の決定</p> <p>議案審査（総務部総務課、財政課、選挙管理委員会事務局）</p> <p>議案乙第26号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査（契約管財課、庁舎建設課）</p> <p>議案乙第26号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査（出納室、議会事務局、監査委員事務局）</p> <p>議案乙第26号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査（企画政策部）</p> <p>議案乙第26号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>報 告（企画政策部総合政策課）</p> <p>公共施設等総合管理計画の進捗状況について</p> <p>公共施設中期保全計画一覧表</p> <p>第7次総合計画の進捗状況ならびに今後のスケジュールについて</p> <p style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</p>
第 4 日	9 月 30 日（水）	<p>議案審査（教育総務課、学校教育課）</p> <p>議案乙第26号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査（生涯学習課）</p> <p>議案乙第26号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p>

第5日	10月2日(金)	<p>議案審査</p> <p>議案乙第26号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p> <p>報告(総務部庁舎建設課)</p> <p>設計委託業者からの報告について</p> <p style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</p>
-----	----------	---

9月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和2年9月14日付託]

議案乙第18号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号) [可決]

議案甲第37号鳥栖市部設置条例の一部を改正する条例 [可決]

議案甲第42号財産(学習用タブレット端末等)の取得について [可決]

[令和2年9月16日 委員会議決]

[令和2年9月29日付託]

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について [認定]

[令和2年10月2日 委員会議決]

2 議員提出議案

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の
確保を求める意見書 [可決]

[令和2年9月16日 委員会議決]

3 報 告

特別定額給付金について(企画政策部総合政策課)

第7次鳥栖市総合計画策定について(企画政策部総合政策課)

鳥栖市新庁舎建設工事の入札について(経過報告)(総務部庁舎建設課)

公共施設等総合管理計画の進捗状況について(企画政策部総合政策課)

公共施設中期保全計画一覧表(企画政策部総合政策課)

第7次総合計画の進捗状況ならびに今後のスケジュールについて(企画政策部総合政策課)

設計委託業者からの報告について(総務部庁舎建設課)

令和2年9月14日（月）

1 出席委員氏名

委員長	中村	直人	委員	尼寺	省悟
副委員長	久保山	博幸	〃	中川原	豊志
委員	森山	林	〃	伊藤	克也
〃	久保山	日出男			

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部	長	野田	寿
総務課長兼選挙管理委員会事務局長		実本	和彦
総務課庶務防災係長		古賀	庸介
総務課長補佐兼文書法制係長		江下	剛
総務課長補佐兼職員係長		山本	英規
総務部次長兼財政課長		姉川	勝之
企画政策部	長	石丸	健一
総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長		鹿毛	晃之
総合政策課長補佐兼政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室長補佐兼地方創生推進係長		田中	大介
情報政策課	長	向井	道宣
教育	長	天野	昌明
教育次	長	白水	隆弘
教育総務課	長	青木	博美
教育総務課総務係	長	眞子	寛盛
学校教育課	長	中島	達也
学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事		古賀	泰伸
学校教育課長補佐兼学校教育係長		立石	光顕

学校教育課参事兼教育相談係長兼指導主事	日吉敬子
学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長	原祥雄
生涯学習課長兼図書館長	松隈義和
生涯学習課文化財係長	久山高史

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武田 隆洋

5 日 程

審査日程の決定

議案審査（総務部）

議案乙第18号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案甲第37号鳥栖市部設置条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

議案審査（企画政策部）

議案乙第18号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

〔説明、質疑〕

報 告（企画政策部総合政策課）

特別定額給付金について

第7次鳥栖市総合計画策定について

〔報告、質疑〕

議案審査（教育委員会事務局）

議案乙第18号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案甲第42号財産（学習用タブレット端末等）の取得について

〔説明、質疑〕

意見書案

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

ではまず、総務文教常任委員会資料2ページをお願いいたします。

歳入から説明をいたします。

款11地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金、節1地方特例交付金622万5,000円の補正につきましては、地方特例交付金の額の確定に伴う補正でございます。

地方特例交付金の内容につきましては、大きく住宅ローン減税分と自動車税環境性能割及び軽自動車税の環境性能割の臨時的な減税分に伴う補填を行うものでございまして、今回、自動車税及び軽自動車税の性能割分の減税につきましては、本来令和2年9月までが減税の期間ということになっておりましたが、4月に6か月間延長されまして、令和2年度は半年分から1年分に増額となったことから今回地方特例交付金が増額となっているものでございます。

次に、款12地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、節1地方交付税1億2,569万7,000円につきましては、普通交付税の額の確定に伴う補正でございます。

お手元に、配付を別途しております参考資料の2ページ目をお願いいたします。

普通交付税の推移等について記載をいたしております。令和2年度につきましては、現時点で交付額が4億2,569万7,000円というふうな形になっておりまして、当初予算からの主な変更につきましては、基準財政需要額の算定におきまして、各項目において単位費用の増減等がっております。ただ、基準財政収入額におきましても増額、最終的には増額ということになっておりまして、前年度比といたしますと前年度よりは若干の減少というふうな形になっているところでございます。

続きまして、戻っていただきまして、款20繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金マイナス6億1,954万6,000円につきましては、令和2年度当初予算及び6月補正予算等で財源調整のために繰入れておりましたものを、地方交付税等の増があったことにより繰戻すものでございます。

次に、款21繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金9億1,495万5,000円の補正につきましては、令和元年度一般会計繰越額の確定に伴う補正でございます。

参考資料の3ページ目をお願いいたします。

繰越金の詳細について記載をいたしております。

計算といたしましては、歳入繰越金と歳出繰越金を足しまして、翌年度へ繰越すべき財源を引いた金額が9億1,495万6,000円ということになっております。

歳入繰越の主なものといたしましては、一番上、市税のうち1億8,000万円がございしますが、このうち約1億円が、法人市民税が予算額よりも多く入ってきているものが要因でございます。

次に、歳出繰越の主な要因といたしましては、不用額の主なものの中の、一番下とその上の2段目、明許繰越での事業になりますが、小中学校の特別教室空調設備事業の不用額が2億4,400万円及び農林水産施設の災害復旧事業が3,200万円、これが出てる部分が主な要因となっております。

続きまして、戻っていただきまして3ページ目をお願いいたします。

款の23市債につきましては、事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で説明することとしておりますが、一括して御報告させていただきます。

まず、款23市債、項1市債、目3土木債、節1道路橋梁債2,000万円及び、その次の節2河川債1,900万円につきましては、道路改良事業及び河川浚渫改良事業の補正に伴うものでございます。

次に、目5教育債、節1小学校債9,810万円及び節2中学校債4,420万円につきましては、小中学校のICT環境整備事業に伴うものでございます。

次に、目6臨時財政対策債、節1臨時財政対策債2億円につきましては、普通交付税の額の確定に伴い補正を行うものでございます。

次に、目7農林水産業債、節1林業債2,750万円につきましては、保安林の防災対策事業に伴うものでございます。

次に、目8災害復旧債、節1農林水産施設災害復旧債150万円、次に、節2土木施設災害復旧債1,030万円、次に、節3衛生施設災害復旧債900万円及び節4商工施設災害復旧債170万円につきましては、令和2年発生災害復旧事業に伴うものでございます。

歳入については、以上でございます。

続きまして、4ページ目をお願いいたします。

歳出につきまして、款2総務費、項1総務管理費、目12財政調整基金費、節25積立金4億5,800万円につきましては、令和元年度の繰越額の確定に伴いまして、財政調整基金への積立てを行うものでございます。

なお、基金の残高見込みにつきましては、参考資料の4ページ目をお願いいたします。

財政調整基金につきましては、一番右上のところになるんですが、令和2年度9月補正後現在高といたしましては約39億円となる予定でございます。

以上で、議案乙第18号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）中、総務部関係について説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

私どもが、今のところ原課のほうと話をしておりますのは、最終的にはその国スポ・全障スポに職員を9名か10名、それぐらいの人員を配置する必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

国スポ・全障スポ、8名から9名、そがん要っとかなという感じもすっとばってんですよ、例えば鳥栖市で行われる競技というのは3競技ぐらいやったですかね。その施設も今整備を少しずつされてるんでしょうけれども、施設整備、どういう業務があるのかなというところも含めて、ちょっとお願いします。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

国スポ・全障スポにつきましては、今、中川原委員のほうがおっしゃったように、国スポのほうは正式競技が3種目ございます。それで、特別競技が1つ。

正式競技というのが、サッカーとバレーと空手。それで特別競技が高等学校野球（軟式）というふうに聞いております。そのほか、全障スポのほうで、サッカーとバレーボールの2競技が正式競技というふうにされております。

これ当然、国スポ・全障スポに向かって今から各種競技団体と話を詰めていきます。そうやって詰めていきながら、なおかつ8月に設立をしました実行委員会も運営をしていきます。

この実行委員会も、その実行委員会本体だけじゃなくて、専門部会がそれぞれ4つぐらいございますので、それぞれ、例えば宿泊を調整するだとかお客様のおもてなしをどうするかとか、式典をどうするかとかっていうものを、それぞれの専門部会で分かれて話を進めていくというふうに聞いております。

それと、当然、競技団体と詰めていきながら、その国スポ前年にはプレ大会を実施しなければなりません。このプレ大会は、当然本番の試合よりも小規模、例えば九州レベルの大会であるとかそういったものをプレ大会として実施をして、翌年の本番を迎えるというふうなことで、業務としては大変大きいものがございます。

競技それぞれに職員を配置しなければなりませんし、総括も行っていかなければならないので、今現時点ではそれぐらいの人員が必要だというふうに考えております。

以上でございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

1年延期というか延びたような形になったんで、その辺も含めて今の時期でいいのか来年

でよかったのかはちょっと分かんないですけども、当初2023年が2024年になったけんですね。

他の市町の状況というのは、同じようにこういう国スポ・全障スポ等に合わせて、そういう課とかを設置している市町というのはあるのかなってというのは。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

どこの自治体も競技を実際に受持つ市としては、体制をきちっと整えております。受持つ競技数に比例して、多分人員も増やさなければならない状況であると思います。

当然、一番大きい佐賀市については、数十名の体制になるというふうに聞いております。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

尼寺省悟委員

先ほど、スポーツ文化部の人員は8名から10名と言われたかな。何名と言われたかな。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

私は、先ほど9名か10名程度というふうに申しました。

尼寺省悟委員

それで、結果として、今のスポーツ振興課と文化芸術振興課か、合わせてスポーツ文化部ということなんですけれども、もともとの人数はどうなんですかね。もともとのスポーツ振興課と文化振興課の人数は。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

現在の人員としましては、スポーツ振興課が10名、文化芸術振興課が9名となっております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

そうすると、スポーツ振興課10名、それで文化振興課が9名、その中から選択してこっちのほうに9名という形に持っていくということですね。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

当然、その中から人員を選抜していくと思うんですが、それだけではほかの、文化芸術振興課とスポーツ振興課の人が減りますので、それはそれで、現行の仕事は進めていかなければなりませんので、その分はきちんと補充をするというようなことで考えております。

尼寺省悟委員

聞きたかったことはそのことであってね、減ったところについては、本当に大丈夫なんか

というところなんやけど、補充ということを言われたんやけど、これ11月からするんであって、だから本当に、その減ったところについては十分今までの仕事がちゃんとできるんか。補充と言われたけど、その補充っちゅうのは大丈夫なんかと。

11月からするに当たって、3月か4月するんやったら分かるけれどもね。その辺はどうなんでしょうか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

11月1日にこの機構にします。それを目途に、今現在、採用試験のほうも実施をさせていただいております。

それで、どれだけ合格を出すかにもよりますけれども、私どもとしてはこの国スポ・全障スポの新しい組織を作ったからといって、ほかの、文化芸術振興課とかスポーツ振興課にしわ寄せが行かないように体制のほうは考えていきたいというふうに考えております。

尼寺省悟委員

結果として、そこには部長1名とどういうふうになるわけ、基本的には。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今、おっしゃっていただきましたように、これまでは健康福祉みらい部長がスポーツ文化部門の部長も兼ねておりましたけれども、今度はそこに新たなスポーツ文化を受持つ部長が1人誕生します。

なおかつ、国スポ・全障スポの今推進室がございますけれども、推進室は、今、スポーツ振興課長が兼務をしておりますが、新たに、専門のと言いますか国スポ・全障スポの課長を置きたいというふうに考えております。

尼寺省悟委員

新たな部を作ってほかの部署がね、しわ寄せが行かないようにすると言われたんやけど、本当にそれができるかどうかちゅうのをちゃんと注視していきたいと思います。

伊藤克也委員

今の説明によると、スポーツ振興課が10名と文化芸術振興課で9名の、現在19名配属をしていただいて、新たに国スポ・全障スポ対応として、9名から10名ということでマックス、大体30名ぐらいの部署になるのかなというふうに思うんですけれども。

実際、前年にプレ大会2023年ですかね。本番が2024年度なので、今からすると3年後にプレ大会を開催するというスケジュールになっていくと思うんですけれども、やっぱり前年とかになると、いろいろな面で人数的な必要もかなり出てくるのかなというふうに思うんですけれども、本年11月からということで、企画とかいろいろ検討するような形になっていくと思うんですね、最初は。

だから、当初から10名というふうな人数配置が本当に必要なのかっていったところの考えはいかがですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

先ほど、私が申しました9名から10名というのは最終の人員というふうに考えておりまして、当然、そのときの業務量に応じて人員をどれだけ配置するかということについては、担当課のほうと協議しながら決めていきたいというふうに考えております。

伊藤克也委員

分かりました。

当初は数名程度、四、五名で始めていくっていうふうなことの認識でよろしいわけですね。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

考え方としては、今、伊藤委員がおっしゃったような考え方でよろしいかと思えます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

久保山博幸委員

こういう大きな大会になると、いろいろ不安なっちゃうか分からないことがいっぱいあるんだと思うんですが、ただ、既に開催された実際の、その辺りとの情報交換とか応援態勢とかもあるべきかなと思うんですが、その辺り、人員の交流も含めてどういうふうにお考えかなとお尋ねします。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

現在、担当課でございます推進室、もしくはスポーツ振興課のほうでは、当然、今委員がおっしゃったように、これまでもう実施をしているところなどを視察したり、そこからいろんな情報もらって、どれぐらいの人員が必要かということで積算をされております。

要は、頂いたその情報を基に、今、この新しい組織、そして今後の人員体制というのを、実際先輩の市町といいますか、そういったところを参考に考えていきたいというふうに考えております。

中村直人委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

中川原豊志委員

すいません、ちょっと確認だけなんですけれども、国スポになるのと、それから障害者スポーツ大会なるのが佐賀県の大会からというふうにお聞きを시켰たんですけれども、2023年が2024年に変更しまして、23年が鹿児島、鹿児島まではまだ国体っていう形で取り組まれ

るんですよ。そこは変わってないんですよ。

野田寿総務部長

我々も詳しくは、最近の報道では佐賀県が第1回目の国スポ・全障スポというところをしたいという知事の強い希望があったということで、鹿児島が本来、佐賀のところにあったのを佐賀が1年遅らかしてということでしたけど、そこは我々も報道までしか分かんないんですけど、鹿児島までが国体、そして佐賀県からが国スポ・全障スポというふうに、一応担当課からも聞いてます。

そこは、あとはちょっと県のほうの、県と国のほうだと思います。あと、鹿児島の関係もあると思います。

以上です。

中村直人委員長

いいですか。

久保山日出男委員

1回目の国体が佐賀であったですね——1回目というか、佐賀県としての。

そのとき、民泊とかいろんな面で宿泊してきましたね。今回、それ相当の宿泊施設が増えとるから、民泊を頼るとかそういうのはもう全然考えてないでホテル、ああいうところの利用で賄いができるのかお聞きします。

野田寿総務部長

ちょっと申し訳ないんですけど、我々、大会の運営について、今後どういうふうに、今どういうふうに考えてどういうふうに進めていくかっていうのはちょっと詳細はまだ、聞いておりません。

申し訳ございません。

久保山日出男委員

それは、分からんで結構です。

それじゃあ、そういうのを含めて万全な体制をね、取っていただきたいと。

当然、宿泊相談もいろんなホテルが増えましたから十分だとは思うんですけども、いろんな面でよろしく願います。ミスのないようにですね。

中村直人委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

以上で、総務部関係議案の質疑を終了いたします。

企画政策部の準備のため、暫時休憩いたします。

午前11時17分休憩

oo

午前11時21分開会

中村直人委員長

再開いたします。

oo

企画政策部

議案乙第18号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

中村直人委員長

これより、企画政策部関係議案の審査を行います。

企画政策部関係の議案は、議案乙第18号の1議案であります。

それでは、議案乙第18号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

ファイルについては、03（企画政策部）一般会計補正予算になります。

それでは、執行部の説明を求めます。

石丸健一企画政策部長

審査に入っていただきます前に、一言御挨拶申し上げます。

今回、御審議いただきます企画政策部の予算につきましては、歳入の広域圏組合返還金の1件だけでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしく御審議お願いいたします。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

それでは、議案乙第18号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）のうち、企画政策

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

それでは、資料の2ページになりますけれども、まず特別定額給付金について御説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策によりまして、家計への支援策として1人につき10万円を給付する特別定額給付金につきましては、本市の受付期限であります8月27日の消印の郵便申請をもちまして、本市の受付業務を終了しております。

対象世帯数につきまして資料を載せておりますけれども、3万1,736世帯に対しまして、申請済世帯数は3万1,655世帯で、申請率は99.74%となっております。本市では、国が定めますオンライン申請、郵送申請のほか、市独自の手書き申請による申請受付を行いながらこれまで事務を進めてきたところでございます。

定額給付金につきましては、以上でございます。

続きまして、資料のほうは3ページをお願いいたします。

第7次鳥栖市総合計画の策定についてでございます。その進捗について御報告をさせていただきます。

第7次の鳥栖市総合計画策定につきましては、策定方針に基づきまして庁内での検討を重ねながら、現在各種団体の代表や市民、学識を有する方で構成されます鳥栖市総合計画審議会での議論を参考に策定作業を鋭意進めているところでございます。

資料の3ページにお示しをしておりますけれども、ここにお示しするような構成で計画を策定することとしておりまして、第1回目の審議会を8月5日、それから第2回目の審議会を8月31日にそれぞれ開催しておりまして、ここでの意見も踏まえた素案の策定作業を進めております。

これまでに整理をしたものを、計画案という形で資料の4ページ以降にお示しをしております。

それで、4ページから6ページでは、既に策定方針を示しておりますけれども、そこで示しておりました策定の趣旨とか位置付け、それから計画の構成、期間、そして計画の基本姿勢、基本的な視点。

それから、7ページから17ページでは、鳥栖市の現状ということで、地勢、沿革とか鳥栖市を取り巻く社会潮流、そして鳥栖市の現状、鳥栖市の課題、こういったものについて、現状で整理したものをお示ししております。

18ページ以降に、基本構想部分ということで取りまとめをしておりますけれども、ここでは前段で触れました本市を取り巻く社会潮流や第6次総合計画の振り返り等によります課題等を踏まえまして、まちづくりのビジョンという形で基本構想、第7次の分をお示ししてお

ります。

それで、第6次計画では、基本理念として、まちづくりの主役は市民ですと掲げておりましたけれども、この図でお示ししておりますように、まちづくりというのは市民、地域、各種団体、事業所、行政など、鳥栖市に関わる全ての人と一緒に考え実践し、知恵を出し合いながらまちづくりを進めていきたいという考え方に立ちまして、第7次計画では、その根底にある考え方ということで、まちづくりの主役はあなた（わたし）です、と。要は、自分たち自身ですよというような意識を共有できるように、こういったお示しを、今、しております。

それから、19ページには、将来都市像ということで、住みたいまち、活躍できるまち、選ばれるまち 鳥栖—“鳥栖スタイル”の深化—ということで掲げております。

これまで、鳥栖にしかできない、鳥栖だからできる、鳥栖らしい鳥栖スタイルの取組を、一つ一つみんなで考え、取り組んでいこうということでやってきましたけれども、今後もそういう歩みを止めず、アクションを起こすことでまちの魅力をさらに高めていくということが、鳥栖スタイルのまちづくりでありまして、さらにそれを浸透させるということで、住みたいまち、活躍できるまち、選ばれるまち、こういったものの実現を目指していこうというものでございます。

それから、資料の20から22ページに、この将来都市像を実現するための6つの基本目標とその推進に当たっての考え方ということで掲げております。

6つの基本目標が示す方向性、それから取組の方向性につきましては、ちょっと後になりますけど、26ページから32ページにその基本目標ごとに記載をしておりますけれども、この部分につきましては、現在具体的な取組とか、あとこれによる指標とかそういったものについて庁内で検討作業を進めておりますので、こういった部分につきましては、次回の第3回目の総合計画の審議会の折にその案をお示しをして、意見を伺っていこうということで今作業を進めております。

それから、資料の33ページになりますけれども、ここで、基本目標を推進するに当たっての考え方ということで書いておりますけれども、現在の第6次計画ではこの部分は、基本目標の一つで掲げておりましたけれども、今回、6つの基本目標による将来都市像を実現していくために基本的な視点、根本的な部分として必要なものということで、別出しでこういったものを表記するというのでしております。

それから、すいません、資料戻りますけど、23ページには将来目標人口をお示ししております。

第7次計画では、さきに示しました鳥栖市人口ビジョンで示しております2060年に7万

5,000人から7万7,000人を基礎とするという将来展望を掲げておりますので、これを長期目標として設定をすることとしております。

以上が、駆け足になりましたけれども、第7次総合計画の現在の策定状況についてでございます。

それで、ここにお示ししております計画案につきましては、今後、基本目標ごとの取組などを検討していく中で必要な見直し、そういったものも出てくるかと思っておりますので、あくまでも現状、現時点での案ということで整理、お示しをしているものでございます。

今後、審議会での議論を踏まえた素案を市で作成いたしまして、パブリック・コメント手続を経て、12月議会に上程をさせていただこうということで今作業を進めております。ですので、議会のほうには、そのパブリック・コメントの前に、素案ができた時点で御説明させていただくことになるかと思っております。

以上が、議案外2件についての説明となります。よろしくお願いいたします。

中村直人委員長

ありがとうございました。

この際ですので、確認したいことなど御意見等ありましたら、お受けしたいと思います。

よろしいですか。

尼寺省悟委員

23ページなんですけどね、目標として、将来展望として2060年に7万5,000人から7万7,000人ということなんですけど、これは人口置換水準2.07を達成しと、こういうふうに書いてあるんですが、今はどれくらいなんですか。

今の人口置換、2%いってるんですかね、現状では。今の人口置換水準は。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

すいません、出生率は1.6……、1.64パーミルです。

尼寺省悟委員

下のほうに書いてあるね、2020年で1.64と。

だから、現状で1.64で2.07っていうのは非常にね、高いレベルと思うし。

今の現状で、人口が減ってる中で本当にこれが達成できるかどうかというのはね、かなり私は難しいと。

そのためにはちゅうことで、いろんな施策をいろいろ掲げてやっておられると思うんですけども、どうですかその辺の見通しは。

石丸健一企画政策部長

おっしゃったように、出生率を上げるということは、もういろんな要件がないとなかなか

上がらなくて、国全体でこの高い目標値に向けてどうやっていくのかということ、施策を打っていかねばいけないと思うんですけども。

鳥栖市の場合は、もちろん今後子育て、そういう子育て世帯にいかん魅力的に感じていただくまちにするかというのが、また大変必要なことだと思います。それと、あと鳥栖市のライバルは、福岡県内の久留米市、小郡市、筑紫野市等でございます。

ですので、そちらのほうといかに競争できるかちゅうか、全てのことでもちろんできないと思いますので、何か光るものといいますか、引きつけるようなそういうものをちょっと考えていかねばいけないのではないかというふうに思っております。

尼寺省悟委員

以前から、佐賀県の中では鳥栖市だけが人口が増えているという話を聞くんですけどね。ただ、子育て支援策という観点から見た場合にはね、鳥栖市よりも周辺の市町のほうね、例えばみやき町とか基山町とか、そういった小さい町のほうが人口が少ないから人口を増やそうということで、かなり特化した形で子育て支援とかいうのも政策掲げてやっている。

例えば、給食の無料化にしても、医療費は高校生までいくとかね、そういった点で鳥栖市の場合にはちょっとね、見劣りがするような気がするんですけど。

ただ、それはやっぱり鳥栖市がね、黙っとったって人口が増えるというふうなことが背景にあるのかなかと思うんですけど。

周辺の小さい町のほうがね、やっぱり人口が減って減ってる、だからやっぱこれに特化して、そこにせないかんちゅうようなところが見えるんですけどね。その辺がちょっとね、鳥栖市の場合、少しどうなんかなという気もせんでもないんですけど、その辺どうですか。

石丸健一企画政策部長

鳥栖市に転入された方のアンケートを取ると、どこを検討したかというのを見ると、みんな福岡のほうなんです。佐賀県内の近隣の街は、検討された形跡はございません。

ただ、それが全てとは言いませんけれども、どうしてもそういう目先のところだけではなくて、やはり交通の便とか働く場所とか、そういうふうな面を若い方は見てあると思いますので、私たちも周辺の街のことを全然考慮しないということではないんですけども、どちらかといいますと先ほど申し上げたように、福岡県内の、うちの、いわゆるライバルといいますか、そちらのほうに逃げられないようにですね。

向こうに取られないように、きらっと光るものができるかというのが重要かというふうに思っております。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

久保山博幸委員

今回のコロナ禍で各自治体が、それをチャンスと捉えて、東京じゃなくて田舎で、田舎の魅力とかそういうことを発信しながら移住、定住を働きかけて今もおられると思うんですけれども。やっぱり鳥栖市の魅力、鳥栖市も同様の、当然そういうふうな施策も打っていかんばいかなと思うんですけれど、今言われたその周辺自治体との競争力、じゃ鳥栖の魅力っちゃあ何かっていうときに、やっぱり鳥栖は交通の要衝で物流だけとかじゃなくて、いろんな専門の研究開発とかそういう公的なものも含めてあるわけやけんが、何かそういう、仕事も地方に居ながらできるとかいう、周辺の自治体との差別化というかな。

それを出す上で、鳥栖市がもっとそういうふうな資源っちゅうか、その辺を少し前面に出していくと鳥栖らしさが打ち出せるのかなというふうに思うんですよね。その辺りも、ちょっと頭に置いていただければなというふうに思います。

意見です。

中村直人委員長

ほかございませんか。

中川原豊志委員

人口ビジョンも含めてなんですけれども、要は住みたいまちとか住みたいまちということで、基本目標とかの中での2番かな、ページでいうなら27ページ。基本目標2で、快適な生活を支えるまちということで、四角の中の1番に、都市と自然が調和した計画的な土地利用で、健全な土地利用の推進ということであるんですけれども、要は、住宅整備ですよ。

宅地整備というのは、もう今ほとんど民間のほうで開発して、開発すればすぐ埋まるぐらいの——鳥栖の人気もあるんでしょうけれども。

この土地利用の推進ということで、市として何か推進しているようなことっていうのがあるのかなと、今から推進するのかなというふうに思うんですけれど、何かその辺の考えってあるんですかね。

石丸健一企画政策部長

ここに書いておりますのは、主に、要は市街化調整区域の部分をどう生かしていくかというところがありまして、その中で現在——線引きの見直しというのは、なかなかハードルが高いというふうに県のほうからもお伺いをしておりますので。

例えば、地区計画等で、一定開発を促進していくという考え方は、これはマスタープランの中でもお示しをさせていただいておりますけれども、具体的な形というのはそういう市街化調整区域における地区計画等で開発等を誘導していくというような考えを持っておりますし、あと市街化区域については、一定道路等の促進といいますか、充実等を併わせて図って

いくというような基本的な考え方は持っておりますけど、具体的な施策については、今後詰めていきたいというふうに思っております。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

市としてもそういうふうな形で誘導していく、例えば、今、江島のほうなんか結構、50戸連たん関係かな。

あれで整地がどんどん進んできてるんで、そういうふうな、行政のほうからね、民間のほうに誘導するような方法でもいいかと思うんで、何か市からやってるよと。勝手に民間がやってるだけじゃないんだよっていうふうなものが見えると、何か、ああ、頑張ってるなという気がしますんで、その辺をお願いしたいなと思います。

中村直人委員長

ほかございませんか。

尼寺省悟委員

特別定額給付金について、ちょっと2点だけ聞きたいんですが。

1つはね、オンライン申請が3.2%と、私、もっと多いかなと思ったんですけども、僅か3.2%と。こんなに少なかった理由というのは、どんなふうに見ておられるんですか。

石丸健一企画政策部長

まず、マイナンバーカードが必要であるということで、これに加え専用のカードリーダーですね。もしくは、スマホ等でソフトが別途必要になりますのでそういう、その面倒くささといいますか、そういうものも一つあったと思いますし、あと、実際お手元のほうに申請書等をお送りする、それから鳥栖市の場合は、ダウンロード申請という形で早くから広報をしておりましたので、そちらのほうに流れたといいますか、そちらのほうを活用されたのかなというふうに思っております。

尼寺省悟委員

政府としてはね、せっかくの機会で、これを機にしてマイナンバーカードを交付したいと思ってたんやけど、しっかり当てが外れたんかなあとと思うんやけどね。

あともう一個、未申請者数が81人ですね。（「世帯が81」と呼ぶ者あり）

ああ、ごめんなさい、世帯が81。

これ、多いか少ないか、せっかくの10万円っちゅうか、もらわない人が81世帯あると、これはどんなふうに見てますか。まあ、こんなものと思ってる、どんなふう。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

今、尼寺議員おっしゃった3万1,736世帯、対象世帯があるうちの、結果的に未申請が81

世帯になっております。

この分につきましては、内訳といたしまして、例えば基準日以降に資格を喪失された方とかもいらっしゃいます。住民票が職権でなくなった方とか死亡された方、そういった方もいらっしゃいますし、あと申請書を送っておりますけれども、送った後に不明返送されている分とかございました。

そういったものについては、私たちのほうで追跡といたしますか、戸別訪問等もしながらです、何とかお届けをしたいというところで戸別訪問、臨戸訪問等もやってみましたし、あと庁内のいろんな公簿で分かるような情報を取りながら、何とか御本人様に行き着く方策を取ってきましたけど、結果的に81世帯の方が未申請となりました。

この数字が多いか少ないかということですが、確かに1人10万円ということで、この分を何とか、ぜひ鳥栖市内のいろんな消費活動につなげてほしいという思いで、様々取組をしたつもりでございますが、結果こういう形で終わったということでございます。

以上でございます。

中村直人委員長

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

以上で、議案外の報告を終わります。

あと、教育委員会ですけれども、時間がこういう時間ですので、午後1時10分から教育委員会から再開をしたいと思っておりますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、以上で暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩



午後1時8分開会

中村直人委員長

再開いたします。



教育委員会事務局

議案乙第18号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

中村直人委員長

これより、教育委員会事務局関係議案の審査を行います。

教育委員会事務局関係の議案は、議案乙第18号及び議案甲第42号の2議案であります。

それでは、議案乙第18号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

ファイルについては、04（教育委員会）一般会計補正予算になります。

それでは、執行部の説明を求めます。

中島達也学校教育課長

それでは、議案乙第18号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）、教育委員会事務局関係について御説明を申し上げます。

2ページを御覧ください。

歳入、款16国庫支出金、項2国庫補助金、目6教育費国庫補助金、節1小学校費国庫補助金及び節の2中学校費国庫補助金につきましては、国のG I G Aスクール構想に基づき整備をいたしますタブレット端末の購入費用に対し、小学校及び中学校に対する公立学校情報機器整備費補助金でございます。

全児童生徒数の3分の2の台数につきまして、1台当たり4万5,000円を上限とした国庫補助でございます。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

続きまして、節3社会教育費国庫補助金、史跡等交流費補助金でございますが、これは歳出のほうで詳しく御説明いたしますけれども、大正15年11月4日に国の指定遺跡となりました田代太田古墳におきまして、史跡追加指定される民有地の買上げに関する補助でございます。補助率は10分の8でございます。

続きまして、款17県支出金、項2県補助金、目6教育費県補助金、節3社会教育費県補助金、史跡等購入費補助金でございますが、これにつきましても田代太田古墳の史跡追加指定される民有地の買上げに関する県の補助でございます。補助率は100分の7でございます。

青木博美教育総務課長

一番下でございます。

款23市債、項1市債、目5教育債でございます。

節1小学校債、節2中学校債ともに、G I G Aスクール構想対応のための通信環境整備に要する費用の財源として市債を充てるものでございます。

歳入は、以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

3ページをお願いします。

款10教育費、項2小学校費、目1学校施設管理費、節13委託料、I C T環境整備委託料でございますが、これはG I G Aスクール構想対応のための通信環境整備を行うための委託料でございます。

中島達也学校教育課長

款10教育費、項2小学校費、目2学校事務管理費、節18備品購入費につきましては、国のG I G Aスクール構想に基づき整備をいたしますタブレット端末の購入費でございます。

7月補正予算で、小学校6年生及び中学校3年生について、1人1台のタブレット端末を購入する費用について計上したところですが、今回、国のG I G Aスクール構想に基づきましてその他の学年についても環境を整え、全学年において1人1台ずつタブレット端末を使用できるようにし、児童生徒の情報活用能力を育成するとともに個々のペースに応じて学ぶことができるようにするものでございます。小学校分3,925台の購入に係る費用を計上しております。

青木博美教育総務課長

4ページをお願いします。

項3中学校費、目1学校施設管理費、節13委託料、I C T環境整備委託料でございますが、これも小学校と同様にG I G Aスクール構想対応のための通信環境整備を行うための委託料でございます。

中島達也学校教育課長

款10教育費、項3中学校費、目2学校事務管理費、節18備品購入費につきましては、小学校費に続きまして中学校3年生以外の学年についても環境を整え、1人1台ずつタブレット端末を使用できるようにし、生徒の情報活用能力を育成するとともに個々のペースに応じて学ぶことができるようにするものでございます。

中学校分としまして、1,427台の購入に係る費用を計上しております。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

5ページをお願いいたします。

項4社会教育費、目2文化財保護費の節11需用費から節22補償、補填及び賠償費につつま

しては、9ページの主要事項説明書及び10ページの国史跡田代太田古墳追加指定地買上げ及び仮整備に関する資料により説明をさせていただきます。

まず、申し訳ございませんが10ページのほうをお願いいたします。

10ページの国史跡田代太田古墳追加指定地買上げ及び仮整備に関する資料でございますけれども、左のほうの図でございますけれども、左の図の右側の細い黒線が今まで指定されていた部分でございますけれども、左上の黒い太線の部分が今回追加指定される部分でございます。

この現状が左上の写真図でございます、また右下の図が建物解体後の仮整備をしたイメージ図でございます。

それでは、前に戻っていただいて9ページをお願いいたします。

今回は、田代太田古墳の墳丘の一部に含まれ、史跡追加指定される民有地303.3平米を公有化することにより史跡を保護することを目的としております。これに関する事業といたしましては、まず不動産鑑定委託料が17万3,000円、史跡用地購入費が1,010万円、建物解体等の移転補償費が275万円の計1,302万3,000円で、これが補助の対象となる部分でございます。

そのほかには、仮整備を行うための追加指定地の整地、管理用車止めの設置、田代太田古墳範囲表示板等に関わる経費が39万円でございます。

以上でございます。

中島達也学校教育課長

6ページを御覧ください。

債務負担行為の設定についてでございます。

中学校給食につきまして、現在、選択制弁当方式としておりますが、適切な栄養摂取、正しい食習慣の形成・向上及び食文化の理解を深めるため、令和3年度の2学期から完全給食を実施することといたしました。

今回、業務委託先の選定など、その準備を行うため、令和3年度から令和8年度までの5年間の中学校給食業務委託料につきまして、債務負担行為を設定するものでございます。

なお、本日お手元のほうに配付をさせていただいております資料は、この分の追加資料でございます。

以上で、御説明を終わります。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

まず、GIGAスクールについて、お聞きします。

主要事項説明書の6ページ、ここにG I G Aスクール環境整備事業ということで、タブレットとI C T環境整備委託料があるんですが、一般質問なんか聞いてみると、タブレットの購入に対しては国の補助があるけれども、環境整備についてはないと。

そういうふうに聞きましたけれども、これを見ると国庫支出金があって、市債があって、一般財源というような形でこういうふうになっているけれども、それぞれの内訳っていうのはどうなんですかね。今、言ったことも含めてみて。

分かりますか、今言ったことは。質問の意味、分かりますか。

立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長

委員会資料の7ページの、主要事項説明書の中でその内訳をということでお話があつてるかと思いますが、まず、この国庫支出金の補助金につきましては、タブレット端末の購入の分になっております。それで、市債の分につきましては、こちらは校内のL A N整備の部分ですね。こちらに充てております。

残り、補助外の部分を一般財源ということで上げておりますが、まず工事の分、L A N整備の分につきましては、まず今現時点では、申請自体は一旦締め切られております。これ、2次申請があれば、またそこで手を挙げるんですが、当面まだそのお話が来ておりませんので、補助金ということでは上げずに裏負担の分を市債ということで上げております。

なお、タブレット分につきましては、2次申請があるということで国のほうからお聞きしておりますので、この分については見込める補助金の分を国庫支出金ということで上げさせていただきます。

以上です。

尼寺省悟委員

今の段階では、L A Nの整備については国の補助はないということなんですが、このL A Nの整備——ということは、具体的に言ったらどうなるね、当然、各家庭に対して、W i - F iがないところに対してその辺も支援すると、そういう意味でしょう。

そうやろう、違うの。

立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長

今回、上げておりますL A N整備の部分につきましては、校舎内のL A N整備の部分になっております。

以上です。

尼寺省悟委員

各家庭においてはW i - F i、ないところもあるけど、その辺についてはどう考えているわけ。

もうないところはないと、そういうこと。あとは、勝手に自分でやってくれと。

そうしたら、せっかくタブレット配付したって、それ使えないということになると、その辺はどんなふうを考えとるわけ。

日吉敬子学校教育課参事兼教育相談係長兼指導主事

今年度につきましては、小学6年生と中学3年生については持ち帰りを考えておりますが、ほかの学年についてはちょっと、まだ今年度は予定をしておりません。

尼寺省悟委員

そうすると、中学3年と小学6年に対しては、家庭の配備については面倒見ると、そういうことなわけですね。

白水隆弘教育次長

ちょっと補足をさせていただきます。

小学6年生と中学3年生につきましては、購入のめどが立っておりますので、今回持ち帰りの分まで含めて、家庭学習の分まで含めてフォローするということになっております。

今回、議会をお願いしております残りの台数につきましては、今年度末までの配備ということでございますので、そこまでの構想を今のところしていないというところでございます。

まずは、校内のG I G Aに沿った整備を行うというところでございます。

それで、来年度当初から授業に即して使用していくということで御答弁をさせていただいておりますので、そういうことで段取りさせていただきたいと考えております。

以上です。

尼寺省悟委員

W i - F i、あるところもあるんよね、ないところもあるけれども。

あるところは、もうフォローしないわけよね、その辺は不公平にならないわけ。その辺は大丈夫なの。

あるところは、もう当然あるんだから自分でしないわけよね。

白水隆弘教育次長

今、申し上げましたように小学6年生と中学3年生につきましては、行います。そのほかの学年に対して行わないということはございません。

以上でございます。

尼寺省悟委員

いやいや、私が言っているところはそうじゃなくて、W i - F iのあるところとないところを、それを言ってる。

白水隆弘教育次長

現在のところ小学校6年生と中学校3年生に対しましては、持ち帰り学習——非常事態になった場合も家庭で使用できるような体制を整えようとしております。

それで、小学6年生と中学3年生はそのような状態でございますので、ほかの学年に配備した場合、ほかの学年ができないというようなことにはならないように整備するということでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

いやいや違う、私が言ってるのはそういうことじゃなくてね、現在Wi-Fiのあるところとないところがあるから、Wi-Fiのないところに対してはフォローしますよと、言ってるからそれは、その辺はちょっと……、まあ、よか。

いいです。

日吉敬子学校教育課参事兼教育相談係長兼指導主事

小学6年生と中学3年生につきましては、家庭環境の状況について調査をかけまして、そして全体で使えるように調整をしていくように今進めているところです。

天野昌明教育長

今、日吉参事が話しましたように、家庭によってその環境整備できているところとできないところがあると。

どれぐらいかっていうと、ちょっと今のところ7割ぐらいはできると、あと3割はできてない。

結局、そういう貸出用でルーターもちゃんと予算化しますので、それを貸せばそのところは、そのルーターを使ってカバーできる。あるところは、じゃ不公平感があるじゃないかと、そういうふうなことですよね。結局、そうなるだろうと思うんですけども。

今回、今までの状況の中では、他市町のいろんな状況も含めて、あるところはそれをちょっと使っていただくような形になるし、どうしてもできないときはそのルーターを使っただくし、やっぱりそういうことになれば、学校のほうに来ていただいて、そこでルーターを使う、学校のWi-Fiの環境の下でやってもらうとか、そういうことですので。

厳密に、全員にルーターを全部貸すんだよ、というレベルの数のルーターを準備していない。だから、そういう非常に家庭の環境が恵まれてあるところは、もう仕方がない部分もあるのかなっていうのを思っています。

以上です。

尼寺省悟委員

通信費については、小6と中3については全部フォローすると、通信費については、そう

ということですね。

当然、インターネットするんだからインターネットの通信費が発生すると。1か月5,000円とか6,000円とか、それについては全部フォローすると、小6と中3に対しては。そういうこと。

ただ、貸し出すだけじゃできんから、当然月々通信費は発生するから、それはどうするわけ。

立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長

まず、ルーター貸し出しの費用については、7月臨時会のほうで計上させていただきましたが、その想定はコロナ感染拡大で長期休業になったときに、中学3年及び小学校6年生に対してはルーターを貸出すと。

そのときに、家庭にWi-Fi環境がない場合については、ルーターを貸し出すということで、その分を見込んだ費用を上げております。

今回もGIGAスクールということで、1人1台入るんですけども、それをもって常に、毎日持ち帰り学習をするかどうかということについては、現段階では、まだその結論は出ておりません。

当面は、今回学校で1人1台ということで、使う環境を整備する、その費用について上げさせていただきますいております。

尼寺省悟委員

貸し出すけれども通信費については、まだはっきりしてないということ、そういうこと。

立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長

貸し出すというのが、当面考えておりますのがコロナで長期休業に陥った場合、この場合について、家庭にWi-Fi環境がないところに対してのみルーターを貸し出すということで考えております。

一般の、Wi-Fiが既にある環境の御家庭に対しては、通信費ということでは特段、今のところ考えてないところです。

以上です。

尼寺省悟委員

インターネット環境にしたら、月々5,000円とか6,000円発生するわけでしょうが。

それについてはフォローするんですかって聞いているわけ。それは、今のところ結論が出てないということなんですか。

中島達也学校教育課長

今、申していますように、ルーター貸出しをするところについては、こちらが負担をする

という形になります。

既に家庭環境としてWi-Fi環境が整っているところについては、実際その負担は御家庭のほうにお願いをするという形です。

尼寺省悟委員

分かりました。

次の質問、更新時期はどうするんですか。

4年とか5年たったらね、当然今の段階だったら中学3年生が卒業したら、その分は1年生に回すという形でいくと思うけれども。

4年か5年かすればね、当然更新になると思うけど、その更新についての国からの補助とかないうふうに聞いているけれども、その辺はどんなふう考えてるんですか。

立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長

現時点において、更新時の費用ということで、国のほうから補助制度があるかないかという事は明確にされておられません。

当面、そういう意味では、その時点で考えることになるかと思うんですけれども、補助金がない場合については単費での更新も考えないといけないかなと思っております。

以上です。

天野昌明教育長

非常にそこが、この前、一般質問の中でも私が話をしましたように、20市町と県教委との意見交換の中で一番多く出たのが、その更新時はどうするかということです。

それで結局、今のところGIGAスクール構想を実施した市町村というのは全国で95%、99%近くの市町村が全部やるということだそうです。

どの市町も5年後、4年後の更新を言ってます。というところで、県の落合教育長と話したときには、それは県もそれなりの対応をすると。そして、やっぱりそれは予算化してもらわざるを得ないことになるというふうには思っているという、そういう希望的なことを話されました。

しかし、現時点ではまだ決まっておりません。

以上です。

尼寺省悟委員

分かりました。今の地点で決まってないということですね。

次の質問です。これが一番聞きたいところなんですが、7月の段階ではね、臨時休校に備えてオンライン授業を可能にするために小6、中3全員を対象にしてタブレット端末を導入したわけね。あくまで、臨時休校に備えてですね。

この地点では——いいですか、この地点ではG I G Aスクールについては入らないというふうに決めとったわけですよ。だから簡単に言うと、その当時はね、7月の段階ではG I G Aスクールとは全く無関係に導入しようとしたというふうに考えていいわけですよ。無関係なんだと。

それちょっと答えて。はいとか、イエスかノーだけでいいです。

日吉敬子学校教育課参事兼教育相談係長兼指導主事

7月の、一部タブレットを導入するという段階においては、今おっしゃったようにG I G Aスクールのこととは無関係に、まず一部導入ということで動いておりました。

尼寺省悟委員

その当時は、小6、中3だけであつたんですけど、第2波、第3波、今年の冬、仮に臨時休校とかそういったことをせんといかんようになってくると、そのときには小6、中3ではなくて、全員に対してもオンライン授業ができるように準備せんといかんだらうと思うんですけれども、その辺はどんなふうにかえとつたんですか。

もう一回言いますよ。

今の段階では小6、中3だけでも、今後、本当に大変なことになって、第何波が来て、またまた緊急事態宣言とかいうふうになって臨時休校を余儀なくされると。

そうなったときにね、小6、中3だけやなくて、オンライン授業せないかんから、ほかの子供たちに対しても手厚くせないかんといったときにはどんなふうにしよと思ったの。

多分私は、そのときにはまた国のほうからね、いろんな支援が来るからそれでやろうと、だからG I G Aスクールとは関係ないんだというふうに思ってやったんだと思うんですけれども、そうなんでしょう。

日吉敬子学校教育課参事兼教育相談係長兼指導主事

7月の段階においては、先ほど申し上げましたように一部導入ということで進めていたということ。

それから、他学年につきましては、これは6月の時点に遡りますが、今ある環境でできることをやっていくということで、市内のプロジェクトチームを組んで話し合いを進めていくということで、G I G Aスクールに乗って支援というよりは今ある環境でやると。

しかしながら、7月の時点で一部導入ということが可能になりましたので、そちらについては、それぞれ小中の最高学年を最優先させると。

そして、その上でそれ以外の学年については、今ある環境でできることをやっていくというふうに進めていく予定で動いておりました。

尼寺省悟委員

いや、私はね、正直言って、G I G Aスクール構想に対しては、どうも賛同できないって
い。

しかしながら今の事態、オンライン授業をせないかんと。オンライン授業をするために1
人1台必要であるから、そういった意味では賛成するけれども、G I G Aスクールそのもの
がね、本当にいいのかどうなのかちゅうことに対して非常に疑問を持ってるわけたい。

だから、今の教育委員会の姿勢としては、少なくとも6月、7月の段階では乗らないと言
ってたんだから、乗らないで、あくまでこういった臨時休校に備えてオンラインするために
したんだということで、そんなふうを考えていいわけですよ。

そういうふうに思うからね。よろしいですね、それで。

それでね、方針を転換したというようなことで、大分、松隈議員からいろいろお話があっ
てね、私もそれ聞きよって見て、あんまりよう分からんやったけれども。

結局ね、最終結論として彼が言いよったけれども、何で変えたんかと、ほかの自治体がみ
んな転換したからと、だからバスに乗り遅れたらいかんと。この機会を逃したら、当分はG
I G Aスクールに対してこういった国の支援ないから、この機会を逃したら駄目だからとい
うようなことで——ちょっと戻ります。

要するに、ほかの自治体がやってるから転換したというふうな理解でいいでしょう、教育
長。最後にそう言われたから。

天野昌明教育長

G I G Aスクールとオンライン学習で、コロナ禍の中でというのは切り離して考えていき
たいというふうに思っておりました。

それで、今回はこういうふうな形で、もう全国的な流れがG I G Aスクールということで
来ましたので、そういうことも含めて、佐賀県も20市町全てがG I G Aスクール構想に入っ
たわけですけども。

こういう流れの中には、やっぱりこれは乗らざるを得ないと。乗らざるを得ないというか
遅れてはいけない。

今、バスに乗り遅れてはと言われましたけど、確かにこれからの子供たちにとって、この
I C Tの環境を整備してやるということは、やっぱりこれは教育委員会の大きな使命だとい
うふうにも思いました。

それで、この際だったらということで、私もこれだけの費用がかかるので財政的にこれは
厳しいだろうなと思っておりましたけれども、世の中の流れが、今回のコロナ禍で特に加速
されたわけですから。そういった意味ではこれに乗って、そして環境を整備してやる。

これ一番だと思いますし、僕は何回も言いましたように、これからの子供たちが、やっぱ

り国際化であるとか情報化の流れの中では——来年の4月にそろうんですけれども、これを使うのに、僕は二、三年以上かかるんじゃないかなと思います、子供たちがスムーズに使えるようになるためには。電子黒板も、やっぱり5年ぐらいかかりました、先生たちがスムーズに使えるまで。

しかし、そのとき佐賀県は入れたので非常によかったなというふうに思ってます。

だから今回、国のほうが施策でそういうふうにGIGAスクールを入れて、1人1台端末をやるということですから、これにはやっぱり乗らざるを得ないなと、やっぱり、世の中の流れに沿っていかなくてはいけないということ。

20市町がやったからやったんでしょって言われればそうかも分からないけれども、それ以上にやっぱりやりたい思いは強く持っておりました、はっきり言って。そういうことで、御理解いただきたいというふうに思ってます。

尼寺省悟委員

それでね、私は1人1台端末というのはオンライン授業と、要するに緊急事態、ああいったときにやるっちゃうのは十分分かるけど、平常時にね、この授業をやるっちゃうことはどうしても理解できんのよね。

それで、ちょっとこれを見ていただきたいんですよ。

これ「世界」という雑誌なんですけど、この中で辻元というこの人は上智大学の情報理工学科教授の方がいろいろ書いておられるんですよ。

教育のICT化で見ると授業環境の先進度で——先進度っちゃうのは電子黒板やプロジェクターなどの整備率、1位を取ったのは佐賀県の87%。最下位は秋田県、17%。

佐賀県は教育のICT化の先進県として有名です。例えば、デジタル教科書の整備状況は全国第一で、ほぼ100%って、ね。

この人が言ってる——私が言ってるわけやないんですよ——学習の効果ちゃう意味でね、ところが昨年在全国学力調査で秋田県はなんと1位と、佐賀県は43位だと。

それで、デジタル教科書や電子黒板の導入が学力向上につながっているのかどうなのかということ、非常に疑問だと、こういうふうにおっしゃってるわけですね。

私は、文部省の学力調査を是とはしていないけど、少なくともこの先生はそういった面から見るとね、本当にデジタル化といったものが学力の向上につながるとは必ずしも言えないんじゃないかと、こういうふうにおっしゃってるわけね。こういった考え方もあるんですよ。

要するに、2010年情報処理学会、日本数学会、日本物理学会の8つの学会が連名でね、デジタル教科書の導入が手を動かしての実験や観察を行う時間の縮減につながらないこと、デジタル教科書において、虚構の映像を視聴させることのみで科学的事項の学習とすることが

ないように、デジタル教科書の使用で児童生徒が、紙と筆記用具を使って考えながら作図や計算を進める活動の縮減につながらないこと、以降、10ぐらいあるんですけどね。

必ずしもデジタル教科書がね、学力の向上とかそういったものにはつながらないんですよ。紙と鉛筆、黒板そういったものも非常に意味があるんですよ。いや、一方的にデジタル教科書を否定しているわけじゃないけど、ただ今までの議論を見てみると、やれ国際化、情報化だと。

これをやらんことにはね、もう取り残されると、そういったやり方に対して私はどうもね、ちょっとついていけないけれども。直接のあれに関係ないけれども、何か今言ったことに対してあれば。

天野昌明教育長

まさに言われるとおりだと思ってます、私も。

これは、やっぱり道具ですから、電子黒板を使うときもそうでしたけれども、これを使ってるからといって学力向上するかっていうと、そうではないというふうに思ってます。

今言われたように、秋田県であるとか福井県とか、そういったところ非常に遅れてます。佐賀県は、しかしそれでも、やっぱり電子黒板を早く入れようということで、これも補助をして、全部学校に、学級に1台ずつ入れようということで授業は劇的に変わったのは事実なんです。

そういうことで、そういう事実はあるんですけども、私も1人1台タブレットを使ってやることで学力がぐっと上がるかという、果たしてそうかなというふうに疑問を持っています。

しかし、今言ったように、これからの子供たちが、20世紀をこれから担う子供たちがこれだけ情報化の中でやっていくわけで、学校によってはやっぱりそれも一つの手段として、一つの学習の学びの一つとしてタブレットを使った学習というのも大事ですし。

もちろん、プリントを使ったりコミュニケーションをして、グループ学習したりすることも大事でしょうし。そういった、いろいろな学習の過程といろいろな学習の場面を踏んでいかないと子供は伸びていかないというふうに思ってます。

だから、これをやったからといって学力向上、学力がぐっと伸びるかというそういうものではない。

これは、武雄市の教育長とよく話したんですけど、武雄市は非常に進んだんですね。ものすごくああいうことで、全員タブレット持たせて、しかし悲しいかな学力はそんなに高くないんですよ。それをいつも言われてます。

しかし、そうじゃなくて、やっぱり情報教育の面でも大事ですし、いろんな子供たちおり

ますから、そういった意味では非常に重要じゃないかと。

例えば、リモートでやることによって、今度は不登校の子供の対応ができてきますし。それから、やっぱり三密を避けるためにもリモートをつないで、それぞれタブレット持たせて、それぞれの教室に分かれたところでもできます。

そういった、教育の多様性がいろいろ出てくると思うんですね。そういった意味では、学力と直接は関わらないにしてもいろんな場面をやるということで、非常にこれは重要じゃないかと。

だから、今言われたその先生の言われるとおりでというふうに思ってますけれども、それも含めてしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

尼寺省悟委員

それで、GIGAスクールを入れて、今から準備を進めていくと、プロジェクトチームを作ってやっていくと。それで、先生たちに対しては年末からその準備をやっていただくということなんですがね、今の現場の状況って御存じでしょう。

とにかくね、もう40時間、月何十時間も残業残業やっとなって、とてもついていけるかどうか、今やってないからあんまりね、先生たちからは私も直接は聞いてないけど。これはまたね、大変なことだと。

そんなできるんかと。そんなことするんやったら、何でもっと先生を増やさんのかといった声になってくるったいね。

だから何かね、今の政府のやり方ちゅうのは優先順位が私は違うと思うっちゃん。今やることは、GIGAスクールに対してね、何十億円もかけてやることじゃなくて、やっぱりちゃんと先生の数を増やすと、少人数学級にするとかね。ついでに言うけど、秋田県とか福井県は少人数学級の先進地なんよね。

給食問題について質問したいと思うんで、ちょっと後でします。ちょっと一旦、ほかの方に。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

中川原豊志委員

じゃあ、給食は後回しですね。

タブレットの購入費で5,352台って書いてあるんですけども、先般7月の分と合わせて約7,000ぐらいだと思いますが。

生徒数に合わせてちょうど、きちぎちの台数なのか少し余裕があるのか。例えば、紛失な

り破損なりした場合の対応、また新年度になると生徒数が増える可能性もありますよね。そういうときの対応というのを、ちょっと教えてもらいたいなど。

立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長

まず、今回購入する分については、予備機も含めての台数にはなっております。

ただ、予備機自体は、全部で小中合わせて80台程度を考えておるんですけども、また来年度になりますと今度小学校の入学者数が、今年、6年生は中学校に上がっていくんですけども、小中合わせますと大体80人ぐらい小中学生が減るんじゃないかというような見込みもございます。ですので、今年から来年度にかけては、台数的には非常に予備機が潤沢にあるような状況かとは思っております。

それ以降についても、小中学生の数自体では少しずつ減っていくような傾向ということで見ておりますので、予備機的にはあるんじゃないかと考えております。

なお、今回保守は、保守料ということで別にはつけてないんですけども、よっぽど落として壊れたとか、そういうときにはこの予備機で対応しようかと思っておりますが、設定自体がちょっとおかしくなったようなときとかは初期化をして使えるようにということで、その初期化のためのU S B等を今回、また別の契約議案のほうで上げておりますけれども、こちらの契約相手の納入業者のほうから提案のほうを受けておりますので、設定がおかしくなったときとかはそのU S Bを使って、また初期化をして使っていきたいと考えております。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

今回購入予定については、質問あったかどうか分かりませんが、今回財産の取得で上がってきてますけれども、同じ種類、メーカーの機種じゃないとおかしくなると思うんですが、そういう考え方でよろしいですかね。

立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長

まず、7月に納入した分については、先ほど申し上げました契約議案ということで機種のほうは決まっております。今度、G I G Aスクール分ということで、追加する形で導入をすることになるんですけども、この分について、現在同じ機種を使うかどうかというのはまだ決めておりません。

ただ、仕様については、やはり同じような機能を使える物でないといけないと思っておりますので、仕様を合わせたような形で発注はしていきたいと考えております。

以上です。

中川原豊志委員

あと、年末から先生たちの教育というお話もあつったんですけども、今、先生たちの

例えば電子黒板を使つての授業とかは、聞いた話なんですけど、多分自分のノートパソコンか何かを使つて、授業のときに電子黒板がある教室に行くときはそれを持って移動しているとかいうふうな形を聞いたんですが、これ今後どうなるのか、その辺の先生たちの端末の取扱いについて。

先生たちの中には、いろんな情報が入ってるのをあんまり持ち歩きたくないとかいう先生もいらっしやったんですけれども。

今後のGIGAスクール構想において、先生たちの端末の取扱いについてはどういうふうにお考えなのか教えてください。

立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長

先ほど、中川原議員のほうでおっしゃってあったのは、電子黒板の操作用のパソコンの件ではないかと思います。

現在、電子黒板の操作用のパソコンについては、中学校においては昨年度、電子黒板1つずつに専用のパソコンを設置したところです。小学校分についてはまだ整備できてない状況で、今年の当初予算では小学校の高学年分を、来年度以降に低学年分という形で整備をしていきたいということで考えていたところです。

ただ今回、GIGAスクールということでタブレット端末が1人1台ということで入ってまいります。そうしますと、現在のパソコン教室、こちらのパソコンをどうするのかというような話も出てまいりますので、当面ちょっと、今年度は当初予算で小学校高学年用の操作用のパソコンを整備したいということで予算のほうを上げさせていただいたんですが、これについて、じゃあ小学校のパソコン教室のパソコンを今後使わないというようなことであれば、そのパソコンを利用できるというような可能性もございますし。あるいは、これはちょっと今業者のほうにも確認中なんですけれども、タブレット端末を使ってすぐ電子黒板を操作できるか、そういう方法とかがあればそういう方法でやることもできるかと考えておりますので、ちょっと当面、今年度当初予算で専用の操作用のパソコンを改めて設置するという分については保留をしている状態になっております。

以上です。

中川原豊志委員

ということは、今の時点で、先生たちが今後使う端末、タブレットにするのかパソコンにするのか、また調査をして、検討するというようなことなんですか。

はっきり決まってないちゅうことですかね。

白水隆弘教育次長

いずれの機種をどのように使うかということは、今から調査・研究せざるを得ない部分が

あるかと思いますが、操作用のコンピューターとそれから業務用のコンピューターを分離するというような方針は変わっておりませんので、そこは御考慮いただきたいと思えます。

同じ物を使い回すというような状態は解消するというようなことで、プロジェクトをさせておりますので、よろしゅうございますでしょうか。

中川原豊志委員

ぜひそのように、小学校の先生から聞くとね、自分のパソコンでいろんな入力をしてる物もあれば、電子黒板に持ってって使ってるというのがあって、ちょっと大変だなというふうな話があったので、その辺を考慮願いたいと思います。

いいです。

中村直人委員長

ほかにございせんか。

伊藤克也委員

中川原議員にちょっと関連するんですけど、今回の5,352台についてはスケジュール的に、恐らく業者をお願いするようになると思うんですけど、入札という方法で、今後決められていくっていうふうなことでよろしいのでしょうか。

立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長

購入方法について、現時点ではっきりとまだ決めてはいませんが、仕様については7月臨時会で購入予算を付けた1,716台——これについて今回契約議案を上げておるんですけども——こちらで購入する機種と同様の仕様な物、これに合わせた形の物を購入していくことを考えております。

それが、同じ業者と随意契約になるのか、あるいは入札。入札の形でも、仕様を合わせれば可能かどうかというのも含めて今研究しておりますので、それ次第で契約をしていきたいと考えております。

以上です。

伊藤克也委員

他市を見てみると、入札で検討されているところもあるというふうにお聞きしておりますので、それはまた研究していただいて、どういった形がよいのかっていうのを決めていただければというふうには思っております。

それと、タブレットについては、基本学校内で使うことが多くなるのかなというふうに思っているんですけども、オンライン授業等を通じて、休校時とかはやっぱり持って帰るっていうことも出てくるのかなというふうに思うんですね。

今、子供たちって、かなりランドセルなんかばんばんの状態で、いつか置き勉強っていったことも質問があっただけでも。その辺どのように検討されているのか、あれば教えていただければと思います。

中島達也学校教育課長

議員御指摘の今の部分になりますが、今は学校で使うという形なんですけど、今後の使い方につきましては、今おっしゃっていただきましたように、家庭に持ち帰って家庭学習で使うとかそういうところも含めて今後検討してまいらなきゃいけないと思っているところでございます。

伊藤克也委員

重ねてですけど、だからかなり教科書も重たいんで、その辺も含めて一緒に方向性も、どういった形がいいのかってということも検討していただければなというふうに思っております。以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

久保山博幸委員

先ほど、尼寺委員のほうから御意見あったところと相通ずるところもあるんですけども、あくまでタブレット、ICT関係のツールですよ。我々議員にもタブレットを配られとるばってんが、やっぱり使いこなせてる議員さんと、私みたいに全く使いこなせない。やっぱり使う側にとっての、性格的とかいろんな比率的に、こういうのが今の時代に対応できる、私みたいなアナログは対応できんし。

やっぱり、生徒によってもいろんな性格があって、これを取り入れることで、もちろん受取る側もそうですけど、教える側の先生ですよ。先生のその辺の技量によっても各クラスで質が違ってくるとか、何かそれをちょっと懸念するわけですよ。そうになると、教える側の先生方の教育ですよ。研修だとかその辺りはどういうふうに考えておられるのかなど。

やっぱり言われたように、これを取り入れることで先生も忙しくなるし、子供たちもまた余計なその使い方の勉強もせんばいかんしってということで、言われたようにGIGAスクールの流れに乗ってICT教育、子供たちにとって精神的な学習の機会を与えていくのはもちろん大事だと思うんですけど、それを使いこなせるような指導側の今後の研修体制っていうか、その辺りはどういうふうに考えておられるのかなど。

日吉敬子学校教育課参事兼教育相談係長兼指導主事

ありがとうございます。

今の御質問に対しての対応といたしましては、今プロジェクトチームで、まず遠隔授業に

関わる進行マニュアル。それから今度、平常時に使う活用集の準備に入っているところでございます。

今年度のスケジュールといたしましては、まずは臨時休業に備えての小学6年生、中学3年生を優先させてということで動いておりますので、まずはその遠隔授業のほうを先にできるように、テストも含めて進めていっているところです。

マニュアルを見れば最低限の操作はできるというようなことを業者も含めて、プロジェクトチームと協力してやっていくような予定で動いております。

そして、平常時の使い方につきましても、今各学校の主幹教諭、それから指導教諭からアイデアを出してもらって、どんな使い方があるのかということ、今年度洗い出し、そして試行してみるというそういうステージだと思っておりますので、そちらにつきましても、マニュアルのようなものを今着手しているところでございます。

ですので、苦手な先生も最低限のことはできるような、質の担保ができるようなことをやっていきたいというふうに考えております。

あとは、それこそプロジェクトチームが中心になりますが、得意な先生たちがいろんな使い方を公開して、そして広めていく、これをしばらく続ける必要があるかなと思っております。

最初は、やはり子供たちにしても職員にしても負荷がかかるかなと思いますけれども、慣れることでそのメリットが活かせるものと考えております。

以上です。

久保山博幸委員

それで、専門家の知見っちゅうか、やっぱりプロジェクトチームを組んでたけた方がやっておられると思うんですが、やっぱりいろんな、よう分からんばってん、そのGIGAスクールの世界ですよ。外部からのそういう意見っちゅうか、いろんな情報っちゅうか知見を取り入れられるような体制っていうのは今後何かつくっていかれる予定はありますか。

日吉敬子学校教育課参事兼教育相談係長兼指導主事

ありがとうございます。

そちらにつきましては、専門家の知見について非常に貴重なものだというふうには考えております。

特に、ソフト面の整備を進めていくに当たっては、今のところプロジェクトチームの企画部と企画委員会に当たる先生方と教育委員会事務局で一緒に考えて、スケジュール等の提案をしているところでございますが、やはり専門的においてどうなのかっていうことは、今後

必要に応じて入れていく必要があると思いますので、そちらも併せて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

久保山博幸委員

意見としては、経費がかかるにしてもですよ、そういうところは惜しまずにやっぴいかん、やっぴいね、せつかく入れてもそれが生かされんならばあれやけん。多少お金がかかっても、その専門的な知見を取り入れるような体制をつくっていただければと思います。

伊藤克也委員

すいません、スタートするに当たって、やっぴい保護者の理解っていうのは非常に大事になってくると思うんですね。

今後、保護者に対してこのG I G Aスクール構想が、またこれからの子供たちに必要なんだよっていうことをどのように浸透、説明されていくのかっていうことをお聞きしたいと思います。

中島達也学校教育課長

ありがとうございます。

実際、P T Aっていうか保護者の御協力、御理解がないとやっぴい先へ進んでいかない部分が多々あると思っております。

例えば、P T Aの教育懇談会、今月末に各中学校区と教育委員会との懇談会を予定しておりますが、その中でも今回のこのG I G Aスクール構想等につきましても議題として上げていこうと予定をしているところでございます。

また、各学校におきましても保護者会とか学校だより等を通じまして、適宜保護者の方にどういう目的でこのG I G A構想を行うのか、またどういう使い方をするのか、また保護者の方にどういったことを御協力いただくのか、そういったところを含めて、学校からの啓発、周知というところで徹底していきたいと思っております。

以上です。

伊藤克也委員

先ほど、やはり更新の話もあって、今回は、保護者の方に負担をしていただくことはないっていうふうなことだと思うんですね。

ただ、行く行く更新等を含めてですよ、恐らくそういった可能性も出てくるのかなあというふうな想像するんですね。

ですので、もちろんその過程っていうのが一番大事っていうようなことはね、思ってるんですけども。やはりスタート時に、これだけ本当に今必要なんだよということは、しっか

り保護者の方に理解をしていただかないと、なかなかその先も厳しい面も出てくるのかなっていうふうに想像しますので、しっかりとそこは浸透させていただければというふうに思っておりますので、要望としてお願いをしたいというふうに思っております。

中村直人委員長

質問もあるかと思いますが、暫時休憩いたします。

午後 2 時 2 分 休憩



午後 2 時 12 分開会

中村直人委員長

再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続行いたします。

ほかにありますか。

尼寺省悟委員

今度、給食の問題についてお尋ねします。

この資料についての説明は、もうしないのかな。

ほんなら、質問しますけれども、完全給食と食缶方式による完全給食ということでやっていくと。それで、この資料から見ると、いわゆる民設民営という方向でやっていくということだろうと思うんですけどもですね。

これは、一般質問でも質問あったけれども、基本計画というのがあるって、この基本計画の中で給食センター建設というふうに書いてあって、7,000食を賄える規模とすると。そして、2か所に分けて建設すると。時期について、第1施設の建設目標は平成25年度と、第2施設は第1施設の運用状況等を検証後、速やかに建設するというふうに書いてあるわけですね。

だから、少なくともこの基本計画を見る限りではね、新たにもう一か所、給食センターを建設して完全給食を目指すというふうに読むのが普通たい。

にもかかわらず、突然こういった形で現在の弁当給食方式を改めて食缶方式に変えるだけだというふうに変ったというのはあまりにも唐突でね。

何か、今よりはね、よくなるというふうに思うけれども、流れとして非常に唐突っちゃうか順序を踏んでないっちゃうかね、それなりのステップを踏んでないというふうに思うんや

けどね。その辺は、いかがですかね。

中島達也学校教育課長

唐突であるという御指摘ではございますが、答弁でもお答えさせていただきましたように、従前より教育委員会のほうでは完全給食の検討を重ねてまいりました。

ただ、今回令和4年1学期には、現在の選択制弁当方式の弁当の申し込み数が受託事業者の調理施設の能力を超えるということが見込まれてきましたので、これにやはり対応する必然性が出てきたというところから、これを機に現在の受託事業者による施設改修、これにかかる委託料と食缶方式による完全給食にかかる委託料の比較をしたところ、食缶方式の完全給食のほう安くなるという見込みが出てまいりました。

そういう中で、庁内におきましても、今言われるように、例えば公設公営等を含めまして、様々な中から今後の給食の提供の方法について比較検討してまいったところでございます。

そして、現在の選択制弁当方式での弁当の提供食数の限界が迫る中、少しでも早くやはり対応していきたいということから今回の提案に至ったという経緯がございます。御理解いただければと思います。

尼寺省悟委員

今の答弁なんですけどね、あらゆる選択肢を検討してやったと。

そう言われるならばね、少なくとも基本理念では給食センターを建設としてるんだから、これに対してここがいかん、あそこがいかんとね。これ、いろいろ検討したけど、これできるといふうなことがあって、そして今言われたように幾つかの選択肢があって、この選択肢があって、これに対してこういった議論をして、これは駄目だというふうな形のね、具体的な詳細な説明があれば分かるけれども。

そういったことは一切なくね、いきなり、いや、検討したのこれですと言われたとしても、なかなかそれじゃ唐突で、結論ありきじゃないのかと、もう決まってるんやろうもんと、今の選択弁当、頼んでいるところにやってもらうと。

もう、結論が決まってるからやってるんやなかろうかちゅう疑問がね、どうしても出てくるわけですよ。いや、それが本当にいいのかと。

結論としてね、どっかで安くなるからというように書かれとったけどね。少なくとも、学校給食が安くなる、安い高いだけで判断は、私できないと思うんやけどね。

だから、その辺の議論のプロセスちゅうかね、その辺がどうも見えないわけですよ。見えないからみんなが唐突だと、だから何回も言うばってんね、いいんよ、今の弁当給食方式よりも完全給食であってね。

だから、それはそれとしてね、問題点もあるけれども。

だから、その辺が何か見えないから、ちょっと疑問に思うんですよね。その辺、どうですか。

あとね、学校給食っちゅうところを考えないかんときにね、いわゆる食育ということであって、子供たちに対しておいしい給食を、おいしくて栄養のあるということと、もう一つ大事なこととして食育っちゅう観点から見たときに、自分たちの給食がどうやって作られていくのかと、そういったこともちゃんと知ることが大切だということで、わざわざ給食センターに、あそこの2階に大きなスペースを作って、あそこからやったらどうやって作ってるかっちゅうのは少なくとも見ることはできると。匂いは嗅げんけどね。そういったことが、給食センターのメリットの1つということも聞かされてたけどね。

多分、今度作るところで、そういった見学は恐らく、もちろんシャットアウト、できないやろうしね。そういったことも、本当検討されたのかなと思うんやけど、何かその辺が見えないんですよね。その辺はどうですか。

あと、今までの公設公営と民設民営の違いっていうか、その辺は何ですかね。

今の公設公営であれば、教育委員会が給食センターに対して指示することはできると思うけれども、民設民営で委託先に対しては指示はできないでしょ、何とかっちゅうあれがあって。法律があって。多分、できんと思うんやけどね。ちょっと、法律の名前、忘れたけど。

何か前、言われたけどね、覚えてない。

白水隆弘教育次長

ただいまの御質問、ちょっと一つ一つ御対応させていただきたいと思いますが、中学校の給食の整備方法につきまして、まず一番大きな問題といたしまして整備方法の費用の問題がございます。

費用につきまして、5パターンほど部内におきまして検討させていただいております。

まずもって、土地、建物全て新築で、業務は委託という形で今の学校給食センターと同じような形で建物を造った場合、ちょっと数年前の資料で大変申し訳ないんですが、土地購入費用で3,700万円ほど、建設費で6億3,000万円ほど、委託料につきまして7,400万円ほどかかるというふうな状況の試算をさせていただいております。

また、現在の用地を、今、業者が持っております用地を市で買上げて、それを貸与して造っていただくというようなパターンでございまして、これ土地代といたしまして約4,300万円、委託料といたしまして1億500万円ほどの費用がかかると——今、申し上げておりますのが、費用の面だけで試算した場合でございすけれども。

続きまして、現在の用地を業者により購入させまして、現在の業者に委託するですね。今回のパターンとほぼほぼ同じでございまして、約1億700万円ほどということでございます。

続きまして、現在の用地を市で購入して、全く違う業者に委託する場合がございます。これも、土地代といたしましては同じでございますけれども、委託料8,000万円ほど、建物代で6,000万円ほど、土地購入費で4,500万円ほど、そういう試算をさせていただいております。

それで、様々、今申し上げましたのは支出の費用に関します比較でございますが、今申し上げましたように今の業態で民設民営にさせていただくのが一番安価であると。

言い方として、安価がいいのか悪いかは別といたしましてですね。一つのハードルとして安価であるというような結論に至っております。

先ほど来、申し上げましたように、今の選択制弁当給食が来年度で食数が上回るというような予測でございますので、業者に対してそれを、施設を改修してというふうなことで今、業務の試算をさせていただきますけれども。

そうしたところ、全体に、一人一人に食缶方式で給食を供給するほうが、今の選択制弁当方式を増設するよりも安くなるというような試算に至ったわけでございます。それで、選択制弁当方式が破綻してしまいますのは非常に都合がよくございませんので、そういった状況も踏まえて、来年度から民設民営という形をお願いできないだろうかということで、お話をさせていただいております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

今、白水次長が言われたことについて、数字とかいろいろ言われたけれども、あんまりね、ぱっと言われても分らないので、言われたことについて文書で、資料として出してくれん。

これこれ、こういった形でいろんな選択肢があったと、だからそれに対して、こういった議論、検討をやってこうしたという結果。そういったものを出してくれたら、より我々の理解もね、ああ、こういった理由で決めたんかっちゃうのが分かるけどね。

それがないと、さっきも言ったようにね、ちょっと分らんわけよ、唐突に決めた。安いからだけで決めたっちゃうもんと。いや、それでいいのかと。

さっき、ちらっと言われたけどね、もちろん高い安いで、安いにこしたことはないけれども。学校給食ってそれだけやないと思うんでね、様々なことを検討してその結果と言われたんやけど、じゃ様々なことっちゃうのはどういったことかと。その結果、こうですというふうなことをね、ちょっと数字も併せて見せてくれたほうがいいんですけども、いかがですか。

白水隆弘教育次長

今、申し上げました内容につきましては、私のメモでございますので、取りまとめさせまして最終日までのうちに提出をさせていただくということでよろしゅうございますか。

中村直人委員長

今、資料の提出があつてますから、ちょっと委員に諮らなくてははいけませんので。

今、尼寺委員から資料の提出要求があつて、白水教育次長からは整理をした上で最終日に出していきたいという答弁がありました。それでいいですか、皆さん。

資料の提出を求めたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それじゃ、委員会として資料提出を求めます。

尼寺省悟委員

いいです、それを頂いてちょっと。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

中川原豊志委員

私どもも、何で民設民営になったのか、その辺がちょっと分かんないんで、資料のほう、また見させていただきたいと思いますが、今回債務負担行為ということで5年間。

例えば、本来的には公設公営がいいんだよと、だけど選択弁当制が数が多くなってきたら、もう急を要すると。

だから、この債務負担行為の5年間の中だけ、都度お願いしてこの5年間で給食センターを建てるというふうな考えは全くないんですかね。それで、給食については5年間してあるけれども、今後ずっと続いていくわけですよ。5年間だけ給食にして、それからまた弁当にしますということはないと思いますんで、その5年後以降のことについてもちょっと考え方を教えていただきたいなと思います。

白水隆弘教育次長

一般質問の答弁の中でも若干触れさせていただいておりますけれども、今回至った理由につきましては様々、今るる申し上げましたとおりでございますが、今、現時点におきまして、新設をするというような選択肢は今のところ思っておりません。

以上でございます。

中川原豊志委員

思っていないというふうなことですんで、なおさら高い安いの話だけじゃないんですけれども、今後ずっと、5年以降続くのであれば、なおさら検討した結果、給食センターを建てるよりも民間委託のほうの方がよかったんだという資料というのは欲しいなというふうに思います。

それで、今回11月までに委託業者の選定をするというふうなことで、一般質問の中でも幅広い業者のほうに公募をするというふうな話もあつておりましたけれども、実際公募して業

者がいるのかどうかも分かりませんが、業者ありきで進めてあるような感じもするんですけれども、その辺の考え方を再度確認させてください。

中島達也学校教育課長

事業者の見込み等につきましては、今日議会でもお答えさせていただきましたけど、今回対応できる事業者数の見込みについては、広く公募を行うということにしておりますので、どのくらいの事業者の方が応募されるかっていうところは、現時点では不明というところで考えております。

また、選考に際しましては、評価項目や評価基準、それから提案金額の上限等を示した上で提案事業者を募り、その評価を行う方向で検討しておりますが、当然、それだけではなくて主に事業者の経営状況、また事業実績はもちろんのこと、やはり衛生管理体制とか食物アレルギーのある児童への対応、それから配送計画、配送体制など金額以外の部分も含めてトータルで見て、やはりきちっと対応できるところであるかっていうのを見極めをしながら決めていきたいと考えているところでございます。

中村直人委員長

よろしいですか。

ほかにございますか。

久保山博幸委員

給食センターについては、例えばこれから先、何か災害があったときその対応としてのそういうふうな役割っちゅうか、そういうのも大事なのかなと思うんですが、以前、給食センターの計画があったときに、2か所地域を分けてっていう話がありますが、今、西部のほうにありますよね、小学校ですけれども。

今度は東部のほうにあるということで、その辺エリア分けで小学校、中学校の給食をそれぞれにエリアで分担するような考え方っちゅうのはないんですか。

白水隆弘教育次長

まず、7,000食を提供するというので、エリア分けをして南北で1か所ずつ造るというような計画となつてございますが、結果的には小学校が先行してやらせていただいておりますので、結果的に小学校が先行してやらせていただいております。

ですので、残る中学校をどうするかというような論議に今至っておりますので、物理的にエリアを分けるというようなことではなく、小学校と中学校を分けるというような方針で今のところ進めさせていただいております。

以上でございます。

中村直人委員長

いいですか。

伊藤克也委員

今後、中学校も完全給食化を進めていくということで、いいことだなというふうには個人的には思ってるんですけども、一方でせっかくこうやって進めていただくんで給食費。直接関係はないのかもしれませんが、給食費について、例えば今後どういった、今までのようなやり方で今後も、小学校の給食費の徴収ですね。

そういったのを継続した形で、中学校も同様に考えられていくのか、それともまた違った方法を、例えば公会計であったりとかその辺を視野に今後検討されていくのか、もしお考えがあれば教えていただければというふうに思います。

中島達也学校教育課長

学校給食費の、特に公会計化につきましては、昨年7月に文部科学省から学校給食費徴収管理に関するガイドラインが示されたところでございます。その中で、学校給食費の公会計化の取組を推進するよう通知がなされたところではございます。

これにつきましても、本市としましても他の市町の動向等を注視しながら、特に導入時期、また必要なシステムの整備の検討を進めてきているところでございます。特に、徴収管理、会計処理の方法とか、また給食物資の調達等に関してどのようにしていくのかということ、これにつきましては、また小学校と合わせて、タイミングを今から図りながらそこは検討してまいらなければいけないなということで今考えているところでございます。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

久保山博幸委員

給食センター以外でいいですか。

太田古墳の件で1点お尋ねしたいんですが、今回仮整備を実施するという事なんですけれども、ここに関してもそうですけれども、将来構想っていうか、今回が仮であれば将来どういうふうな整備を計画されているのか、何か計画があれば教えていただきたいんですが。

久山高史生涯学習課文化財係長

まず、太田古墳の将来の整備構想になりますが、まず公有化が入ってまいります。

ただ、公有化が今現在、今回買うところだけですので、元の史跡指定地と、あとそれ以外の部分も含めて公有化が終わった後、計画を立ててということになります。

ですから、それまでには少し時間がかかるというので、今回仮整備という形で、買上げたところについては放置ではなくてきちっと史跡らしい、範囲等が分かるような簡単な整備を

して、将来に備えるという趣旨でございます。

以上です。

久保山博幸委員

ということは、今ここに仮のイメージがありますけれども、基本的にはこの中には入れないってことですよね。

一応、ガードみたいなやつが外にありますけれども、公園的な使い方は当面できないということですね。

久山高史生涯学習課文化財係長

一応、仮整備のイメージ、右下図のほうに書いておりますが、墳丘の下の縁、ラインのところこういうマーキングを行いまして、大体全体この形だったんだろうと推定させる説明場を設置いたします。

もちろん、この中に立入禁止とかそういうことはもちろんしませんが、基本的にはイベントがあったときとか見学があったときはここを活用することがあるかなと思います。

以上です。

中村直人委員長

よろしいですか。

伊藤克也委員

私も実は、太田古墳は一度しか中に入ったことがないんですけれども、もう大分前なんですけれども。この図でいくと、たしか北側の民地を通り抜けて史跡の中に入って行ったような記憶あるんですね。

今回、整備をされるところから直接、民地ではなくて太田古墳のほうに直接入っていけるようなところはあるんですか。

久山高史生涯学習課文化財係長

今度公有化するところから、本来の古墳の入口以外に入ることはできません。

委員がおっしゃったのは、このカラーで言うと左下のところから入れるようにしています。これは、以前は、そういう形で地権者さんの同意を得てたんですけれども、最近ちょっと不安に思われるところがあって、こちらから入ってくれるな、正面からでしかというふうに言われたので、そこに垣根を作って閉鎖しておる状態です。

あと、ついでに申し上げれば、石室の中も壁画の保存の観点から、ここ数年公開を中止している状態でございます。

以上です。

伊藤克也委員

ということは、今はもう、民地からも入れなくなって、今度整備されるところからも古墳の入り口辺りまでも行くことはできないという、そういうことですか。

久山高史生涯学習課文化財係長

一応、どうしてもということであれば教育委員会のほうに事前に通知、お願いした上で、こちらのほうが地権者さんの同意を得れば御案内することはできますが、基本的にはふだんは、民有地の中の普通の家も入っていることになるので、立入りは御遠慮くださいという看板を立てております。

以上です。

伊藤克也委員

一般の方がなかなか、これで全体像でもイメージがつくのであれば何となく、整理をされてしかるべき形になっていくのかなというふうな気はしてるんですけども。

なかなか整備はする、だけれどもその全体像をつかむことができないとなれば、何かもつたないなというふうな雰囲気もせんでもないんですけど、その辺はいかがですか。

久山高史生涯学習課文化財係長

今回、公有化いたしまして仮整備をするってところの本来の趣旨は、もともとの史跡以外に古墳の本体に含まれる部分があるっていうのが10年前に確認調査を実施いたしまして、今後何かあった場合は、緊急指定の後、買上げも可能ということで文化庁から指導いただいている部分でございます。

もともとの史跡自体は、地権者さんのほうの意向でまだ公有化がかなわないんですけども、ここについては、今買わないと全く第三者により開発にさらされてしまうという緊急性の趣旨を持って買うというのが本来の趣旨でございます。

ですから、当面、本格的整備までには時間がありますが、その間はこういった簡単であります仮整備をいたしまして、あと看板等によって表示をして、そして将来の整備の際はこの丸いところに土を盛って復元するとか、そういったことも考えられると思います。

以上です。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

分かりました。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

再開をいたします。



意見書案

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

中村直人委員長

先日、議会運営委員会から、全国市議会議長会から依頼がありました意見書について、当委員会から提出することと決まっておりますので、その意見書についてちょっと皆さんに御意見を賜りたいと思っております。

ファイルについては、意見書（全国市議会議長会）になっておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

今、配付しているような、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書ということで出ております。

それで、内容について、今皆さんのほうで見ていただいてこういった形で採決をしていきたいというふうに思っておりますが、16日の自由討議の前までにそれぞれ会派のほうでお話をさせていただいて、何かこの件について意見等があればお願いをしておきたいというふうに思いますが。

それで、自由討議の前に採決すると、それで議長のほうに総務文教常任委員会から意見書を提出しますということで申し上げなくちゃいけませんので。この文面でいいのかどうなのかは、確認だけは各会派してほしいと思いますが、よろしいですか。（発言する者あり）

16日の自由討議の前に確認をしますので、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのような取扱い方をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時52分散会

令和2年9月16日（水）

1 出席委員氏名

委員長	中村直人	委員	尼寺省悟
副委員長	久保山博幸	〃	中川原豊志
委員	森山林	〃	伊藤克也
〃	久保山日出男		

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部	長	野田寿
総務課長兼選挙管理委員会事務局長		実本和彦
総務課長補佐兼文書法制係長		江下剛
建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事		萩原有高
総務部次長兼庁舎建設課長		古澤哲也
庁舎建設課長補佐兼庁舎建設係長		田中秀信

企画政策部	長	石丸健一
-------	---	------

教	育	長	天野昌明	
教	育	次	長	白水隆弘

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武田隆洋

5 日 程

意見書案

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

[採決]

自由討議

議案審査

議案乙第18号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案甲第37号鳥栖市部設置条例の一部を改正する条例

議案甲第42号財産（学習用タブレット端末等）の取得について

[総括、採決]

報 告（総務部庁舎建設課）

鳥栖市新庁舎建設工事の入札について（経過報告）

[報告、質疑]

6 傍聴者

1人

7 その他

な し

報 告（総務部庁舎建設課）

鳥栖市新庁舎建設工事の入札について（経過報告）

中村直人委員長

続きまして、執行部より報告事項がありますので、これを受けたいと思います。
内容につきましては、庁舎建設の今日の状況についてお願いをいたしたいと思います。
それでは、報告をお願いいたします。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

おはようございます。
それでは、新庁舎建設工事の入札について、これまでの経過等について御報告をいたします。現時点までの経過についてでございます。
入札参加予定の代表構成員へ入札辞退の理由の聞き取りを行っております。
既に御報告しておりますが、自社の見積りにおいて資材価格・人件費の上昇、プレキャストコンクリート部材の上昇、新型コロナ対策経費が影響したとお聞きしたところでございます。
次に、設計委託業者において、今回の入札における原因分析、設計内容の見直し検討作業等を行っていただいております。
設計委託業者から取引価格の状況としては、プレキャストコンクリート部材の価格は上昇していると聞き及んでいるところでございます。
次に、建築工事に関心がございました大手業者へ入札参加要件等や設計、新型コロナウイルスの影響などについて聞き取りを行ったところでございます。
各社からのお話では、入札参加要件等の関係ではJVを組むことができなかったこと、会社実績要件は問題ないこと、技術者要件を緩和すればより参加しやすいこと、出資比率は問題ないこと、第1四半期がより受注しやすいこと。
設計の関係では、公共単価と市場価格は今は差はないこと、プレキャストコンクリートは生産工場が少なく、価格上昇のリスクがあること。
新型コロナウイルスの影響の関係では、感染拡大による影響は少なからずあるものの、全体工事費に大きく影響を与えるほどのものではないとお聞きしたところでございます。
次に、入札に参加されなかった市内A級業者への聞き取りを行ったところでございまして、各社からの共通した話といたしましては、技術者不足もあり、現時点で技術者を長期間配置

することは難しいとお聞きしたところでございます。

次に、国土交通省九州地方整備局公共建築相談窓口へ、市の積算・見積方法・参加条件等について相談をいたしまして、特に問題ないとの意見をいただいているところでございます。

次に、庁舎建設課におきまして、最新の公共単価への改訂作業を行ったところでございまして、設計時と比較いたしますと資材価格等についてはほぼ横ばい、公共工事設計労務単価については変動がない状況となっているところでございます。

また、他市の入札における参加条件等の見直し内容等の情報収集も行っているところでございます。

今後についてでございますが、現時点での状況といたしましては、入札参加予定の代表構成員や設計業者等からの聞き取り、国への相談を実施したところでございます。

今後も設計業者と協議を行いながら、設計内容の一部について年内を目標に見直し、併せて入札参加方法も検討していきたいと考えているところでございます。

御報告は、以上でございます。よろしくお願いたします。

中村直人委員長

ありがとうございました。

この際ですので、確認したいことや御意見等がありましたらお受けしたいと思っております。

久保山日出男委員

設計内容の一部、年内って言ってるけれども年度内にならんようにですね。これは年内ですね。年度内ですか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

今、設計業者からお聞きしているところで、設計内容の一部見直し等について今検討しているところですが、設計内容の一部見直しにおいて設計業者において工法の見直しも検討されておまして、そうした場合には設計図の修正とか積算とか、見積りを再徴収とかそういった作業に年内いっぱいかかるというふうに聞いておるところでございます。

以上でございます。

久保山日出男委員

極力、早くなるようによろしくお願しときます。

中川原豊志委員

気になるのが、入札に参加されなかったA級業者への聞き取りというところがちょっと気になるんですけれども。

技術者不足もあり、現時点で技術者を長期間配置することが難しいというふうに言われますと、じゃ次回また入札公募したときにも参加をされない、そういう状況になるとまた今回

と同じような、1JVだけの申請になるというような可能性もあるのかなど。

そうすると、代表構成員のところは人材不足なんで、人件費が高いんでまた無理だというふうな、同じような状況になりかねないんですけども、その辺どういうふうに考えてあるんですかね。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

今回、聞き取りに行ったところで、確かに技術者不足で、現時点で技術者を長期間配置することはできないというようなところでお聞きをしております、確かに委員おっしゃるとおりこういう状況が、次の時点の入札の公告でもそういう状況であれば、やっぱり御懸念されているような状況はあると思います。

ただ、今回のこういった大手の聞き取りと市内業者の聞き取り、こういったものを受けまして、今後入札参加要件のほうも、当然見直していくというようなことで考えておまして、その中で極力、極力といいますか、できるかぎり参加してもらえるような、市内も大手も参加してもらえるような要件設定っていうのを考えていきたいと思っております。今の時点で、じゃどういう方法があるかというのはちょっとまだ答えを見出していないところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

ぜひ、1者JVしか申込みがなかったというふうなことだけじゃなくて、最低でも2者、3者以上ね、競争の原理からやっぱり入札していただきたいんで、その辺どういう条件が一番いいのか、市内の業者等々も相談していただきながら実施をしていただきたいなというふうに思います。

また、今設計の見直し等もされているというふうなことでございますけれども、現設計の担当のところについては、設計の見直しに対しての費用というのは発生するんですか。

萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

今、設計費用が発生しない範囲での見直しということで考えているところでございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

伊藤克也委員

説明をお聞きした中では、さほど予定価格から上昇はないというか、予定価格の中で何とかいけそうだなっていうふうな、私はそういうふうはこの説明では聞けるんですよ。

ただ、このプレキャストについては、生産工場が少なく価格上昇のリスクがあるっていうことで、プレキャストについて少し問題があるのかなっていう、価格上昇を含めてですね。

その辺の見解は、どのように受け止められてるのか教えていただければと思います。

萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

やはりプレキャストについては、価格上昇してるということでございますので、これについてはちょっと工法の見直しっていうのは、そういったところも踏まえて検討しているというところがございます。

伊藤克也委員

そのプレキャストについては、庁舎建設に関してはずっと、もう数年前からこの工法でっていうことで説明を受けて、より短期間っていうか、しっかりとした物が建てられるっていうふうな説明を受けてきたんですね。

ここの工法を見直すっていうことは、その辺の差っていうか、差があっては決してよくないのかなっていうふうな思いもあるんですけども、仮に、プレキャストをほかの工法に変更した場合、その辺は担保できるっていうか、どうなんですか。

萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

構造の品質は確保した上での工法の見直しということで、考えておるところでございます。

伊藤克也委員

そうした場合、単価を抑えられるっていうふうな認識っていうか、そういう考えでよろしいんですか。

萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

その点を、今、設計事務所と打ち合わせをしているところでございます。

尼寺省悟委員

幾つか聞きますけど、今言われた設計の一部見直しというところなんですけれども、当然それは、予定価格を下げるために見直しをします。

その目標っちゃうのは、どの辺まで下げるといって見直しをすることなんですかね。

萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

予定価格を下げるというよりも、今、価格が上昇しているとか見積りが上昇しているとかいろいろそういうふうなお話がありますので、今の予算内に収めるというふうなところで考えているところでございます。

尼寺省悟委員

ちょっとそれは、だって今の予定価格で入札に参加しなかったわけでしょう。こういった形で、高いということで。

だから、同じ予定価格でやったらまた同じような結果になると、だから設計を見直して、

もっと予定価格を下げてやるんだということではないわけ、違うの。

萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

あくまで、この予算の枠内で見直すというふうな方向で考えているところでございます。

尼寺省悟委員

よそのことを言ったらいかんけれども、アリーナのこと知っとるでしょう、アリーナね。あそこは当初、予定価格は144億円と。それで、201億円で入札して不落になったというふうなことで、もう一回やったときには予定価格196億円、だから50億円ぐらい上げて、そして結果として144億から195億だから50億円上がった形で入札したわけね。

当然、ここは戸田建設、松尾建設、中野建設、上滝建設で、松尾建設は入っとるわけよね。私はこれと同じ手法を、何か狙ってるんじゃないかなろうかという——言っちゃ悪いけれどもね。

だから、こういった方法で——悪いけど私の勝手な判断やけど——これで味をしめてね、だからこの同じ方法でやってみて、だからあくまで、今言われるように、決して今の予定価格は変えないんだと。

変えないんだということでもいいわけね。あくまで、予定価格は変えない形で、今こういった形でやるんだということ、いいんですかそれで。

野田寿総務部長

今回の設計の見直しというのは、これを設計した段階で、単価と今の単価は当然変わってきます。

公共単価にしろ見積り単価にしろ、見積り単価は特にその期間がありますので、賞味期限っていうのか見積り期間が確保できるという期間、いつからいつまでやったらこの金額ですよという見積りを取った価格があります。それと、もう一つは建設物価とか県が定めた公共単価、2通りがあります。

今回は、前の公共単価も変わってますし、見積り単価も変わってますので、その設計単価を全部入れ替えます。それは、見積りも入札時点が変われば、当然そこは改訂しなくちゃいけない部分ですので、そこを変える改訂作業。

それともう一つが、今回の見積り、特に見積り単価のほうになりますけれども、プレキャストコンクリートについては、当時はこれ、設計した段階ではそこまでほかの工法とは差がないというふうにも言われてありましたけれども、6月の災害とかありまして現場打ちでの工法のほうがなかなかできにくいということがあって、プレキャストが非常にフル稼働しているというふうに聞いております。

そういうふうな状況もありまして価格が今非常に上がってきてると、工場もつかみにくいという状況があるということでもございました、聞き取りの中で。

それで、それではなかなか参加者も少ないだろうということで、我々はより参加しやすい工法もあるんじゃないかと、また大手にしても、大手が手配するのもかもしれませんけれども、そこについての見直しをやっていこうというふうな形で、工法も含めて今回、より参加しやすいような設計の見直しも必要だよなということで、そういうことでやっています。

価格を上げるとか下げるとかというよりも、むしろ参加しやすいように設計もし直し、今の時点での設計単価を全部見直していくというふうなところに力点を置いてその設計をやっています。

当然、行政としては、価格を上昇させるのは非常にやはり駄目だということもありますんで、そこも含めて価格が、じゃ上がった分どうするのかという問題もありますんで、そこについては全体的な設計の見直しの中で、正直省けるものは省かざるを得ないような状況もあるのかなという分もあります。

しかし、そこについてはまだ設計会社との協議をさせていただいている段階ですので、じゃあどこまで価格について調整できるのかというのは、まだ今調整中ということです。

以上です。

尼寺省悟委員

じゃあ、その辺でね、ちょっと疑問に、心配になるのは質を下げるんじゃないのかと。今まで、あんた方が言っていたこういった形でやりますといったものをね、下げて、結果として予定価格を今と同じ形にするんじゃないのかなというふうに思うったいね。

そうじゃないような、魔法みたいなことが本当にできるのかなっちゅう気もせんでもないけどね。その辺どうですか。

野田寿総務部長

構造の強さとかに関わる部分については非常に、そこを下げるわけにはいけませんので、要は構造計算までやっています。

構造計算に変わるようなことまで踏み込むと建物の質が変わってきますので、そこに至らないような、そういうような構造計算まで、下げるようなところの質の低下を招かないような設計の見直しというところで今調整をしています。

尼寺省悟委員

そしたらまとめてみるとね、今の設計内容の一部変更というのは、あくまで質は下げないと、予定価格も変えないと。予定価格もね、下げないと。

御免、上げないか、上げないやね。

予定価格を上げないね、ということでやって、そして、あくまで今回1者と、やなくて多数のところ参加できるような形にするんだと。できるというふうなことで理解してよろし

いわけですね。

野田寿総務部長

議員さんが言われる、それを目指したいと。目指すつもりで今やっています。

質は落としたいくない、予定価格もできるだけ、できるだけちゅうか上げない覚悟で。そして、質も落とさないというようなところで、そこについてはもう、今、設計会社と調整をやっています。

以上です。

尼寺省悟委員

さっき、アリーナのことね、紹介したけん、結果的にアリーナは50億円上がったわけよね。

それをね、ちょっと私の推測で言ったばってん、何かそんなふうになるんじゃないのかなという危惧がちょっとあるったいね。

だからそれに対して、今そういうふうにならないようにすると。質も下げないと、予定価格も上げないということで目指すと言われたんで、しっかり頭の中にそれ入れとくけんね。

中村直人委員長

よろしいですか。

久保山博幸委員

今回は、1JVだけが応札の態度を示されたということですがけれども、ここの聞き取りの中で、JVを組むことができなかつたっていうのが大きな問題かなと。

それと、もう一つ関連するのが、入札に参加申請されなかつたA級業者の聞き取りで、技術者不足もあり、現時点で技術者を長期間、2年ぐらいになるんですかね。

確かにそういう、市内の業者さんを見ると、似たり寄つたりの状況なのかなっていう気がするんですよね。そういう中で、複数のJVに応札してもらおうというのはなかなか厳しいのかなと。

しかし、地元の業者さんには、やっぱり協力業者として入ってもらわんばいかんと思つてるんで、となると余計に、業者さんが市内にあるわけでもないけん、となると、これ松隈議員のほうから一般質問の中で意見があつたかと思うんですが、親会社だけをまず決めて、その後地元の業者さんとJVが交渉してJVを構成していただくと。

そういう入札の方式にすれば、複数の大手業者に参加していただける可能性があるのかなと思うんですが、その辺りは次の公告に向けてどのような考え方を。まだ、そこまでは。

野田寿総務部長

今、議員が言われた、後決めといわれるその入札方法ですよね。それも、有力な入札の方

法だと思います。

ただ問題は、大手もその後決めっていう方法が非常に、大手としてそれができるかどうかっていうところも一つネックになると思うとですよ。後で市内業者が——組んでくれればいいんですけども、組んでくれなければという問題もあると思うんですよ。

だから、そこをちょっと、なかなか我々も非常に難しい判断をせざるを得ないというところありますけれども、市内業者がなかなか、今、技術者不足で長期間、庁舎建設は2年間かかるんですけども、なかなかそういう人を出すことが難しいという現状もあるということでお聞きしてますんで、入札方法にやはり一工夫——もし、そういう状況がまだ続くのであればですね。

ちょっと工夫していかないと、なかなか競争というのは生まれなかなという気はしております。

ただ、そういったほかの市の事例もありますので、そこについても、今、議員が言われた部分も含めて調査をしたいと、どういった方法だったら競争が生まれるのかなという部分も含めて、よく検討していきたいと考えています。

以上です。

久保山博幸委員

仮に、プレキャスト工法が現場打ちになれば、地元の業者さんの仕事の範囲っちゅうか、は広がるのかなと。

そうなれば、それはそれでいいのかなと、いいことかなと思いますけど、ある業者さんに聞くと、やっぱり2年間専任でやるよりかは、その間別の少額なやつを受けたほうが経営的にはやっぱそっちのほうが楽っちゅうことで、市役所やけん、地元の庁舎やけん、ぜひ関わりたいと

いうのはあるんでしょうけど、現実的には経営上そういうところがあって、なかなか積極的に参加するモチベーションにならないという話も聞きますんで。

その辺は、親会社だけ先に決めてという方法も含めて、検討をお願いできればと思います。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

以上で、執行部からの報告を終わります。

なお、庁舎建設については、今後いろいろ経過もあると思いますので、閉会中においても委員会のほうに報告などをさせていただきますので、その都度、協議会になるのか委員会なのかまだ分かりませんが、開会をさせていただきますので、よろしく願いしておきたいと

思います。（「委員長、いいですか」と呼ぶ者あり）

その他の項で、じゃ何か。

尼寺省悟委員

例の傷害事件ですね、暴力事件ね。

あれに対して加害者に対する処分、どういうことかっちゅうと、昨日ある職員の方からね、加害者に対して何らかの処分をしないのかと。どういうことかっちゅうと、市との付き合いもあるし、あるいは嘱託職員でもあると。

やっぱりね、ちゃんとした処分をせんといかんと。

付き合いがあるから、例えば指名停止処分とか、嘱託職員だから市の職員でもあると。

今までだっているんな形でね、職員に対しては処分してきたと。そういったことで、せんのかと聞かれたので、そんならちゃんと委員会の中で、部長のほうに聞きますというふうに言ったんですけども、いかがですか。

野田寿総務部長

職員ということであれば、私のほうに直接聞いてもらうのが一番いいでしょうけれども。そういった話、あると思います。

今、まだ捜査中ということを知っています。聞いておりますんで、処分となれば何らかの司法判断が出て——どういったレベルの司法判断されるのかというのは、我々もちょっと分かりませんが。

それが出て初めて、どうこう、何らかするということはその時点だと思います。

そこで考えていますので、決してほったらかしとかそういうことではございませんので。そこを今、待っているという状況でございます。

以上です。

尼寺省悟委員

指名停止処分についてね、ちょっと聞いたけれども、指名停止処分っていったら、例えば起訴されるとかね、そういったことがないとなかなか難しいっちゃんね。

ただ嘱託職員ということであればね、またこれは別やし。今までだって、職員に対して処分してきたけど、それは別に起訴されたとか一切関係ないっちゃんね。

そういった形で、やっぱりしかるべき、こういったことが二度と起きないような形でね、やっぱり、はじめははじめとしてつけないかんと思うんで。そういった意味で、何らかの結果が出ればそれに対して対応していくということなわけですね。

野田寿総務部長

現段階では、そういうふうと考えております。

中村直人委員長

いいですか。

じゃあ、以上で終わります。



中村直人委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、総務文教常任委員会を閉会いたします。

午前10時37分散会

令和2年9月29日（火）

1 出席委員氏名

委員長	中村直人	委員	尼寺省悟
副委員長	久保山博幸	〃	中川原豊志
委員	森山林	〃	伊藤克也
〃	久保山日出男		

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部	長	野田寿
総務課長兼選挙管理委員会事務局	長	実本和彦
総務課秘書係	長	森岡敬晶
総務課庶務防災係	長	古賀庸介
総務課長補佐兼文書法制係	長	江下剛
総務課長補佐兼職員係	長	山本英規
総務部次長兼財政課	長	姉川勝之
契約管財課	長	森山信二
契約管財課長補佐兼管財係	長	下川広輝
契約管財課主幹		中嶋浩一
建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事		萩原有高
総務部次長兼庁舎建設課	長	古澤哲也
庁舎建設課長補佐兼庁舎建設係	長	田中秀信
会計管理者兼出納室	長	村山一成
出納室審査出納係	長	長野稚佐
議会事務局	長	橋本千春
議会事務局庶務係	長	西木純子
議会事務局次長兼議事調査係	長	横尾光晴
選挙管理委員会事務局次長		廣重浩三

監 査 委 員 事 務 局 長	古 賀 和 教
監 査 委 員 事 務 局 次 長	飛 松 研 二
企 画 政 策 部 長	石 丸 健 一
総 合 政 策 課 長 兼 ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 推 進 室 長	鹿 毛 晃 之
総 合 政 策 課 長 補 佐 兼 政 策 推 進 係 長 兼 ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 推 進 室 長 補 佐 兼 地 方 創 生 推 進 係 長	田 中 大 介
情 報 政 策 課 長	向 井 道 宣
情 報 政 策 課 長 補 佐 兼 情 報 政 策 係 長	楠 和 久
情 報 政 策 課 長 補 佐 兼 広 報 統 計 係 長	徳 淵 英 樹
教 育 長	天 野 昌 明
教 育 次 長	白 水 隆 弘

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武 田 隆 洋

5 日 程

審査日程の決定

議案審査（総務部総務課、財政課、選挙管理委員会事務局）

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

議案審査（契約管財課、庁舎建設課）

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

議案審査（出納室、議会事務局、監査委員事務局）

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

議案審査（企画政策部）

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

報 告（企画政策部総合政策課）

公共施設等総合管理計画の進捗状況について

公共施設中期保全計画一覧表

第7次総合計画の進捗状況ならびに今後のスケジュールについて

〔報告、質疑〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

中村直人委員長

これより、総務部関係議案の審査を行います。

それでは、総務課、財政課及び選挙管理委員会事務局関係議案の審査を行います。

議案乙第26号令和元年鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

おはようございます。

それでは、令和元年の決算につきまして、総務部関係のうち総務課、財政課、選挙管理委員会事務局の主なものについて御説明させていただきます。

説明は、令和元年度鳥栖市歳入歳出決算書などにより行わせていただきますので、よろしくお願いします。

まず、決算書の45ページ、46ページをお願いいたします。

款2 地方譲与税といたしまして、総額2億3,720万6,023円の交付を受けたところでございます。

その次の、47、48ページにかけてでございますが、内容といたしましては項1 地方揮発油譲与税及び項2 自動車重量譲与税及び項3 森林環境譲与税の3 譲与税の合計として2億3,720万6,023円となっております。

次に、款3 利子割交付金、続いて款4 配当割交付金、続いて款5 株式等譲渡所得割交付金及び款6 地方消費税交付金、款7 ゴルフ場利用税交付金については、それぞれ決算書に記載していると通りの金額が収入されております。この中で、款6 地方消費税交付金につきましては、総額13億6,361万9,000円となっております。このうち5億2,695万円が社会保障財源化分として交付をされているところでございます。

参考といたしましては、主要施策の成果の109ページ目にその財源の使途を掲載しておりますので、後で御参照をお願いいたします。

次に、決算書49ページ目、50ページ目をお願いいたします。

款8 自動車取得税交付金につきましては、2,967万171円となっております。続きまして款9 環境性能割交付金が380万9,465円というふうとなっております。

この分につきましては、自動車取得税交付金が令和元年10月までの制度となっております。その後につきましては、この款9 環境性能割交付金のほうに移行をしている部分でございます。

続きまして、款10国有提供施設等所在市町村助成交付金及び款11地方特例交付金につきましてそれぞれ収入をしております。そのうち、地方特例交付金につきましては、広域地方特例交付金が8,544万円、項2子ども・子育て支援臨時交付金につきましては幼児教育の無償化に伴い令和元年度のみ交付金となっております、1億1,026万4,000円の交付を受けているところでございます。

次に、款12地方交付税につきましては、総額8億3,450万5,000円となっております、内訳といたしましては普通交付税が4億8,524万5,000円、特別交付税が3億4,926万円となっているところでございます。

次に、51ページ目、52ページ目をお願いいたします。

款13交通安全対策特別交付金につきましては、1,717万4,000円となっております。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、決算書65、66ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金のうち100万円は、県から子どもを見守る防犯カメラ設置に係る補助金でございます。

次に、決算書71ページ、72ページをお願いいたします。

款17県支出金、項3委託金、目1総務費県委託金、節1総務管理費委託金のうち14万4,930円は、原子力広報紙配布に係る委託金でございます。

次に、決算書73ページ、74ページをお願いいたします。

一番上になります、節4選挙費委託金3,379万5,744円は、県から参議院議員通常選挙及び県議会議員選挙の委託金でございます。

以上でございます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

次に、75ページ目、76ページ目の上段をお願いいたします。

款18財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金につきましては、総額193万3,242円となっております、このうち総務課、財政課関連の基金利子につきましては、財政調整基金利子を初め、減債基金利子、退職手当基金利子、公共施設整備基金利子となっております。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

決算書75ページ、76ページにございます款19寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、節1総務管理費寄附金につきましては、ふるさと寄附として3万2,721件、4億5,523万9,500

円の寄附金を頂いたものでございます。

以上でございます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

続きまして、77ページ、78ページをお願いいたします。

款20繰入金、項1基金繰入金につきましては、それぞれの基金を取崩し財源として繰入れを行った分でございます。

このうち、財政課分といたしましては目1減債基金繰入金860万7,000円、目4財政調整基金繰入金437万5,000円でございます。

次に、款21繰越金につきましては、8億1,424万1,620円となっております。

続きまして、81ページ、82ページをお願いいたします。

款22諸収入、項5収益事業収入、目1競馬事業収入900万円につきましては、佐賀県競馬組合の令和元年度収益に基づいて配当されたものでございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、すぐ下でございます項6雑入、目4雑入、節3消防雑入の消防団員退職報奨金等613万3,263円は、消防団員等公務災害補償等共済基金から退団された17人分の退職報償金等を受入れたものでございます。

次に、節4雑入のうち総務課関係の主なものについて申し上げます。

総務雑入、全国市町村職員研修助成金10万6,371円は、市町村アカデミー、国際文化アカデミーの受講負担金について佐賀県市町村振興協会から助成を受けたものでございます。

2つ下になります生活習慣病予防検診助成金、次の胃検診助成金、それで、次のページになります婦人検診助成金につきましては、職員の健康診断に係る経費について、それぞれ佐賀県市町村職員共済組合からの助成を受けたものでございます。

以上でございます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

続きまして、同じく総務雑入のうち財政課分について申し上げます。

83、84ページの中段ほどになりますが、競馬事業雑入100万円につきましては、競馬場周辺市道維持補修費としてミニ場外馬券場での売得金の一部が佐賀県競馬組合から入ったものでございます。

次に、その下の新市町村振興宝くじ収益金交付金につきましては、ハロウィンジャンボ宝くじの収益金の一部が人口割などにより佐賀県市町村振興協会から配分をされたものでございます。

その下の、市町村振興宝くじ収益金交付金につきましては、サマージャンボ宝くじの収益金についての鳥栖市配分金でございます。

以上でございます。

すいません。

次に、歳入の分で91ページから94ページをお願いいたします。

款の23市債につきましては、総額13億9,560万円で、それぞれの事業等に応じて借入れを行ったものでございます。

総務課、財政課関連といたしましては、目3消防債5,180万円については防災基盤整備事業に対する借入れでございまして、内容といたしましてはコミュニティー無線改修、消防団搬送車更新などに係るものでございます。

次に、目5臨時財政対策債につきましては、普通交付税の基準財政需要額からの振り替えとして臨時財政対策債5億円を借り入れたものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

それでは、歳出について御説明をいたします。

決算書97、98ページをお願いいたします。

款2総務費でございます。

項1総務管理費、目1一般管理費の主なものについて申し上げます。

節1報酬につきましては、個人情報保護審査会委員4人、固定資産評価審査委員会委員6人、嘱託員75名の報酬でございます。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費は、市長、副市長の特別職及び職員71人分の給与、職員手当、共済費でございます。

節7賃金については、産休・育休の代替職員や障害者雇用等に係る26人分の賃金でございます。

節8報償費は、本市の顧問弁護士、産業医などへの謝金、ふるさと寄附をいただいた方への返礼品代でございます。

節9旅費は、市町村アカデミー、国際文化アカデミー、自治大学などの職員研修旅費が主なものでございます。

節11需用費といたしましては、庁内の用紙代と消耗品代、小掲示板の修繕料等でございます。

次のページ、101、102ページをお願いいたします。

節19負担金、補助及び交付金の主なものといたしましては、上から5項目め、職員研修等

負担金は、市町村アカデミー、国際文化アカデミー、自治大学などへの研修負担金でございます。

6項目下でございます全国高等学校駅伝大会出場補助金は、鳥栖工業高校に対する補助金。その下の、全日本バレーボール高等学校選手権大会出場補助金につきましては、鳥栖商業高校に対する補助金でございます。予備費から流用しております。

2項目下に、防犯協会補助金がございます。防犯灯設置など、防犯活動を行う鳥栖市防犯協会に対する補助金でございます。

節20扶助費は、傷害を負われた犯罪被害者に対する見舞金でございます。

次に、目2秘書費の主なものについて申し上げます。

節9の旅費は、市長、副市長随行者の旅費。

節10交際費につきましては、弔慰慶弔等の費用でございます。

次に、103、104ページをお願いいたします。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、市長会関係の負担金でございます。全市長会等への負担金でございます。

以上でございます。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

続きまして、105ページ目下段から108ページ目にかけてになります目5財政管理費について申し上げます。

節9旅費から節19負担金、補助及び交付金までの以上につきまして、予算編成や予算書、財務書類の作成、市債の発行管理等に要する経費でございます。

続きまして、飛びますが115ページ、116ページをお願いいたします。

115、116ページ目、下段のほうになります目12財政調整基金費につきましては、財政調整基金積立金といたしまして7億1,001万6,438円を積み立てておりまして、令和元年度末の残高が約37億4,000万円となっております。次に、減債基金積立金につきましては、4億861万5,219円を積み立てまして、同じく年度末残高は約14億6,000万円となっております。

続きまして、目13公共施設整備基金費につきましては、利子分として5万1,985円を積み立てておりまして、元年度末の残高は約32億円となっているところでございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、121、122ページをお願いします。

項4選挙費でございます。

目1選挙管理委員会費の主なものにつきましては、節1報酬は選挙管理委員4人の報酬な

どでございます。

節14使用料及び賃借料のシステム等借上料は、選挙投開票管理システムのリース代でございます。

その下から次のページ、123、124ページにかけてでございます選挙啓発費につきましては、ポスターコンクール賞品代など選挙啓発に要した経費が主なものでございます。

目3参議院選挙費は、昨年7月に行われた参議院議員通常選挙の経費、その下から次のページ、125、126ページにかけてでございます目4県議会議員選挙費は、昨年4月に行われた佐賀県議会議員選挙に要した経費でございます。

ちょっとページが飛びますが、205、206ページをお願いいたします。

次に、ページの下のほう、款9消防費、項1消防費でございます。

目1総務管理費の主なものについて申し上げます。

節2、節3、節4につきましては、消防担当職員2名分の給料等でございます。

次に、207、208ページをお願いいたします。

節19負担金、補助及び交付金は、鳥栖・三養基消防事務組合の構成団体のうち鳥栖市の負担分でございます。

目2非常備消防費の主なものについて申し上げます。

節1報酬は、団長、副団長以下、消防団員の報酬。

節8報償費の退職報償金等は、主に平成31年3月末に退団した消防団員17人の退職報償金及び消防団員の訓練活動に対する報償金でございます。

節11需用費のうち被服費は、消防団員の消防活動服などの費用でございます。

節19負担金、補助及び交付金の主なものといたしましては、退職報償金負担金は、消防団員の退職報償金の支給に係る共済基金に対する負担金でございます。

次に、目3消防施設費の主なものについて申し上げます。

節11需用費は、各分団の消防格納庫及び消防ポンプ自動車の維持管理に係る経費でございます。

節18備品購入費は、消防団の搬送車1台を購入した経費でございます。

次に、209、210ページをお願いいたします。

節19負担金、補助及び交付金の消火栓増設等負担金につきましては、消火栓増設及び維持補修のために上下水道局へ負担したものでございます。

次に、目4防災費の主なものについて申し上げます。

節11需用費は、防災ラジオ購入費などでございます。

節12役務費の通信運搬費につきましては、防災行政無線システムの電波利用料などござ

中村直人委員長

それでは、再開をいたします。

執行部の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

伊藤克也委員

ふるさと「とす」応援寄附金についてですけれども、今日、議案質疑の中でいろいろ御説明をいただきましたので、若干関連も含めてお聞きをさせていただきたいと思います。

還元率っていうか、謝礼品が30%ですかね、それから事務経費が大体10%ぐらい、それから謝礼品管理等委託料ですかね、大体そういったところで50%以内っていうふうなことで説明をいただきました。それで、確かにポータルサイトを除くと還元率を、今本市では30%ということで、そこでしっかりとそういった形でやられてるっていうふうに思うんですね。

ただ、他市の状況を見ると若干還元率について、何かそこを少し緩やかに取っているっていうか、そういったのも見受けられたりするんですね、私が調べていくと。

だからその辺、他市の状況も含めて本市の考え方っていうか、その辺をもう一回、御説明いただければと思います。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今、委員のほうから御質問いただきましたとおり、私ども基本、その30%を厳守して、どちらかといえば厳粛にというか、その原則に沿った形で真面目にその還元の設定をしてきております。おっしゃられたように同じ品目というか、うちと同じような物を出していても、若干向こうのほうが、他の自治体のほうが有利というか、そういった事例も見受けられます。

ただ、今、国としては厳しく規制をしてきた今の段階で、私どもとしてはまずそれを厳守して、いろんな商品品目を増やすことで寄附を募るということをやらずに、まずはその原則どおりやっていきたいというふうに考えております。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

そういった方向性でやっぱり進めていくっていうのが本来の姿であって、そこを決して曲げてほしいというふうには私も思っていないんですね。

ただ、簡単な事例っていうか、例えば基山町で同じ、これ見るとコカ・コーラっていうのが物すごく今うちの謝礼としては多いですね。基山町なんかは、同じ商品でもやっぱり若干1,000円ほど安かったりして謝礼品を出されてるっていうことなので、その辺、影響があるのかなのかっていったときに、どのようにお考えですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

他の自治体の品目が、当然うちとかぶりまして、設定が他の自治体のほうが有利というこ

とであれば少なからず、お客様としては比べて選ばれるということは当然ございますので、影響は少なからずあるだろうというふうに考えております。

伊藤克也委員

それで、少なからず影響があるということで、そこに差があるっていうのは、例えばどこに影響があるのか、事務経費にかかってくるのか、謝礼品管理等委託料にかかってくるのか、それともももとの仕入れをするときの価格が違うのか、その辺はどうなんでしょうか。

古賀庸介総務課庶務防災係長

伊藤委員の御質問にお答えします。

基山町のコカ・コーラをちょっと例に取りますと、担当者と価格設定のときに、去年6月1日の制度改正のときにお話をした状況によりますと、基山町さんはポータルサイトを複数持たれて——私ども2つ持っておりますが——ふるさとチョイスに関して、鳥栖市よりも高い返礼率でされているっていうふうに聞いてて、他のサイトについては鳥栖と基本的に一緒だというふうに聞いてます。

その分は、各自治体いろんなところで経費に強みがあるんでしょうけれども、基山町さんは極力自前で、職員のほうでやられているということで、その分を謝礼品のほうに還元してるんだっていう話です。

本市の場合は、その分については御答弁させていただいたとおり観光コンベンション協会さんだったり、サイバーレコードさんだったりをお願いをして、謝礼品の見栄えとかホームページの改修をすることによって寄附のほうを、そちらのほうの観点からちょっと集めているということでさせていただいております。お答えになるかどうか分かりませんが、お答えとさせていただきます。

伊藤克也委員

基山町は、直接職員が携わっているのを、本市では、そこはほかの方についていうか、お願いをしてるっていうふうな説明ですね。

それほど影響がないということであれば、このままの状態でも差し支えないんだろうなというふうに思います。予想見込みも今年度5億5,000万円という説明もありましたので、そういった方向で本市としても、ふるさと寄附金が伸びていくっていうのは我々も非常にありがたいっていうか、応援していただける、それだけ応援していただけてるっていうふうな気持ちには非常にありがたいというふうに思いますので、今後とも努力を続けていただきたいなというふうに思うんですね。

担当の方とちょっと話をして、鳥栖は例えば商工業とか多いので、そういったところをやっぱり内容として取り入れられるっていうのは非常にありがたいというふうに思うんですね。

ただ、一部に例えばアイリスオーヤマさんであったりとか、今返礼品、謝礼としてかなりの数、金額をお持ちなんですけれども、一部こういったところが、若干難しくなってるっていうふうな話もお聞きをしておりますので、その辺についてはどんな感じなんですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

謝礼品の選定につきましては、当然御答弁のほうでも申し上げたとおり、いわゆる地場産品ということで、市内で製造されている物っていうのが、そういった物を地元の産品にしないということでも国のほうからも指導を受けております。

おっしゃられるように、アイリスさんにつきましてもそれに該当しない商品等もございますので、そこは一定ルールに従って、私どもとしては挙げちゃいけない物を挙げるというよりは、まずは選べる物をきちっと選んで、それを皆さんにアピールして選んでもらうということで今はやりたいというふうに考えております。

以上です。

伊藤克也委員

そしたら、例えばアイリスオーヤマさんについては、一部の商品がそういったところで引っかかって、全てっていうことではないということですね。

古賀庸介総務課庶務防災係長

御質問にお答えします。

アイリスさんは、以前はコカ・コーラさんと双璧をなす寄附金額、謝礼品のほうが出ておりました、寄附金額のほうを集めさせていただいておりましたが、制度が厳しくなって確認を改めてさせていただいたところ、中国での製造がほとんどであるということで、今現在はアイリスさんの商品については、鳥栖市のほうでは取り扱ってないという状況になっております。

以上です。

中村直人委員長

ほかにご覧いませんか。

中川原豊志委員

ちょっと私も、ふるさと寄附金の件なんですけれども、参考資料を頂いてますよね。それで、参考資料でいきますと、例えば令和元年度であれば、件数が3万2,721件の寄附金額が4億5,523万9,000円ですか。

それで、謝礼品、事務経費、それから等々を引きますと経費のほうで2億5,755万円。それで、歳入歳出の差し引き額が1億9,700万円というふうなことで、これから市民税の控除額なんかを引くと、A引くBっていうので1億2,400万円と、これが実質の実入りという形になる

んですかね。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今、中川原委員おっしゃったように、いわゆる寄附を頂いて、それに対する経費を引きまして、当然、鳥栖市民の方がほかの自治体に寄附をして、鳥栖市の市民税からは要は控除されてしまう額を引くと一番右にございます一億二千四百幾らですね。これが実質の利益というか、になります。

以上です。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

4億5,000万円も頂いて、実質1億2,000万円しかないのかなって、寂しいなという気がするんで、逆に寄附をいっぱいしてもらってもあんまり、その寄付者に対しても、こういう事業をしてほしいというふうなイメージがあっても、なかなかそういうふうな事業はできないという状況にあるのかなと。

だから、これをどういうふうに今後していったらいいのかなって思っているのかなと。

いや、極端に言えば、前ですけど寄附金額が少なくなって鳥栖の人がよそにばかり寄附すると、実質プラスマイナスなしとかね、いうふうなことがあるのであれば、あんまり魅力がないのかなという気がしないでもないんですけども。今後、どういうふうな考えをお持ちなのか、ちょっと確認をさせていただきたいなど。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

要は、鳥栖市のふるさと寄附を、商品をPRして、まずは歳入のほうを増やすということは大前提だと思います。

当然、歳入を増やしましてそれにかかる経費、歳出のほうを極力絞っていけばおのずと実入りといいますか、そういったものは増えるということになります。

ただ、鳥栖市の方がほかの自治体に、これ税の寄附の控除がございますので、鳥栖市民の方がほかの自治体に寄附をされることについて我々がそれについていろいろ申すことはできませんが、私どもとしては、歳入をとにかく増やして歳出を極力抑える、これで実際の実入りを増やすというのが今後の方針といいますか、と考えております。

以上です。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

でないと、せつかくね、やっぱりいろんな方が鳥栖に寄附してもらっても、実際その事業的なことができないような内容であれば、今後この制度自体がどうなのかなと。国のほうが

先に動いてやったはずの事業ですんで、いいところもあれば、やっぱりそういうふうなデメリットもあるのかなと思いますんで、せつかくの制度を有効活用する方法をもっと考えていただきたいなというふうに思います。

鳥栖市民の方が、鳥栖にふるさと応援はできない形なんでしょうから、それができると別に問題もないのかもしれないけどですね。

何か、もう少し実入りがあるような内容に考えていただきたいなというふうに要望します。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

久保山日出男委員

そしたら、決算書の83、84ページの中で、婦人検診助成金として7万3,000円入ってきておりますね。これは、人数でするのか集団で鳥栖市が、女性が検診を受けた見返りっちゅうか、その辺の助成金なのか。

それと、次は消火栓の関係で、ページは209、210です。

消火栓に対する、消火栓自体は毎年増えていっているのか、新設の分に対してのこの負担金なのか、これは。いや、実際あるコストに対しての年次的な負担金なのかを教えてください。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

それでは、まず83、84ページの婦人検診助成金について御説明いたします。

この婦人検診助成金につきましては、2種類ございまして、1つはいわゆる子宮がん検診、1つが乳がん検診。この2つの検診でございます。

それで、鳥栖市の職員の、いわゆる女性職員に募集をかけまして、受けたいという者について実施をしております。

実績としましては、子宮がん検診については18人の女性が受けております。乳がん検診については23人が受けております。それに対して、共済組合のほうからその人数に応じて助成金を頂いているものでございます。

続きまして、209、210ページの消火栓のことでございますけれども、消火栓につきましては、令和2年3月31日現在で、市内に1,030基の消火栓がついております。これは、今、久保山委員がおっしゃったように毎年新設をしてくれております。令和元年度についても新設で5基、消火栓のほうは増やしております。

そのほか、更新をしたり補修をしたりして1,030基の消火栓を維持してきているということでございます。その全ての消火栓に対する負担金ということで、この金額のほうを負担し

ているものでございます。

以上でございます。

久保山日出男委員

それでは、設置した分に対しての負担金ということですね。年次的には5件、その程度しかならんわけですね、当然。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

そうですね、令和元年度については5基、新設をしております。そのほか、例えば更新、今既にある消火栓を新しく変えたりとか、それが11基しております。

また、壊れかけていた物を補修したりしているので2基ということで、新設と更新、補修等を一緒に毎年実施をして維持管理をしているところでございます。

以上でございます。

久保山日出男委員

分かりました。ありがとうございました。

ただ、婦人検診につきましては、非常に女性職員さんが増えているように思います。

結構職員さんが多いようでございますので、推進ちゅう言い方やないですけど検診の、推進ですかね、やっぱり。受けるように広報等で、人事のほうからでも言っていただければ、よろしく願いしときます。

ありがとうございました。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

尼寺省悟委員

財政調整基金についてお尋ねします。資料はね、30決算認定資料というところ。

その最初のページやね、2ページ目、令和元年度10市決算比較表というところなんですけれども、その前にね、財政調整基金ですけれども、約30.4億円から37億円に7億円、令和元年度は増えたわけよね。そして、今年度の9月の地点では37.4億円から39億円に2億円出し入れして増えたというところなんです。

それで、その下から1、2、3……、7つ目のところに財政調整基金現在高と標準財政規模の比率が書いてあるわけですね。

鳥栖市は、これ24.8%と。佐賀市が13.0、唐津市が3.1、次が9.4、20.4%ということで、佐賀県内で見た場合は3番目ぐらいに高いというふうになるわけですね。

それで、ちょっと調べてみると、平成29年度はこの比率が16.8%と、平成30年度は20.3%ということで、毎年毎年この比率が増えてると。

要するに、標準財政規模に対する財政調整基金が増えているということなんですけどね。

私は、ほかの市町に比べてみてちょっと多いのではないかなという気がするんやけれども、この適正值というか、財政調整基金っていうのは年度間の財源調整とか、あるいは不測の事態っちゅうかね、災害が起きたときとか、今回みたいなコロナが起きたときの不測の事態に備えて積み立てるものだと、そういうふう聞いてるけれども。

そういった意味で、年々これだけ上がっていると、そして他の市町に比べてみてもちょっと多いというふうなことを考えるとね、この金額は多いのではないのかと。そういう気がするんですけど、その辺はどうなんですかね。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

尼寺委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、財政調整基金の適正規模という部分では、例えば全国的に統一的な指標というものはちょっと具体的にはございません。

それぞれ、今後の財政需要や現状でのその他の基金への積立て等々の状況を勘案しながら財政調整基金へ積立てをしていっているというふうな状況でございまして、尼寺委員のほうがおっしゃったように県内の中でも標準財政規模に占める割合っていうそのパーセンテージからすると非常に上下の差があるというふうな状況でございます。

ただこれは、例えばほかの自治体の全ての基金項目というのをちょっとまだ把握、私しておりませんのであれなんですけど。別途その違うところの基金に、その自治体については別の目的で積立てを集中的にやってらっしゃるとかそういう、それぞれの自治体での基金造成の考え方等もあるかと思しますので、一概にここの率で、逆に言うと低いところが本当に厳しいのか、厳しくないのかっていうのもこれだけでは、なかなか判断ができないような状況かと思えます。

本市のほうといたしましては、今現状、令和元年末決算で37億円と。先ほどおっしゃったように、9月補正現在では繰越金等々、あと地方交付税の確定額等を合わせまして現状39億円というふうな形になっております。

実際、今回コロナ関連の予算等を4月専決、あと6月の追加、7月の臨時議会等々でお願いさせていただきまして、多分コロナ関連だけで5億円程度、一般財源ベースで5億円近くを今予算上は出しているような形になっております。

そういった、こういう緊急的な対応をせざるを得ないような状況になったときのために、当然積んできてる部分でございまして、そういうふうな形で今支出をしているような状況でございまして。

ただ、9月補正現在では、一応39億円ということで、令和元年度末決算よりは今2億円程

度増加しているような状況ではございますが、まだ現状予算書上は、市税等について当初予算から一切、まだ変更をかけておりません。

実際今後、今年度がコロナの影響によりまして市税がどれぐらい本当に影響があるのか、ないのかというのが、まだ現状半年、実質的にはまだ、実績としてはそれよりももう少し手前ぐらいの分しか分かっていない状況ですので、市税のほうについてはまだ全く変更をかけていない状況ではあるんですが、これも今後、精度を高めていってしていくような形にはなると思うんですけど、市税のほうについては、今後の補正において何らかの形での減額補正っていうのをしていくような形になっていくかと思います。

そういった場合の財源の補填としては、また今度この財政調整基金等で補填をしていくというふうな形になりますので、特にこういうコロナの状況の中で、今後法人市民税等がどういうふうな形になっていくのか、あと地方消費税交付金につきましても、あくまでも消費税に基づいて入ってくる部分でございますので、こういったものが消費の動向というのが、今後、年間を通してどういうふうに変わっていくのかっていうところを踏まえましてそういったものにも対応できるように、今現状約24.8%ってというのが標準財政規模に対する割合ではございますが、ある一定規模の財政調整基金については確保しておかないと今後いろんな災害等もまたあるかもしれませんし、そういったものに迅速に対応するために、むやみやたらにということではないんですけど、一定規模については確保させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

丁寧に答えていただきまして、ありがとうございます。

ただね、国のほうで決まった比率はないというふうに言われたんですけど、実は、これは平成29年度の11月の地点で総務省が出したもののなんですけど——後でお見せしますがね。

これを見ると、今言った比率が、20%以下が全体の自治体のこれ8割占めてるんよね。

今言った、標準財政規模に対する財政調整基金の比率が20%以下の自治体が8割を超えてる、あと2割が鳥栖市と同じような状況なんですね。そういった意味で、全国的なもの、あるいは佐賀県から見るとね、ちょっと鳥栖市は高いんじゃないか。そして、それもね、さっきも言ったような形で毎年5%ずつ上がってきているわけよね。5%ずつね。

それからあなた、先ほどコロナの時期で今後の税収の推移は分からないと言われたんですけどね、ただ少なくともね7月の段階で、見た段階でね、あんなコロナの危機があった中においてすらね、2億円、結果として財政調整は増えていると。だからそれだけ、鳥栖市としてほかに予算を充てるものがないならば別やけれども。

ほかにね、いっぱい、ああいったこともこういったこともという形で、住民サービスへももっともという声って多いたいね。

例えば、教育予算においても、今日あったように部活の先生、各学校に1人と。各学校の部活いっぱいある中で、例えば鳥栖中学校ならテニス部に1つしかないとかね。あるいは、特別支援の指導員、指導員についても非常に少ないと、今特別指導の生徒はいっぱい増えてるにもかかわらず指導員の数は非常に少ないとかね。

だから、市民サービスをもっともっと拡充してほしいという声っちゅうのいっぱいあるったいね。

だから、そういった中で、私としてはね、毎年5%、来年のこと分からないけど、こういった調子でやっぱり財調が増えていくというのではなくてね。ある程度のラインを引いて、そして適正な規模っちゅうか、もっとそういったものについては市民サービスの充実に回していただきたいというのが私の考えなんですけどね。

その辺ちょっと、最後にもう一つ。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

市政運営のほうに関しましては、当然必要なものに対して予算のほうを措置していくっていうのは必要なことだというふうに考えております。

ただ、実際問題として、先ほど言われたような部分っていうのは、基本的には実際そういう事業を始めますとランニング的にずっと積み上がっていくような部分でもございますので、実際、今後の経済状況等と、あと現在うちのほうで控えておりますというか、予定されております部分の事業等もございます。そういったものにきちんと対応しつつ、当然、市民さんのニーズにも応えていけるように、そして、なおかつ災害等にもきちっと対応していけるような形で持続可能な財政運営をしていきたいというふうに考えております。

尼寺省悟委員

例えばね、基金は財政調整基金だけでなく、減災基金もあるし、公共事業整備基金もあるしね。だから、特別何か、目的基金ってそれはそれなりにためているわけたいね。

だから、そういった意味で、今後について備えるのは財政調整基金だけじゃなくて、ほかにも特別目的の基金というのがあって、それぞれが、その金額もね、非常に鳥栖市の場合は積立金現在高・標準財政規模比は70.6%っちゅうことで佐賀市の2倍ぐらいあるったいね。

唐津市が37.8%、伊万里市が35.0%、これらと比べてみると、2倍以上鳥栖市の場合はほかの積立金をためているというところがあるんだということも見ていただければと思います。

いいです。終わります。

中村直人委員長

いいですか。

伊藤克也委員

すいません、決算書の102ページ、全国高等学校駅伝大会出場補助金と全日本バレーボール高等学校選手権大会出場補助金についてなんですが、予備費からそれぞれ70万円、30万円を出したという説明があったと思うんですね。

同じ全国大会の出場だと思うんですけども、この金額の差の根拠っていうか、そういったところはどのような感じなのか教えていただければと思います。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

その全国高等学校駅伝大会出場補助金については、もう連続して出場されておりまして、以前から70万円ですしております。

今回、今回というか昨年度ですね。全日本バレーボールの高等学校選手権のほうに鳥栖商業高校が出場されて、その際に、まず鳥栖商業高校のほうから30万円の補助で要望書を頂いているということが1つございます。

もう一つは、例えば近隣であれば、基山町の生徒さんもしらっしゃる関係から基山町も補助をしたりしております。それが10万円補助されてるということで、私どもとしては要望書が出されているということと、近隣のそういったところとのバランスを取って30万円というふうに決めております。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

同じ全国大会なのに金額の差が40万円っていうのは、説明がちょっとしにくいのかなと、私たちが例えば父兄さんに聞かれても、ちょっと説明に困るなというふうな印象は率直に受けるわけですね。しっかりとした根拠がないと、なかなか説明がつかないなということは感じますね。

それと、今要望書に沿った形で金額を決めたということですので、仮に例えば50万円の要望書が出てきたらそれに対応していただけるような形っていうか、考えでいいのかなというふうに思いますが、その辺はいかがですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

当然、生徒さんを全国大会に連れて行って、そこで、例えば前泊っていうか、もう前に入って、それで大会終わってからもすぐ帰ってこれるわけじゃなかったりということで、その大会によってかかる経費とか、ついていく関係者の方とかそういったことでかかる経費が違う

と思います。

それで、今回鳥栖商業高校さんについては、そういったものを勘案して30万円ということ
で出されてきてるんだろうと思います。

仮に、それが増額っていうか、高い金額で出てきていたとしたならば、それはそれで、そ
のときに私どもとしてはバランスを考えて支出をするかどうか決めていきたいというふう
に考えております。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

要望に沿った形を、できるだけ努力をしたいというふうなことだというふうに認識をいた
しましたので、そんな形でぜひ今後ともこういった全国大会に出場するチームというか、学
校をしっかり応援していただきたいなっていうふうに思っております。

それともう一点、主要事項説明書の12ページの、職員研修についてなんですけれども、こ
れも先ほどの議案質疑のほうで質問があったかと思うんですね。

私は、派遣研修、市町村アカデミー、国際文化アカデミー、自治大学っていうところの説
明、その説明はちょっとなかったというふうに思ってます、私もこの辺、どういった研
修内容になってるのかっていうのを教えていただければというふうに思います。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今、伊藤委員御質問の派遣研修についてでございます、市町村アカデミー、国際文化アカ
デミーというのは、この2つは似ております。

ただ、市町村アカデミーは千葉県の幕張にございます。それで、国際文化アカデミーは滋
賀県にございまして、それぞれ研修施設を備えて、宿泊して勉強するところです。

それで、この2つにつきましては、市町村アカデミーは、どちらかというとも1週間から10
日間、中期間というか、ちょっと長めの宿泊研修でございまして、主には、いわゆる専門研
修、その業種に応じた専門研修、知識とかを学ぶところでございます。

国際文化アカデミーは、どちらかというとも1週間以内の、例えば2泊とか3泊とかってい
う短期間の宿泊研修でございまして、こちらも、どちらかといえば専門研修、その知識とか
を学ぶところ。例えば、税に特化した研修であるとか、国保に特化した研修であるとかその
業種に応じて選んで受講できるものでございます。

それで、自治大学につきましては、これは基本1名お出しをさせていただいてまして、こ
れは2か月間、東京の立川市の自治大学校のほうに職員を送りまして、そこでみっちり自治
法とか地方公務員法、法令に関する知識から様々勉強しまして、最終的にはグループで卒業
論文といたしますか、そういったものを作成して、きちんと発表して、卒業して戻ってくると

というような内容でございます。

以上でございます。

伊藤克也委員

説明ありがとうございます。

スキルアップっていうふうなことでの研修かなって、いうふうな認識をさせていただきました。

それで、14名の方が昨年度研修に行かれてますけれども、大体人数的には毎年決まった人数の方が派遣をされてるんですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

基本的には、自治大学校は何人も送り込めるものではございませんで、こちらから要望して1名、受入れをしていただいているような形になります。

市町村アカデミー、国際文化アカデミーに関しましては、両方合わせて10名前後を毎年勉強に行かせているような状況でございます。

以上でございます。

伊藤克也委員

御説明ありがとうございます。

この研修とまた関係がないのかもしれませんが、このほかに例えば人材交流といったことも非常にスキルアップ、ないしそういったことに役立つのかなというふうに個人的には思ってるんですけれども。

そういった人材交流とか、そういったことに関しては今どのような感じで取り組まれているのか教えていただければと思います。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

委員おっしゃってるのは、例えばほかの自治体と職員を交換して行かせたりということだろうと思います。

それで、現状は佐賀県のほうに、企業立地課のほうに1名派遣をしております。これは、もう以前から継続をして、基本は1年ですけれども、通常2年単位ぐらいで人を送り込んでいるというような状況です。

あと、現在では、お隣の福岡県の小都市さんと職員の交流をしておりますで、こちらから1名、向こうからも1名職員を派遣しまして、それぞれの職務に就かせているというような状況でございます。

伊藤克也委員

その効果として、やはりその交流っていうのは、私は非常に大切なことだろうなというふ

うには感じるんですけども、実際行かれて、例えば効果が高いのであればそういった、もう少し人数を増やすとか交流をもっと積極的にやっていきたいとかっていうことまでについては、その考えはどのように思っていますか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

おっしゃるように、確かに派遣交流、短い研修もそうですけれども、研修で何か新しいものを学ぶというのは職員にとって非常に大切なもので、スキルアップにもつながりますし、人脈を作っていくという意味でも非常に有効だと思います。

ただ、鳥栖市の業務の立て込み具合といたしますか、そういったものも勘案して、これまでたくさん出してきた年もあれば少ない年もありまして、そういったもの等を勘案しながらできる限り、可能な限りやっていければなというふうに思っております。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。分かりました。

もう一点だけ、今、心の病っていうか、そういった長期休暇をされている職員の方もいらっしゃるというふうにお聞きをしております。

やっぱり、そこに至る前に何とか対応を取っていくっていうのは、非常に大切なことかなっていうふうに思うんですね。

今、そこに至る前、例えばSOSを上司なりに発したりとかですね。発しないまでも、誰かが感じ取ったりとかしながら、そういったところで、何か前もっての対応っていうか、そういったことについて今実際対策を取られているとか。

例えば、上司がそういった研修に行って、そういったその対応に当たるっていうのもおかしいんですけども、そういったことの研修に行ったりとかしながら対応できる人材を養成していくとかですね。そういったことを含めて、何かやられていることはありますか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

委員がおっしゃるように、いわゆる病休といたしますか、メンタル不調等で病休を取っている職員も毎年といたしますか、少なからずおります。

当然、そういった職員の声をどう拾うかというところがまず一つ、委員がおっしゃってることだろうと思うんですね。

当然、直接上司に報告というか相談をできるケースもございますし、上司には相談したくないっていうことであれば、例えば同僚に相談するケースもございます。それで、職員にあまり言いたくないというような状況もございますので、いわゆる臨床心理士の先生にお願いをして、秘密で受診をするといいますか、私も、本人が、自分が受診したことを、相談した

ことを伝えてほしいと言わなければ、私にも名前が伝わらないような仕組みで、相談をすることができると。

当然そこで、臨床心理士の先生が、人事サイドのほうに何かしら伝えなければならないというような状況がございましたら、それは遠慮なく言っていただくようなことに、そういう仕組みを作っております。

それで、じゃ実際相談を受けたり、職員を育てていくといいますか、うまく職場を回していくため、直接的ではございませんけれども、今中級職員といいますか係長級の職員であれば、いわゆるリーダーシップであるとかOJTであるとか、要は自分の職場の職員をどう育てて全体の力を上げていくのかということも学んでおります。

いわゆる、部下職員をコーチングして育てていく、要はメンタル不調に当然陥らせないような育て方っていうのを、毎年ですけれどもそういった研修を実施して、スキルアップを図っているような状況でございます。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

いろんな形で、そういったところに対応していただいているっていうふうなことだというふうに思いますので、そこはしっかりとやっぱり今後、何がベストなのか、ほかにもいい方法があるかもしれませんし、その辺はしっかりといろんなことを学びながら、我々もそうすけれども、対応していただきたいなというふうに思うと同時に、また復帰した以降のフォローといったところも非常に大切だというふうに思うんですね。ですんで、その辺も合わせてしっかりと対応していただけるような形で、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

久保山博幸委員

今の伊藤議員の質問に関連してですけれども、職員に対するストレスチェックは義務化されてると思うんですが、そのストレスチェックの状況についてお尋ねをします。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

久保山委員がおっしゃるように、今、職員のストレスチェックについては義務化されておまして、毎年度実施をいたしております。

以上でございます。

中村直人委員長

いいですか。

ほかにございませんか。

中川原豊志委員

決算資料の212ページ、自主防災組織の補助金ですけれども、新しく自主防災組織を結成されたところへの補助金なのかなというふうに思うんですけれども、その内容と自治会で今何自治会ぐらい組織を持っていらっしゃるのか、ちょっと教えていただきたいなど。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今回のこの自主防災組織補助金につきましては、新規ではなくて、これは継続の補助金となります。

ちなみに、本鳥栖と弥生が丘中央、あと松原、養父、牛原、一本杉に対して補助金を出している状況でございます。

それで、内容といたしましては、自治会の自主防災組織において、テントとかヘルメットとか、ブルーシートとかそれぞれの組織で必要な資機材を買っていただくことに使っていたいております。

それで、既に結成している自主防災組織は、市内で55町区ございます。75町区のうち55町区において結成をされている状況でございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

継続で、ブルーシートだったりヘルメットだったり必要な物を、それは各自治会のほうがこういうのが必要になりましたということで、申請すれば補助していただけるっていう状況なのかなというのが1つとですね。それから、55町区の中で、多分自主防災組織を旗揚げしたというか、これは十数年なりやせんかなあ、10年以上たつと思うんですね。

それで、作ったがほとんど活動していないというふうな地域もあるのかなというふうに思うんですね、区長さんが変わられた、役員さんが変わられたりして。

ですから、そういったところへのフォローというのはどんなふうに行われているのか、ちょっと教えてください。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

まず、この補助金についてどのように出しているかということでございますが、この継続の場合は、結成をしましてすぐまた翌年に何かが必要だからといってお出ししているわけではございませんで、結成から3年たって、その翌年度からこういったものを、次の継続の補助金を申請できるような仕組みにしております。

中村直人委員長

再開いたします。



契約管財課・庁舎建設課

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

中村直人委員長

それでは、契約管財課及び庁舎建設課関係議案の審査を行います。

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

森山信二契約管財課長

それでは、契約管財課及び庁舎建設課関係分のみ説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

決算書の53、54ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料のうち電柱敷地料につきましては、九州電力の電柱やN T Tの電話柱、無線基地局鉄塔などの敷地使用料でございます。

次に、73、74ページをお願いいたします。

款18財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入中、契約管財課分といたしましては、京町ビル敷地の貸付料でございます。

次に、次ページになりますけれども、75、76ページをお願いいたします。

中ほどの款18財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金、節1利子及び配当金につきましては、土地開発基金利息によるものです。

次に、83、84ページの中ほどになります款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち自動車損害共済金につきましては、公用車の事故に伴う共済金でございます。

その下の、建物総合損害共済解約返戻金及び自動車損害共済解約返戻金につきましては、建物の取壊し及び共用車の買換え等に伴うものでございます。

さらにその下の、建物総合損害共済金につきましては、若葉小学校の落雷による設備破損

などによる共済保険金でございます。

以上でございます。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

それでは、91ページ、92ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目1総務債、節1総務管理債につきましては、新庁舎整備事業の設計業務に対する借入れを行ったものでございます。

歳入については、以上でございます。

森山信二契約管財課長

次に、歳出の説明をさせていただきます。

107ページの下段から110ページの下段のほうをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目7財産管理費、節11需用費につきましては、共用車の燃料費や庁舎に係る光熱費、並びに空調などの庁舎設備、公用車関係の修繕料などでございます。

節12役務費のうち通信運搬費につきましては、庁舎の電話料でございます。

次に、109、110ページのほうをお願いいたします。

建物共済保険料につきましては、庁舎をはじめとする建物、建築物などの保険料でございます。また、自動車保険料につきましては、公用車の自賠責保険及び任意保険料でございます。

節13委託料につきましては、庁舎の施設の管理委託料、清掃委託料などの庁舎管理に要する委託料と土地開発公社への委託料でございます。

節14使用料及び賃借料のうち自動車借上料につきましては、電気自動車1台のリース料でございます。また、LED照明借上料につきましては、庁舎の照明リース料でございます。

節15工事請負費につきましては、部長室の空調設備の営繕工事費でございます。

節18備品購入費につきましては、公用車の購入費用などでございます。

次に、目8契約検査費につきましては、契約事務に要した旅費、需用費のほか、契約管理システムのシステム使用料などでございます。

以上でございます。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

117ページ、118ページをお願いいたします。

目14新庁舎整備費の主なものについて御説明いたします。

節12役務費の手数料につきましては、建築確認申請及び建築物エネルギー消費性能基準適合性判定、建築物の構造性能評価、開発行為許可申請等の手数料でございます。

節13委託料につきましては、新庁舎建設基本・実施設計業務委託料及び窓口レイアウトなどを計画いたしましたオフィス環境整備支援業務委託料でございます。

以上でございます。

森山信二契約管財課長

次に、255ページ、256ページをお願いいたします。

款13諸支出金、項1土地開発基金費、目1土地開発基金費、節28繰出金につきましては、基金預託の利息と基金用地貸付料の基金への繰出金でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

それでは、質疑を終わります。

次は、出納室、議会、監査がありますので、入替えのため暫時休憩します。

午後 2 時13分休憩



午後 2 時20分開会

中村直人委員長

再開いたします。



出納室・議会事務局・監査委員事務局

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

中村直人委員長

それでは、出納室、議会事務局及び監査委員事務局関係議案の審査を行います。

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

橋本千春議会事務局長

それでは、令和元年度の決算について、議会事務局、出納室、監査委員事務局の主なものについて御説明いたします。

決算書の82ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6、目4、節4雑入でございます。

雑入のうち、議会雑入のタブレット通信費雑入につきましては、令和元年度のタブレットに係る通信費を折半して政務活動費より御負担いただいているものでございます。

また、全国市議会議長会等見舞金につきましては、令和元年8月の大雨による災害におきまして災害救助法の適用を受けたことにより、全国市議会議長会及び九州市議会議長会よりそれぞれ5万円ずつの見舞金を受領したものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

まず、議会費でございます。

95ページ、96ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費の主なものについて申し上げます。

節1報酬につきましては、議員21名分の報酬でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、職員7名分の給料、職員手当等、共済費及び議員期末手当、議員共済費でございます。

節9旅費につきましては、議員・職員旅費及び出席費用弁償でございます。

節13委託料の主なものといたしましては、議事録作成支援システム保守業務委託料及びインターネット議会映像配信業務委託料でございます。

次のページをお願いいたします。

98ページの中ほどになりますが、節19負担金、補助及び交付金につきましては、全国市議会議長会等への負担金及び政務活動費交付金でございます。

以上でございます。

村山一成会計管理者兼出納室長

決算書の107、108ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目6会計管理費のうち主なものについて申し上げます。

節11需用費のうち、印刷製本費は、決算書等の作成に関わる経費でございます。

節12役務費のうち、公金振替手数料は金融機関への手数料で、市民税、軽自動車税、国保税などの口座引き落とし等に要する手数料でございます。

その下の、指定金融機関公金取扱手数料は、指定金融機関であります佐賀銀行の公金取扱事務に関わる手数料でございます。

以上でございます。

古賀和教監査委員事務局長

続きまして、125、126ページをお願いいたします。

目1 監査委員費のうち、主なものについて申し上げます。

節1 報酬につきましては、監査委員2名分の報酬でございます。

節2 給料から節4 共済費までにつきましては、職員3名分の人件費でございます。

次に、127、128ページをお願いいたします。

節9 旅費につきましては、職員の一般旅費及び監査委員の費用弁償でございまして、全国、西日本、九州都市監査委員会等の定期総会や研修会への出席に要した経費でございます。

以上で、議会事務局、出納室、監査委員事務局関係の決算の主なものについての説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

いいですか。

それでは、質疑を終わります。

以上で、総務部関係議案の質疑を終了いたします。

企画政策部の準備のため、暫時休憩いたします。

午後2時25分休憩



午後2時33分開会

中村直人委員長

それでは、再開いたします。



企画政策部

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

中村直人委員長

これより、企画政策部関係議案の審査を行います。

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

参考資料として、9月定例会フォルダ内の19決算における主要施策の成果の説明書のファイルの準備もお願いをいたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

石丸健一企画政策部長

企画政策部関連は、総合政策課、情報政策課の2課分でございます。

関連する予算科目の歳入の主なものとして、使用料、国庫支出金、広告収入などがございます。

歳出は、総務管理費のうち広告費、情報管理費、企画費及び統計調査費でございます。

業務の執行状況、執行額につきまして、その主なものを担当課長から説明させますので、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

向井道宣情報政策課長

それでは、企画政策部関係について御説明いたします。

決算書の59、60ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金のうち備考欄の社会保障・税番号制度システム整備費補助金239万1,000円につきましては、中間サーバープラットフォームの更新に係る補助金でございます。

その2つ下、個人番号カード交付事業費補助金988万円は、社会保障・税番号制度の個人番号カード交付等を実施するJ-LISの負担金に対する補助金でございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

その下、地方創生推進交付金の100万4,000円につきましては、地方創生推進交付金として受入れたものでございまして、さがんみらいテレワークセンター鳥栖と連携した事業、これは商工振興課が担当で充当いたしますけれども、それに活用したものでございます。

次に、資料は65ページ、66ページをお願いいたします。

中段になりますけれども、款17県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金のうち権限移譲交付金でございますけれども、これが396万1,648円でございます。これは、パスポート申請手続等で県から権限移譲を受けた事務に対する交付金でございます。

以上でございます。

向井道宣情報政策課長

それでは、引き続き、決算書73、74ページをお願いいたします。

節5統計調査費委託金518万8,000円につきましては、備考欄にございます国勢調査から経済センサスなどの国の基幹統計調査、並びに統計調査員確保対策事業に係る県委託金でございます。

次に、83、84ページをお願いします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のうちの、備考欄の上から8行目ぐらいに光熱水費雑入とございます。771万2,000円で23円のうち579万4,603円につきましては、情報センターの光熱水費でございます。

以上でございます。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

103、104ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目3広報費につきましては、主要施策の成果の13ページをお願いいたします。

事業名、広報活動事業でございます。それで、それぞれ事業内容のところに、まず市報とす687万4,000円につきましては、令和元年に33万2,444部の市報を発行したものでございます。

次の、市公式ホームページにつきましては、一番下の効果のところに記載しておりますとおり、令和元年における閲覧件数は115万8,173件となっているところでございまして、記載しております事業費166万1,000円は、ホームページのサーバーの賃借料でございます。

次の、テレビ広報とすにつきましては、毎月第3週の日曜日から土曜日まで1日5回、1回の放送は15分でございますけれども、放送を実施しているものでございます。事業費の183万1,000円は、収録から放送に至るまでの業務にかかる経費でございます。

決算書の103ページ、104ページにお戻りください。

節13委託料……、失礼しました。

すいません、次に、目4情報管理費、節13ですね。105、106ページでございます。

委託料の上から3つ目の委託料につきましては、主要施策の成果の14ページをお願いいた

します。

事業名は、基幹系情報システム更新業務でございます。事業費4,427万5,000円でございます。目的と事業内容につきましては、住基台帳や税、福祉システムなど基幹情報システムが前回更新の平成26年度から5か年を経過するため、サーバー機器等の更新を行うとともに、ソフトウェアのバージョンアップを行いシステムの安定稼働を図ったところでございます。

効果といたしましては、令和元年11月5日より順調に運用が開始できたところでございます。

決算書のほうの105、106ページにお戻りください。

同じく、節13委託料、備考欄の上から4つ目でございますけれども、情報システム管理運営委託料673万7,886円は、個人番号連携サーバーシステムの運用保守業務、ネットワーク強化対応保守業務などでございます。

次の、コンビニ交付システムの保守委託料221万3,136円は、コンビニで交付するために必要な経費でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、地方公共団体情報システム機構負担金1,529万円、このうち通知カード、個人番号カード関連業務等の委任に係る負担額は997万7,600円でございます。

なお、不用額898万2,296円は、個人番号カード交付事業に係る地方公共団体情報システム機構負担金が予定額に達しなかったためでございます。

以上でございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

次に、決算書は111ページ、112ページをお願いいたします。

目9企画費について、主なものを説明いたします。

節11需用費の77万2,476円のうち、印刷製本費の51万3,396円、これは鳥栖市ウエルカムガイド、それから鳥栖市人口ビジョン令和元年度改訂、そして第2期の“鳥栖発”創生総合戦略の冊子等を印刷したものでございます。

節13委託料のうち、これらは主要施策の成果の説明書、17ページをお願いしたいと思いますけれども、第7次鳥栖市総合計画策定支援委託料として991万1,000円、それと土地利用構想の調査委託料で49万5,000円でございます。

それから、節15工事請負費の129万9,100円につきましては、主要施策の成果の説明書15ページ、ここでお示ししておりますお試し住宅利用者のプライバシー確保のため目隠し柵としてフェンス設置をしておりますので、その工事費でございます。

それから、節19負担金、補助及び交付金の716万5,000円でございますけれども、これにつ

きましては、備考欄に掲げるそれぞれの負担金等として支出したものでございますけれども、そのうちがん先進医療治療費助成金につきましては、主要施策の成果の説明書16ページにお示ししております。公的医療保険の適用のない、がん先進医療の普及を図るために鳥栖市民に対しての助成でありまして、当該年度につきましては、お二人の方から助成申請があったところでございます。

それから一番下の、営農環境整備事業補助金につきましては、これも主要施策の成果の説明書18ページにお示ししております。

令和元年6月に議決いただいておりますけれども、国家戦略特区提案によりまして、暗渠排水工事を延期した農地について、旧制度の受益者負担額と同等となるように補助したものでございます。

企画費につきましては、以上でございます。

向井道宣情報政策課長

決算書の125、126ページをお願いいたします。

項5統計調査費、目2基幹統計調査費につきましては、主要施策の27ページをお願いいたします。

事業名は、基幹統計調査でございます。

事業につきましては、まず全国家計構造調査、事業費は203万5,000円でございます。内容につきましては、国民生活の実態について、家計の収支や貯蓄、負債などの家計資産を総合的に調査するものでございます。指導員3名、調査員8名で実施したところでございます。

次に、農林業センサス、事業費は181万9,000円でございます。内容につきましては、農林業の生産構造、就業構造を明らかにするものでございまして、指導員5名、調査員72名で実施したところでございます。

次の、経済センサス及び国勢調査につきましては、それぞれ事前の準備に要したものでございます。

それから、工業統計調査22万9,000円につきましては、工業の実態を明らかにするため、また次の、学校基本調査につきましては、教育上の基礎調査を得るためにそれぞれ調査を実施したものでございます。

令和元年度に実施した統計調査は、事業内容にございまして、学校基本調査まで各種統計調査を実施したところでございます。

以上、令和元年度鳥栖市一般会計決算認定のうち、企画政策部関係の説明を終わります。

よろしく御審議賜りますよう、よろしく申し上げます。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

よろしいですか。

伊藤克也委員

お試し移住のところ……、すいません。

今回は、フェンス工事が主なものということですがけれども、そもそもこの事業が始まったのがもう数年前から、二、三年になるんですかね。

ターゲットですよ。河内町のほうにお試し移住のお住まいを、建てられているっちゃうか、改築されてるわけですがけれども、ターゲットについてはどういったところを考えられているのか教えていただけますか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

このお試し移住住宅につきましては、平成30年8月から受入れを開始したものでございます。

当時、この事業に取り組むに当たってのターゲットは、それこそ移住、定住を目的としておりますので、東京とかそういった大都市圏ですね。人口密集地域と、あと九州管内でいけば福岡近辺、そういったところからの移住、定住を想定しておりました。

その中でも、特に子育て世帯とかそういったところについての移住、定住につながるようなきっかけづくりとなればというようなことでこの事業を始めたところでございます。

以上でございます。

伊藤克也委員

そうですね。そういう若い世代、子育て世代とかそういったところがターゲットかなというふうなことで私も認識をしていたわけですね。

今回、効果として7組23名の利用があったということですがけれども、どのような方たちが利用されたのかを教えてくださいたいと思います。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

令和元年度につきましては、7組23名の方に御利用いただいております。それで、年代がありますけれども、大体60代が7組のうち1組で、あとが30代、40代なんです。

その中で、お子様をお持ちの利用が4世帯ございました。ですんで、そういった私どもが想定をしてましたターゲット世代からの御利用というのも、一定いただいているのかなという気がしております。

以上でございます。

伊藤克也委員

ターゲットにしてる、狙いどおりの利用が6組ほどあったというふうなことだと思うん

ですよね。

この7組が、果たして多いのか少ないのかっていったところでどう感じるかなんですけど、私はちょっと少ないのかなというふうなイメージを持つんですが。

その辺のことは、どのようにお考えですか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

令和元年度は7組23名の御利用いただいておりますけれども、実際御利用いただいた期間というのが7月から1月にかけてでございました。

特に終盤は、それこそコロナウイルス感染症の影響もございまして、施設そのものを、ちょっと開設を見合わせたところもございまして、結果的には四、五か月のうちで7組の利用があったということになろうかと思えます。

もちろん、より多くの方に利用していただきたいということで、なるべく利用者が密集しないように、問合せがあった場合には御案内等しながら、より多くの方に利用していただけるようにやっておりますが、結果的に、周知等につきましても考えられるところでやってきたところではございますけれども、令和元年度の実績としてはそういった実績だったということでございます。

以上でございます。

伊藤克也委員

効果のところは、一応この期間は、コロナ禍については、あまりその期間ではなかったのかなっていうふうな認識なんですけど。

その辺、そのコロナの影響もこの中にあったっていうふうなことですか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

終盤、コロナの影響で、問合せ等があったときにお断りせざるを得なかったケースもございました。

ただ、実質ここが利用されていた7月から1月については、確かにコロナの影響はこの中では受けておりませんので、直接的にそこはないと思えますけど。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

今後、このお試し移住事業については、いつぐらいまでのスタンスで考えられているんでしょうか。

5年先、10年先ぐらいまでずっと継続的に考えられてるのか、それとも、ある一定の期間をもってまた次のステップっていうか、そういったところに方向性を変えるとか、そういった

たところを考えられているのか、その辺いかがですか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

もともと、この事業を始めるときには県のほうから補助を頂いて、施設整備等を行ってまいりました。

そういったこともありまして、当初の事業着手段階ではおおむね五、六年程度の事業等を行いながら、その辺の様子を見て実施をしていくというようなことで考えておりました。

それで、今後につきましては、今ちょうど、施設そのものをコロナの影響で開設を見送っておりますけれども、その辺りが、一定また利用できるようなになれば、利用促進に向けた広報等も含めやっていきたいというふうに思っておりますけれども。

移住のきっかけづくりとなっておりますので、国からも移住支援の交付金とかそういったものも出ておりますから、そういったものと絡めてここをより利用していただけるような形で利用促進を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

伊藤克也委員

現状では、コロナの影響で休止をしてるっていうふうな状況だということですね。

先ほど、ちょっとふるさと納税の件についても基山町の事例を引き合いに出させていたんですけれども、今回お試し移住に関しても例えば鳥栖市移住とか基山町移住で検索をかけてみると、基山町の移住に関してははずらっとそういう施策が、1本ではなくて2本立て、3本立てで閲覧できるようなことになってるんですね。

何かそういったことを考えられている方にとっては、やはり入り口の第一歩としては非常にそこが大切なのかなあというふうに感じてはおりますけれども、その辺鳥栖に関してはそういったアナウンスがほぼほぼないんですよ。

その辺いかがですかね、どのように考えられているのか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

移住、定住に関しましては、事業としては今このお試し事業をきっかけづくりとして一つ設けております。

あと、鳥栖のいいところを御紹介するということからいくと、先ほどちょっと決算の中ではお伝えしましたが、ウエルカムガイドブックというようなものを作りまして、住宅ハウスメーカーとか、展示場とかそういったところにそういった物を配架させていただくことで、鳥栖をより知っていただいて、興味を持っていただいて、その上でそういったものを利用していただいて移住につなげるとか、そういったことを取組をしております。

ただ、総体的に、今、伊藤委員が言われるように、今の取組で十分かって言われればそこ

はまだまだ勉強するところもあるかなと思っておりますので、そこは他市の状況等も見ながら勉強していきたいというふうに思います。

以上でございます。

伊藤克也委員

やはり、これだけではなかなか進まないというふうに思うんですね。その先、例えば子育て環境にどういう施策を打っているとかそういった関連づけたようなことを一緒に、その案内のところに張り付けたりしながら、総合的にやはり考えていただくということがとても大切かなというふうに思うんですね。

ですので、その辺のことは検討していただきたいなというふうに思っています。

それで、私はその若い世代をターゲットにするのであれば、ちょっと場所、根本的に場所がどうなのかっていうふうな思いもあるんですね。

やはり、若い世代にとっては利便性っていうのは物すごく大事だというふうに思うわけですね。

それを河内で、自然が豊かでね、そういった意味ではもちろん効果があるんですけども、どちらかというところ、あそここの場所は一旦仕事をリタイアされて、次のことを考えられているような方にとっては最適な地かなというふうに思うんですけども、今考えられてるターゲット、若い世代、子育て世代の人たちにとっては、私はもっとまちの中にそういった場所を提供して、先ほどから言うように、総合的にそういったものをセットにしてアナウンスしたり、お試し移住をしていただくことがよりその先につながっていくのかなというふうに思うんですね。

これを本市が、この施策を平成30年からやられて、移住につながっていれば何も言うことはないんですけども。

実際ね、その辺移住になかなかつながっていないというふうな現状があるのであれば、そこはもう少し、何か改善をしていただけたほうがいいのかというふうに思いますので、要望を込めて検討していただければというふうに思います。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

すいません、これまでの実績として、平成30年度の8月から始めておりますけど、実は平成30年度に御利用いただいた方が1組移住につながったケースが、まあ1組ですけどございまして、そういったものを今後増やしていきたいというふうに思っております。

あと、確かにあの場所っちゃうのは、実際子育てについてはどうかっていうような御意見ございましたけれども、もともとあそこで鳥栖の自然を体感しながら、なおかつそういった避暑地的なところもありますんで、あそこで鳥栖のよさを体験していただくための住宅であ

って、あそこで実際、生活をするっていう、あの家そのものが生活する場ではないので、お試し住宅なので、もし鳥栖市で家とかを探すことになれば、また市街地とか御希望されるところの住宅等を御紹介していく、また不動産業者さんとかに御案内をしていくといったこととつなげていこうと思っておりますので、あそこの家で実際生活するということは、ちょっとできないということになりますんで。

以上でございます。

伊藤克也委員

私もあそこで生活を継続してくれっていうふうに、あの周辺で家を建ててくれっていうか、そういったことであそこ、そういうふうに思っているわけではないんですけども。

僕は、どちらかというところ、せっかくああいうところで移住を考えられているのであれば、やはり例えばアウトレットを利用する方に、多少車を利用して遠方から来られる方たちにああいったところに泊まっていただいて、アウトレット1日満喫してもらおうとかそういった利用のほうがより、私は効果的だかっていうふうに思うんですよね。

お試し移住っていうふうに、本気で若い世代が考えるのであれば、もっともっと利便性の高いところにそういったところを設定して、より生活になじんだようなスタイルでやっていただくほうがより効果があるのかなというふうに個人的には思ってます。

以上です。

久保山博幸委員

伊藤議員に関連してなんですけれども、確かに、ちょっと私なりに違和感がありまして、今回120万円でフェンスを、利用者のプライバシー確保ということでフェンス立てられとるんですが、私もちょっと見にいったんですけれども、自然の中に、お試しにあるにしては、要するに縁側には、目の前にはフェンスがあってということで、本当にこれが移住を思っている方々に向けてのサービスなのかなという、ちょっとそういうのがありましてですね。

今のやり方ではどうなのかなあと。県の補助があるということで、それがあの上はあくまでお試し住宅としての用途しか使えないというふうに考えていいんでしょうか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

今、久保山委員がおっしゃっていただきましたように、県の交付金を活用した事業でありますので、一定その事業期間っていうのは考慮しながら進めていく必要があると思っております。

以上でございます。

久保山博幸委員

お試し移住に向けての取組は、いろんなことを今後考えていかんばいかんと思うんですが、

もし将来的にそういう縛りがなくなったとき、やはりいいところにあるんですね。

建物も、私も建築途中たまたま見よったんですけど、しっかりとした造りで、100年ぐらいもつような立派な物で、将来的にもし可能であれば、例えば地域の子どもクラブの夏のキャンプ研修とか、何かそういう市民にとって使いやすいような施設の使い方、あの場所柄からいうとあそこは何かそういう使い方がいいのかなって、意見ですけれども申し上げておきます。

尼寺省悟委員

2つほどお尋ねします。

1つはちょっと今の件で、今のお試し移住事業、7組23名の利用があったと。最終的には、さらなる定住人口の獲得につなげる、さらなる定住人口ね。

それで、実際利用された方が定住につながった数字について聞こうかと思ったけど、1人あると言われたんですけど。

理由について、伊藤議員とかいろいろ言われたんですけどね、実際その利用された方から何か聞かれたことありますか、感想とか。

それがどうして、いや、やっぱりここに、鳥栖に住むのはちょっととか、いや、住みたいとか。何かその辺で、今後のヒントになるようなことを聞かれたことはありますか、あれば。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

お試し住宅を利用いただく際には、あらかじめ、申請をしていただくときに事前アンケートを取らせていただいております。どういったことでこのお試し住宅を知られたのかとかです。

どういった目的を持って御利用になるのか、また実際お試し生活された後で、退去されるときに、今度は感想として退去時のアンケート調査をしております。

去年7組あっておりますけれども、まず大体、ここを利用する方っちゃうのは、もうそういった移住に関してあらかじめいろんな下調べとかをされてきてありますので、鳥栖の利便性とかっちゃうのは、一定把握した上でお越しになりますので、やっぱり来てみて鳥栖は便利だなと、こういう自然が近くにあるっちゃうのは非常にすばらしいとかそういった感想をほぼほぼ頂いております。

アンケートの結果としても、大体満足、満足、やや満足っていうのが多くございました。やや不満というものもありましたけれども、その理由としては、御自身が体調面をちょっと気にされていらっしゃった方で、病院とかそういったところもあったのかもしれないけど、そこら辺がちょっと気になるというようなところでありましたけど、おおむねアンケート結果としては、皆さんあそこを事前に調べて、そのとおりの場所で、実際使ってみてよかった

というようなことで感想は残して帰っていただいております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

感想はよかったけれども、結果として定住につながらなかったというところについては、やっぱりこんなもんですか、その辺は。

非常によかったと、環境もよかったと、にもかかわらず最終的に、いや、やっぱり決断し切れなかったというのは限界っちゅうのがあるんですかね、こういう事業の。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

我々が、このお試し住宅を利用していただく方に対してお願いしているのが、ぜひとも、ここを利用した感想とかを広くSNS等を使ってたくさんといいますか、お知らせをしてほしいと。

やっぱり、お試し住宅とかは利用する方や移住を検討されてらっしゃる方については、もうそういったネットワークとかそういったものが一定ありまして、その辺の口コミとかそういったもので情報を得て、鳥栖市のこのお試しを検索するとかそういった事例も聞いております。

あと、移住のセミナーとかそういったものにも参加をしておりますので、そういったところでの情報発信等もしておりますので、単に利用された方が楽しかった、よかったですだけじゃ確かにいけないと思いますので、そういったものを実際の定住につなげるような工夫というのは、引き続き検討していかなければならないというふうには思っております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

もう一点ですけどね、がん先進地医療助成事業の中で2人に助成したということなんですが、ということは今年度は鳥栖市民が2人しか利用しなかったということなんですか、あそここのセンターは。そういうことですか。

そうじゃなかったら、鳥栖市の人数を教えてください。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

令和元年度につきましては、この助成金を使った方が2名ということなんですけれども、御承知のようにあそこが公的保険の適用を受けております。

ですんで、そこに適用がされる骨軟部腫瘍だとか前立腺とか、そういったものの治療についてはこの助成を受けられないので、そういった方があそこを使っておられたときには、この助成制度を使わないので、その実数が把握できないので、これまで延べで47名の方がこの制度を使ってがん治療をされてますので、そういったことからすると鳥栖市民の利用者数っ

ちゅうのは47人以上というようなことで、推定という形でしかちょっとお答えできないんですが。

今現在47名以上の方（「それ、延べでしょう」と呼ぶ者あり）延べです——となります。

以上でございます。

中村直人委員長

ほかには。

伊藤克也委員

すいません、そもそも論なんですけど教えていただきたいんですが、今のがん先進医療について、要は医療費助成の制度に関わることだというふうに思ってるんですが、一般的には健康増進課であったりとか、そちらのほうで医療費関係についてはされるのかなというふうに思ってるんですね。

総合政策課でこれ、ずっと担当っていうか、されてるんでしょうけれども、そもそも何でここで、総合政策課でこの助成についてやられているのかといったところを教えてください。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

もともと、このがん先進治療施設を本市に誘致する、まちづくりの一環として新鳥栖駅の開業効果をより高めるということで誘致等を行う際に、担当窓口がまちづくりの観点ということで総合政策課で担当しておりました。

ですので、鳥栖市民の皆さんがこの施設で恩恵を受ける、そういったものを、こういったものがあるのかっていう分野を検討する中で、総合政策課が所管をしたということもありません。今のこの部分については私どものほうで担当しております。

以上でございます。

伊藤克也委員

スタートとしてはそうだったのかなというふうに思うんですけども、これから先は、そういう所管を変えてもいいのかなと個人的には思うんですが。私の個人的な意見です。

それともう一点、第7次総合計画についてなんですけれども、先般この総務文教委員会の中では説明を頂いたわけですね。

それで、総合計画なんでももちろん全委員会に関連してくるわけですけども、ほかの、例えば建設経済とか厚生委員会等についてはどのようにこのことについて説明をして、意見をいろいろ聞かれたほうがいいのかというふうに思うんですけども、今後その辺のことをどうされるのか、スケジュール的にやっていかれるのかなっていうところを教えてください。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

総合計画の策定状況等につきましては、所管委員会でございますこの総務文教常任委員会のほうで進捗報告を議会のたびにさせていただいております。

その資料等を全議員のほうにも開封いただいているものと思っておりますけれども、今後の進め方につきましては、ちょっとこの後、また別案件で御報告といいますか、説明させていただく機会を頂こうと思っておりますので、ちょっとここでの説明については控えさせていただこうと思うんですけれども。

最終的には、全議員の皆さんに対して説明はしていかなきゃならないと思っております。

そういった時期等については、ちょっと御相談をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

中村直人委員長

よろしいですか。

ほかございませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

以上で、企画政策部関係議案の質疑を終了いたします。



報 告（企画政策部総合政策課）

公共施設等総合管理計画の進捗状況について

公共施設中期保全計画一覧表

第7次総合計画の進捗状況ならびに今後のスケジュールについて

中村直人委員長

続きまして、議案外ではございますが、執行部より報告事項がありますのでこれを受けたいと思います。

全部で2件ございますが、2件続けて報告をお願いいたします。

ファイルにつきましては、議案外の報告02（企画政策部）になりますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、報告をお願いいたします。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

議案外報告でございます。

資料は、議案外の報告資料の2ページをお願いいたします。

それでは、説明いたします。

平成29年3月に、鳥栖市公共施設等総合管理計画を策定しておりますけれども、令和元年度の取組状況について、本日、報告させていただくものでございます。

資料でございますように、施設類型ごとの管理に関する基本的な考え方のうち、まず公共施設に関する分でございますけれども、田代まちづくり推進センターにつきましては、本館の大規模改修工事及び分館との統合を図るための増築工事設計を行っております。

それから、市庁舎につきましては、実施設計に着手をしたところでございます。

浄化センターにつきましては、耐震診断が完了いたしました。

次に、インフラ施設についてでございますけれども、ここでは道路、それから橋梁、上水管・下水管渠についてそれぞれ記載しておりますけれども、長期的な視点で更新費用等の平準化及び適正化に努めながら管理を行っております、それぞれここで実績をお示ししております。

繰り返しになりますけれども、今申し上げましたのは、令和元年度での取組でございますので、あくまでもその時点での報告ということになります。

それから次に、資料が4ページ、5ページをお願いしたいんですけれども。

ここでは、公共施設中期保全計画一覧表ということでお示しをしております。

この中期保全計画につきましては所管が建設課になっておりまして、建設課のほうで建設経済常任委員会のほうで報告をすることになっておりますけれども、先ほど申し上げました、鳥栖市公共施設等総合管理計画で示す基本的な考え方を実施するための計画ということで、関連性がございますので、同じ資料を総務文教常任委員会と建設経済常任委員会のほうで一緒に見て、この部分については、建設課が建設経済常任委員会のほうで詳しく説明をしております。

私のほうで、ちょっと概略を申し上げますと、ここに85施設を対象として挙げておりますけれども、このうち着色、恐らくピンクがかかっているかと思えます。その部分が、今回修正を行った施設でございます。

それで、修正の理由といたしましては、市民体育館、陸上競技場、スタジアムなどが恐らく着色されていると思うんですけれども、こういったものにつきましては、国スポ関連の施設ということで、公園施設長寿命化計画に伴う社会資本整備交付金の採択によるものと、そ

れで修正をかけているということで報告を受けております。

この件につきましての報告は、以上でございます。(発言する者あり)

中村直人委員長

下を書いてあろう、下に。

Aは屋根防水改修、Bは外壁改修、ずっと書いてあるやろう。(発言する者あり)

以上ですかね。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

以上でございます。

中村直人委員長

今の報告がありました2件で、皆さんのほうから何か確認したいことなどがありましたら
お願いしたいと思います。

尼寺省悟委員

4ページ、5ページのこの一覧表なんですけど、これ令和6年度までしか書いてないのは、
そこまでしか決まってないからなの。

というのはね、どういうことかっちゃうと、小学校整備について、基本的に3年間でやっ
てるでしょうが、だから、例えば旭小学校は2年でぶち切れて、その下については1年で切
れるわけね。

だから、それについては令和6年度までだからこうなってるんであって、基本的にそれは
3年でやるというふうになってるかどうかっちゃうことやけれども、そこまで分かる。

そういう質問ですけれども。

石丸健一企画政策部長

公共施設の中期保全計画は、今後5年間のものを示すというふうにしておりますので、こ
こに示すは今後5年の分だけでございます。

ただし、中期、長期等で一定の考え方というのはあるかと思いますが、それが公表され
ているというような形ではございません。

尼寺省悟委員

それは、今、あなた方に聞いたら分からんけれども、例えばこれ教育委員会だから教育委
員会に聞けばその辺はちゃんと分かるというふうに理解していいわけですか。

石丸健一企画政策部長

それぞれの施設の所管部署において、一定の考え方は持っているかと思いますが。

ただそれが、この保全計画として確定された分がここに計上されているという考え方でご
ざいます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それじゃあ、もう一点、3番目に第7次総合計画の関係がありますので、この件につきまして報告をお願いしたいと思います。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

今、委員長のほうから御案内いただきましたように、議案外の報告ということで、3つ目ということで、資料はございません。

かがみで項目だけをお示をしております。

第7次総合計画の進捗状況ならびに今後のスケジュールについてということでございます。

現在、第7次総合計画の進捗状況といたしましては、これまで委員会で御報告を申し上げますように、外部の有識者によります審議会での議論を踏まえまして、庁内で素案を作成いたしまして策定をしていくということで進めてきております。

それで、新型コロナウイルス感染症等への対応等によりまして、計画策定作業が、審議会の開催というのが当初よりもちょっと遅れて開催せざるを得なくなりまして、そういった部分、当初のスケジュールでは十分な議論であったり、また議会への説明、先ほど伊藤委員のほうから言っていたいただきましたけれども、説明できないおそれが出てきておりますので、現在の計画策定スケジュールを含めた進め方の見直し検討を行っているところでございます。

言われましたように、総務文教常任委員会ではこういう形で説明をしておりますけれども、ほかの所属委員会のほうにはまだできておりませんので、そういった意味で、今後改めて議会のほうへ御相談してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

中村直人委員長

それでは、第7次総合計画につきまして、今説明がありましたように、ちょっと遅れているような感じもあるということでもありますので、まだ正副議長などにも相談があっておりませんので、今後そちらと相談をして、また委員会には新たに報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、以上で報告については終わります。



中村直人委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会をいたします。

午後 3 時22分散会

令和2年9月30日（水）

1 出席委員氏名

委員長	中村直人	委員	尼寺省悟
副委員長	久保山博幸	〃	中川原豊志
委員	森山林	〃	伊藤克也
〃	久保山日出男		

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

教	育	長	天野昌明				
教	育	次	長	白水隆弘			
教	育	総務課	長	青木博美			
教	育	総務課	総務係	長	眞子寛盛		
学	校	教	育	課	長	中島達也	
学	校	教	育	課	参事兼課長補佐兼指導主事	古賀泰伸	
学	校	教	育	課	長補佐兼学校教育係	長	立石光顕
学	校	教	育	課	参事兼教育相談係長兼指導主事	日吉敬子	
学	校	教	育	課	長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係	長	原祥雄
生	涯	学	習	課	長兼図書館	長	松隈義和
生	涯	学	習	課	参事	竹下徹	
生	涯	学	習	課	長補佐兼生涯学習推進係	長	八尋茂子
生	涯	学	習	課	文化財係	長	久山高史
生	涯	学	習	課	図書係	長	中溝雄二

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武田隆洋

5 日 程

議案審査（教育総務課、学校教育課）

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

議案審査（生涯学習課）

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

中島達也学校教育課長

続きまして、71ページ、72ページをお開きください。

款17県支出金、項2県補助金、目6教育費県補助金、節3中学校費県補助金のうち部活動指導員活用研究事業補助金につきましては、中学校3校に1人ずつ配置をいたしました部活動指導員の報酬について、その3分の2の補助。

また、別室における学校生活支援事業費補助金につきましては、田代中学校に配置をいたしました学校生活支援員の人件費について、その2分の1の補助を受けたものでございます。

続きまして、73、74ページをお開きください。

款17県支出金、項3委託金、目4教育費県委託金、節1教育総務費委託金のうち児童生徒の活用力向上研究指定事業委託金につきましては、県の委託事業としまして昨年度まで行われたもので、昨年度は麓小学校、旭小学校及び鳥栖西中学校の3校が指定を受けております。

また、その下になりますが、小中連携による学力向上推進地域指定事業委託金につきましては、この児童生徒の活用力向上研究指定事業の後継的な事業としまして昨年度から始まったものでございます。

昨年度につきましては、基里小学校及び基里中学校が指定を受けております。

青木博美教育総務課長

75ページ、76ページをお願いします。

款19寄附金、項1寄附金、目2教育費寄附金、節1教育総務費寄附金の育英資金寄附金につきましては、鳥栖ハーモニカ歌の会様から寄附でございます。

ページをめくっていただきまして、91ページ、92ページをお願いします。

款23市債、項1市債、目4教育債、節1中学校債及び節3小学校債につきましては、それぞれの事業に伴う借入金でございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出について申し上げます。

211ページ、212ページをお願いします。

款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費のうち主なものを申し上げます。

節1報酬につきましては、教育委員4名の報酬でございます。

次に、目2総務事務局費の主なものを申し上げます。

節2給料から節4共済費までは、教育長、教育次長、教育総務課職員6名、計8名分の人件費でございます。

節7賃金につきましては、小中学校の学校用務及び学校事務補助の嘱託職員、合計21人分の賃金でございます。

節13委託料のうち1行目の警備委託料につきましては、小中学校等の機械警備業務等に関するものでございます。

ページをめくっていただいて、213、214ページでございます。

1行目の中学校日直代行委託料につきましては、土日祝日及び年末年始の中学校の管理業務に関するものでございます。

以上でございます。

中島達也学校教育課長

学校教育課から、同じ項になりますが、目の3学校教育事務局費について御説明をいたします。

節7賃金につきましては、学校図書館事務補助員12名、学校適応指導教室みらい指導員2名、教育相談指導員1名、嘱託指導主事3名の賃金でございます。

節8報償費のうちスクールカウンセラー謝金につきましては、スクールカウンセラーの配置に係る謝金でございます。保護者や児童生徒、あるいは学級担任等の相談業務に当たっていただいております。この事業につきましては、県の補助事業で、謝金のうち3分の1が県の補助金でございます。

スクールカウンセラー活用につきましては、詳しくは主要施策成果説明書88ページの教育相談業務に記載をさせていただきます。

続きまして、215、216ページをお開きください。

節の13委託料のうち語学指導業務委託料につきましては、外国語指導主事5名の民間委託料でございます。語学指導業務委託料につきましては、詳しくは主要施策成果説明書89ページに、外国語指導助手配置事業として記載をさせていただきます。

節の15工事請負費につきましては、児童生徒の通学時の安全、安心を確保するため、小学校区ごとに1台ずつ防犯カメラを設置した工事に係るものでございます。

節の19負担金、補助及び交付金のうち医療的ケア支援事業補助金につきましては、平成30年度までは委託料として看護師配置に係る費用を計上しておりましたが、令和元年度から利用業者を保護者が選択できるよう、当該費用の補助を行うこととしたものでございます。昨年度は、2名の児童を対象に補助金を交付いたしました。

青木博美教育総務課長

同じページの一番下、項2小学校費、目1学校施設管理費の主なものを申し上げます。

節2給料から節4共済費までは学校用務員2人分の人件費でございます。

節11需用費のうち、修繕費につきましては、次のページにまたがっておりますが、学校施設の修繕に要した経費でございます。

ページをめくっていただきまして、217、218ページをお願いします。

節13委託料のうち1行目の、学校施設管理委託料につきましては、小学校8校の各種設備点検、樹木伐採と施設の管理に要した経費でございます。

その下の2件は、小学校特別教室ほか空調設備設置工事の実施設計及び工事監理の委託料となっております。

節15工事請負費のうち1行目の営繕工事費につきましては、各学校の施設営繕に要した費用でございます。

2行目の弥生が丘小学校非構造部材改修工事費は、屋内運動場及び管理特別教室棟の天井及び照明の耐震化を行ったものでございます。

3行目の小学校特別教室ほか空調設備設置工事費は、音楽室や理科室などの特別教室の空調設備を設置したものでございます。

ここで、ちょっと不用額の説明をさせていただきたいんですけども、小学校費で委託料が378万2,708円、同じく小学校費の工事請負日で1億5,808万9,410円。この後になりますが、中学校費の委託料で197万2,534円、同じく中学校費の工事請負費において9,089万8,539円の不用額が出ております。

これは、小学校、中学校の特別教室棟の空調設備設置工事で、臨時特別交付金というものの対象として交付申請を行っております。この臨時交付金が、時間的にも申請までなかったものですから、設計も交付金事業で同時に実施するものとなっております。ですから、工事費については、面積当たりの単価による概算で算出をいたしております。

その中で、空調設備の増設による電源の設備の交換が必要な可能性がありました9校について予算を計上しておりました。また、オリンピックの影響で資材費や労務費が上昇していったことから、その上昇分も見込んだ計算をいたしておりました。

しかしながら、実施設計をしたところ、受変電設備の必要な学校は1校のみということになりまして、資材費や労務費の上昇も大きな影響がなく、大幅な設計金額の減少となったものでございます。

また、繰越しの予算でありましたので、減額が補正できないということから不用額が多額となったものでございます。

以上、不用額について説明をさせていただきました。

続きまして、節23償還金、利子及び割引料につきましては、弥生が丘小学校の建設費の都市再生機構への償還金でございます。

以上でございます。

中島達也学校教育課長

学校教育課から、同じく項の2小学校費、目2学校事務管理費について御説明をさせていただきます。

節の7賃金につきましては、小学校の特別支援学級生活指導補助員に係る分でございます。

特別支援学級生活指導補助員配置事業につきましては、詳しくは主要施策の成果説明書93ページに記載をさせていただいております。

節の11需用費につきましては、小学校8校分の消耗品費と光熱水費が主なものでございます。151万2,986円の不用額が生じておりますが、主な理由といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、小学校が3月3日から臨時休業となり光熱水費等が見込みより少なくなったためでございます。

219ページ、220ページをお開きください。

節14使用料及び賃借料のうちパソコン等借上料につきましては、昨年度更新いたしました小学校のパソコン教室のパソコン等に係る借上料でございます。

節の18備品購入費のうち施設用備品購入費の主なものとしましては、児童用の机、椅子のほか、鳥栖北小学校に配備をいたしました階段昇降車の購入費用がございます。この、階段昇降車につきましては、車椅子を使用する児童が校舎の他の階に移動する際に、車椅子ごと運んで階段を昇降することができるものでございます。

続きまして、221、222ページをお開きください。

同じく、項2小学校費、目3教育振興費の節20扶助費につきましては、要保護・準要保護児童への就学援助費、また特別支援学級在籍児童への就学奨励費として家庭に支払われるものでございます。426万223円の不用額が生じておりますが、主な理由といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、小学校が3月3日から臨時休業となり就学援助及び特別支援教育就学奨励費の受給者の給食費等が不要となったこと、また特別支援教育就学奨励費の受給者が見込みより少なかったことでございます。

続きまして、223、224ページをお開きください。

項の2小学校費、目4学校給食センター費についてでございます。

節の7賃金につきましては、嘱託職員、調理補助臨時職員、配送配膳臨時職員、洗浄臨時職員、学校配膳臨時職員、代替臨時職員の賃金となっておりますが、153万812円の不用額が生じております。これにつきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、小学校が3月3日から臨時休業となり学校給食関係の臨時職員の賃金支給額が減額となったためでございます。

続きまして、節の13委託料の主なものにつきましては、炊飯調理等業務、配送業務、保守点検業務、廃棄物運搬処分等にかかる費用となっております。

青木博美教育総務課長

続きまして同じページの、項3中学校費、目1学校施設管理費の主なものを申し上げます。

節2給料から節4共済費までは、学校用務員1名分の人件費でございます。

節11需用費のうち修繕料につきましては、学校施設の修繕に要した経費でございます。

節13委託料のうち1行目の学校施設管理運営委託料につきましては、中学校4校の各種設備点検、樹木剪定等、施設の管理に要した経費でございます。

その次と、225、226ページをお願いします。

鳥栖西中学校大規模改造事業の実施設計と工事監理の委託料でございます。

その次の2件が、中学校特別教室ほか空調設備設置工事の実施設計及び工事管理の委託料となっております。

次に、節14使用料及び賃借料は、西中学校大規模改造工事に伴う仮設校舎のリース料でございます。

節15工事請負費の1行目の営繕工事費につきましては、小学校費同様、学校施設営繕に要した経費でございます。2行目が鳥栖西中学校普通教室棟大規模改造工事、3行目が中学校4校の特別教室ほか、空調設備設置工事に要した経費でございます。

中島達也学校教育課長

続きまして、目の2学校事務管理費について御説明をさせていただきます。

節の1報酬のうち部活動指導員報酬につきましては、鳥栖中学校、田代中学校及び鳥栖西中学校にそれぞれ1名ずつ配置をいたしました部活動指導員に対する報酬でございます。

節の7賃金につきましては、中学校選択制弁当の嘱託栄養士1名分、それから別室登校の生徒の生活や学習の状況を把握し、生徒の活動を支援するため、田代中学校に配置をいたしました学校生活支援員1名分及び特別支援学級生活指導補助員9名分でございます。

特別支援学級等生活指導補助員配置事業につきましては、主要施策成果説明書96ページに掲載をさせていただいております。

節の8報償費のうち謝金につきましては、放課後等補充学習支援事業の講師謝金となっております。

節の11需用費につきましては、中学校4校分の消耗品費と光熱費が主なものでございます。111万940円の不用額が生じておりますが、主な理由としましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中学校が3月3日から臨時休業となり光熱水費等が見込みより少なくなったためでございます。

227、228ページをお開きください。

節の14使用料及び賃借料のうちパソコン等借上料につきましては、パソコン室のパソコン

等の借上料のうち、昨年度中学校に新たに設置をいたしました電子黒板操作用パソコンにかかる借上料となっております。

節の18備品購入費のうち給食用保温カート購入費につきましては、中学校の選択制弁当で使用する保温カート7台を追加購入したものでございます。

続きまして、目の3教育振興費についてですが、231ページ、232ページをお開きください。

節の20扶助費につきましては、要保護・準要保護生徒への就学援助費等の補助、特別支援教育就学奨励費につきましては、特別支援学級在籍生徒への就学奨励費として家庭に支払われているものでございます。450万2,599円の不用額が生じておりますが、主な理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中学校が3月3日から臨時休業となり、就学援助、それから特別支援教育就学奨励費の受給者の選択制弁当給食等が不要となったこと、また特別支援教育就学奨励費の受給者数が見込みより少なかったことでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

久保山日出男委員

歳出の225ページ、学校施設管理費の中での使用料及び賃借料、鳥栖西中学校仮設設校のリース料とありますが、これは何棟とか、何教室分とか相対的面積、それと期間は分かれますか。

それと、227、228ページの中の給食用保温カート購入費ということで、このカートつちゅうのは何台ぐらいでこれだけの金額を要するのかお願いします。

眞子寛盛教育総務課総務係長

おはようございます。

私のほうから、先ほど久保山議員から質問がありました件につきまして、御説明のほうをさせていただきたいと思っております。

鳥栖西中学校のリース料につきましては、平成30年度から鳥栖西中学校の大規模改造事業のほうに着手しておりまして、平成30年度に管理棟、平成31年度に普通教室棟、令和2年度——今年度ですね——に特別教室棟の、計3か年で計画をさせていただいております。

それで、平成30年度より仮設校舎のリースのほうをしているところでございますけれども、平米数でいきますと550.8平米でございます。

それで、平成30年度には1階に保健室と図書室、2階に職員室と校長室の移設をしております。それで、管理棟の工事が終わった平成31年度から普通教室棟の工事に入るわけですが、普通教室棟につきましては、1階は特別支援教室を2教室、同じく2階につきまし

ても、特別支援教室を5教室、計7教室で仮設校舎の利用ということで対応させていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

中島達也学校教育課長

続きまして、給食用の保温カートにつきましてですが、昨年度7台購入をさせていただいております、1台当たり123万4,000円という形で。

これにつきましては、学級増等に伴いまして7台、新しく購入をさせていただいたところでございます。

久保山日出男委員

カートって大体どれぐらい、私、知らずに、小さなもんかなと思ったけど、どんな大きさっちゅうか、えらい高い。

冷蔵庫の太かごたつとね。「高さ180ぐらい」と呼ぶ者あり）分かりました。

ありがとうございます。

中村直人委員長

いいですか。

ほかにございませんか。

中川原豊志委員

そのカートの件なんですけれども、今まで何台かあってプラスして買ったのか、新たに買ったのかっていうところと、来年以降、これをどうするのかっていうところも含めて、ちょっとお聞かせ願いたいなど。

立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長

給食用のカートにつきましては、36台もともとありました物に7台追加をいたしております。

それで、今後につきましては、来年度8月後半から完全給食ということで見込んでおりますけれども、それについてもこの保温カートについては引き続き使っていくことになっております。

以上です。

中川原豊志委員

継続して使うことができるようになるね。分かりました。

続けてよかですか。

先ほど、営繕工事とかいろんな工事関係で空調関係かな、不用額が結構出ましたというふうなことだったんですけれども、この不用額の取扱いについて、例えば国庫補助とかあった

んじゃないかと思うんですけども。

このまま不用額として繰越しができるものなのか、処分の仕方というのをちょっと教えていただきたいと思います。

青木博美教育総務課長

不用額につきましては、通常であれば額が確定したところで、直近の議会で不用額として減額補正するところですけども、これが繰越事業でしたので、繰越事業につきましては補正ができないということで、そのまま不用額として残すこととなりました。

中川原豊志委員

要は、国からの緊急交付金か何かという話だったと思うんですけども、もう返還しなくてもいいということですか。

青木博美教育総務課長

国からは内示というような形で、幾らまでという形での金額が示されます。それに対して、市としては実施設計の後に、全て契約額が確定した後に、それに応じて交付金の請求をいたしますので、必要な額だけの請求となりますので、前もっての交付という形ではありませんので、返還という形は出ません。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

伊藤克也委員

主要施策の成果説明書の88ページ、スクールカウンセラー相談件数について御質問いたします。

令和元年度小学校572件、それから中学校536件ということですが、相談内容の傾向、そういったのを教えていただければというふうに思います。

日吉敬子学校教育課参事兼教育相談係長兼指導主事

私もこの内容について、どうなのかなということちょっと確認をいたしました。その内容については守秘義務を伴うことがございまして、こちらに明らかに上がってはきていないところがございます。

中島達也学校教育課長

主なものとしましては、例えば友達関係の悩みであったり、家庭のことであったり、親御さんのことに対してであったりですね。また、中には教師との関係性、そういったものがある。

また、その中にはいじめ等も含まれる。もう、多種多様にわたっているというのが現実的なところではあります。

その中でも、やっぱり友達関係辺りが多いのかなというところで捉えているところではございません。

中村直人委員長

ほかにご覧いませんか。

中川原豊志委員

223、224ページのところの、学校給食センター費なんですけれども、新型コロナの関係で学校が休校になった関係で、職員手当等、不用額が900万円ほど出ておりますけれども、この方々の手当といえますか、給食が出されなくなったけんが、その分お休みしてください、でも給料払えませんか。

そういうふうな取扱いをされると、やっぱりすごく困られたと思うんですけれども、やはり何らかの手当てが必要じゃなかったのかなと思うんですが、その辺の取扱いについてちょっと教えていただけませんか。

原祥雄学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長

学校給食センターの、調理に係る賃金に関する御質問としてお答えをさせていただきます。

先ほど御説明をいたしましたとおり、3月3日から学校給食が臨時休業に伴って13日間、停止をいたしました。

それで、嘱託職員は年間雇用ということで、給食調理がないときにも出勤をしていただいて調理場の清掃等をしていただくようになっておりますが、臨時職員につきまして、やはり調理作業がないということでお休みしていただくようなことになってしまいました。

それで、この期間の手当につきましては、休業手当として通常支払うべき賃金の6割を支給させていただいておるところです。通常勤務した場合と比較しますと減額というふうになってしまいますけれども、そういった対応をさせていただいております。

以上です。

中川原豊志委員

休業手当ということで6割程度の補償をしたということですね。分かりました。

中村直人委員長

これは法に基づいてやね、最低6割保障やから。

尼寺省悟委員

幾つか質問しますけれども、最初に、先ほどの不用額の件ですよね。

だから、見てみると小学校で2億円ですか、中学校で1億円、合わせて3億円ぐらいよね。だから、国に返さなくてもいいっちゃうたら、丸儲けになるわけ——言葉は悪いけど。

それで、さっきの説明によると、受変電設備か、最初は9校全部要ると。要るとしとった

けど、実施設計したら1校だけで済んだと。

だから、時間がなかったから、本当は時間かけてやって、やってみたら1校だけで済んだと。

だから、そんなもんで国の補償金っちゃうか、済むもんかなあというね。何か、ちょっと疑問に思うんやけどね。

私、この話聞いたときに、やっぱり国からの補助金だからちゃんと返さないかと。だから、何で不用額としているのか分からんやっただけでも、ちょっとその辺もう一回。

青木博美教育総務課長

これはまず、本当に概算というところで金額を算出しております。

それで、受変電設備が、空調設備を増設することによって当然必要な電力量が大きくなりますので、それに対応する変電設備を更新すると、大きな物に改めるところでの計算を当初しております。

この時点では概算の設計でございまして、これを予算要求して、国の内示が出たところで、当初予算ということで、当初というか繰越予算が上がっております。その後、正確な設計をいたしまして、その結果必要な学校は1校だけということになりました。

それで、うちのほうでは、当然国のほうからの内示を受けた額で予算を計上いたしております。

それで、その時点では国から交付金を頂いているわけではございませんので、その後その設計に基づいた工事請負契約をしまして、その契約金額に基づいてですね、交付金の要求をするということになりますので、その後交付金を受取るということで返還という形は出てきません。

それで、予算残という形で不用額が出てきます。

尼寺省悟委員

だから、今後こういったことが起きたときもね、また同じような形になると。実際、実施設計してみたらね、実際よりも減ったと、だから丸々なるということは、今後だってあり得るわけでしょう。

青木博美教育総務課長

結果的には1校しか必要ございませんでしたけれども、概算設計の時点で必要と見込まれる物については予算計上しておかないと、予算が足りないという可能性が出てきます。

それで、可能性のある物について予算計上を行ったということでございますので、こういうケースは正確な設計をしない時点では出てくる可能性はあると思います。

尼寺省悟委員

そうですか、まあいいです。

次の質問をします、主要施策説明書の93ページ辺りに、生活指導補助員というのが出ております。

これ、前も質問したんですけれども、実際現場のほうからはね、やっぱり先生方から非常に不足してると、もっと増やしてほしいという声もよおしく聞くんですけれどもですね。

実際、単純に計算してみても小学校の場合——中学校はそうではないんですけれども。小学校の場合、平成29年度で27人に対して276人と、令和元年度で32人に対して380人と、単純に比例計算すると平成29年度の比率でいくと令和元年度については37人、あと5人ね、増やさんといかんちゅう形になるんですけれども。

どうなんですか、これで本当に、足りてはいないと思うんですけれどもね、その辺なんかあるんでしょう、もっと増やしてほしいという声は。

中島達也学校教育課長

生活指導補助員につきましてですが、今、議員御指摘のとおり、毎年若干ではありますけど、人数増員はしてきたところでございます。

昨年度につきましては41名という形ですね。この増員につきましても、確かに現場からの声として教育委員会にも届いております。

教育委員会としましても各学校へヒアリングを行い、その中で各学校の特別支援学級、また通常学級においても支援が必要なお子さんというのはたくさんいらっしゃいますので、そういった個々の特性を勘案しながら、教育委員会で定めています配置の基準っていうのがございます。

まず4つですね。1つが生命、1つが安全、それから1つが学習、学校生活の保障、それから最後は社会性の育成、この4つの観点。

それから合わせて、補助員がっていないと学校生活を送る上で命の危険を伴う子供さんなど、そういった8つの、具体的な項目を総合的に判断をいたして配置数は決めているところでございます。

先ほども申しましたが、現場からの声としては、やはり増員してほしいという声はあります。それも届いておりますが、そこら辺もきちっと、的確に今後も把握をしながら適正配置には努めてまいりたいと思っております。

なお、やはり特別支援学級のお子さんの数に対して何人という捉え方については、昨年度も同じ話をさせていただいたと思うんですが、一概にはやはりなかなか言えないところがございます。子供さん一人一人の状況というのは違いますので。

やはりその辺は、10人に1人がいいのか、5人に1人がいいのかという部分は簡単には言

えないところがあるのではないかなというふうな思いはしております。

以上です。

尼寺省悟委員

今、言われたようにね、単純に計算はできないけれども、我々から見るとそういう形ですかね、見れないっちゃうところもある。

それで、もう一つ、これを見ると、国、県からの支出金はないと、全部一般財源という形で書いてあるんですが、実質的にこれはあれでしょう、交付税措置っちゃう形で国からの支援っちゃうのはあるでしょう。

どれくらいあるんですか。

中島達也学校教育課長

交付税措置としてあります。具体的にどのぐらいの金額かは、ちょっと分からないんですけど。

尼寺省悟委員

実際、財政課に聞いてみたんですよ。

そしたら、小学校で1校当たり100万ちょっと、中学校で百二、三十万とか——1校ですよ。

だから、これでいくと全部で12校ですかね、小学校が8校だから800万円、中学校が4校で、千四、五百万か。だから全体の中で、全体足し算したらこれ、4,000万円ぐらいと。

4,000万円の事業費の中で、国からの支援金っちゃうのは実質的に1,500万円ぐらいだと。実質的には2,500万円ぐらいということだね、1人当たり1年間で約100万ちょっとだと思うんですよ。

100万ちょっとぐらいでしょう。そういった意味で、交付税措置もあるんだから、私は増やすということについてはね、それほど難しことじゃないと。

難しいことではないというふうにな、これ見ると全然支援がないと、一般財源だから鳥栖市だけだと思うんやけどね。そうじゃないんだということで、もう少し努力していただきたいと思います。

それともう一つ思うのはね、教室不足ですよ。

以前聞いたときに、これだけどんどん増えてるんだから教室不足はないのかという話を聞いたけれども、何かそれは、今のところは足りてるということなんですけど、そうではないんでしょう。やっぱ、教室不足っちゃうのはあるんでしょう、特別支援学級については。

古賀泰伸学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

今、教室不足っていうふうなところでの御質問でありましたけれども、今現在のところ教

室は足りている状況になっております。不足ではない、その規模っていうふうなところは、いろいろとございますけれども

尼寺省悟委員

たしか1クラス8人やったんですよね。

ただ、一般質問でもしたんですけど、交流学級っちゅうのがあって、交流するときには実質的に40人以上にはなっていると。

だから、それを基本的に解消するためには、やっぱりもともとの親っちゅうたら別ですけどね。もともとのクラスを減らすと。減らすためには当然、教室を増やさないかんし、先生も増やさないかんという形になってくると思うんですけどね。

その辺については今後の、今、自民党のほうもこの前の新聞によると少人数学級について、国に対して出したという話も、共産党だけじゃなくて、政権の与党もね。

来年度からという話になるんで、それに追いついてやっていただくようお願いしたいと思います。

それから、その次の質問ですけども、大規模改造について、主要施策の94ページに出ますけど、実はね、昨日企画政策部からこれ、保全計画っちゅうのが出たんですよ、公共施設中期保全計画一覧表っちゅうの。

これを見ると、鳥栖西中学校が平成30年・令和1年・2年と。その次が、田代小学校が、令和3年・4年・5年と。それから旭小学校が、令和5年・6年。基里中学校が、令和6年という形になってるわけね。

あとのほうはついてないんですけど、基本的にこれは3年計画でやるわけでしょう、1つの学校について。旭小学校については、令和5年、令和6年までしかこれ書いてないけれども、基本的に3年計画でやっていくということで考えていいんですかね。

青木博美教育総務課長

これまで仮設校舎を使わずにやってきておりましたが、西中学校におけるの工事で仮設校舎を建てております。

それで、今度の田代小学校も仮設校舎を使うというところで、今計画をしております。

それで、仮設校舎の規模からして効率的なというのがありますので、工事自体は3分割にしたような形での規模となりますので、仮設校舎の建設を含めてトータルで3年というところで、今計画をしております。

尼寺省悟委員

いや、私が聞きたいのは、旭小学校が2年になってるけど、これ3年なんでしょう。この計画では基里中学校は令和6年だけになってるけれども、3年という形で考えていいんでしょ

うと。

青木博美教育総務課長

そこがちょっと、自分は分かりませんが、今、うちの大規模改修においては3年での工事ということで計画を進めています。

尼寺省悟委員

それで、これは以前も質問したことある、前回は質問したんですけどね。大規模改修については、今までは2年に1校と、2年に1校というふうにしようとしたけれども、全体で12校あるんだから、全体やるためには24年かかると。

だから、それじゃちが明かんで、2年に1校やなくて1年に1校やりたいというふうなことをね、前任の方からかなり強く言われとったんやけど。

でも、これを見るとね、令和元年から見ると1、2、3、4つ、6年間で4校。本来ならば6年間で6校やらないかんけれども、その辺はあるんですかね。

財政的に厳しいという話も言われるかもしれんですけども、1年に1校というふうな形で大規模改造をやっていきたいと。その辺はどうなんですかね。

青木博美教育総務課長

確かに、老朽化は全部進んでおりますので、どの学校にしてもできるだけ早く改修工事をしたほうがいいんですけども。

当然、予算の面もありますけれども、その辺はできるだけ早く取りかかれるように対応していきたいとは思っております。

尼寺省悟委員

今まで、私はあんまり言ってなかったけれども、例えば体育館ね、体育館のエアコンについては、今から体育館といったものが災害時には、なるし。体育館にもやっぱりエアコンを、という話になるし。体育館だって、かなり老朽化が進んでるし。

あとプールについてもね、鳥栖小学校についてはたしか昨年、何らかの支障があってプールができなかったという話も聞いてるし。鳥栖小学校の体育館もかなりあれだということで、そういった意味で、ほかの学校についても体育館とかプールとか、そういったことの修理が必要ではないのかなという話を聞くけれども、その辺について何か計画っちゃうんか、こういった形でやっていきたいというのは何かありますか。

ここに書いてあるようなね、屋根防水とか外壁とか、内装とか電気設備とかそれしかここには書いてないけど、今言ったような形での体育館に対してもエアコンをつけるとか、あるいは、プールについてもやっていくとかそういった形の検討っちゃうんか、そういったものは考えておられるんですか。

青木博美教育総務課長

体育館につきましては、基本的に校舎と一緒に建てられるケースが多いんですけども、大規模改修に合わせて体育館も必要な場合には、同時に改修工事をいたしております。建替えが別途行われた場合とかにつきましては、必要がない場合には校舎だけというようなケースもあります。

また、プールにつきましては、差し当たって大きな改修ということはございませんので、プールは特に、ろ過機とかのほうが老朽化が進んでおりますので、それにつきましては当然メンテナンスをしながら、必要に応じて交換をしていくという考えでおります。

ですから、今のところプール本体については、大きな損傷とかございませんけれども、今後何か出てきた場合には改修をしていきたいということで考えております。

尼寺省悟委員

プールに関して言うけどね、市民プール、あれだってかなり老朽が進んで変えないかんと
いう話聞くしね。

だから、何か小学校、中学校のプールについてもね、本当にいいのかなという気はするんですけど。具体的にこういった形で、計画を立ててやっていくというところまでまだいってないわけですね。

ということですね。

青木博美教育総務課長

プールにつきましては、具体的な改修とか造り替えとかいう計画は今のところ立てておりません。

尼寺省悟委員

いや、するべきだと思いますけどね。

それは、いいです。

あとついでに、ついでにちゅうたらいかんけど、弥生が丘小については、プールが上にあるでしょう。

あれは、私が聞いたときにね、あんな重たい物を上において大丈夫かというふうに思ったけど、別に上に置いたとしても問題は生じてないですか——聞いてないから生じてないと思うけれども。

青木博美教育総務課長

私は教育委員会に来てから、特に何か使用上、いろんな問題があるということは聞いておりません。

尼寺省悟委員

そうですか。

いいです。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

伊藤克也委員

決算書の226ページの部活動指導員について、お聞きをしたいと思います。

これは、議案質疑のほうで中島課長のほうから大体の説明はありましたので、ただ今後、文科省は土日を中心に社会体育化っていうか、をしていくっていうふうな方向性を出されてるっていうことで、そこら辺について多少説明はいただいたんですけども、指導員の課題とかそういったものも大きくあるというふうなことはおっしゃるとおりだというふうに思うんですね。

それで、社会体育化を土日にしていくっていうことについては、本市でも前向きに検討していく方向で現在検討されているのかっていったところを教えていただければと思います。

中島達也学校教育課長

昨日の議案審議の中でも御答弁させていただいたところではあるんですけど、先般国のほうから、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてということで出されたところでございます。

これにつきましては、私たちが先日出されたばかりで、まだ内容を十分精査しているわけでもないところではあるんですが、やはり国の動きとしては、今後休日の部活動については、段階的な地域移行という形での方策が示されておりました。

具体的には令和5年度以降にそういう段階的な移行、実施という形で、それに向けてやはり国の動き、こういった動き、また県もそれに伴った動きが出てくると思いますので、そういったところを注視しながら、市としてもどうしていくのかっていう方針を固めていかなければいけないというふうには考えているところでございます。大きくは、やはり社会体育というか、地域へという形で変わっていくんじゃないかなとは思っているところでございます。

伊藤克也委員

先に土日を中心にやられて、行く行く将来的には全て、平日も部活動に関しては社会体育化していくっていう、恐らく方向になっていくんだろなというふうな予想はあるんですね。

恐らく令和5年度からということで、なるべく早く方針を立てていただいて、仮にそのモデル的なところっていうのが必ず示されてくると思うんですね。できたら、そういったところにも積極的に手を挙げていただけるような環境づくりを、これからぜひ進めていただきたい

いなというふうに思っておりますので、よかったらその辺を前倒しじゃないですけども、積極的に検討していただければなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

尼寺省悟委員

ちょっと私も、今の件について。

中学校3校と言われて、3名ということで、3名分が約100万円と報酬が、ということではないんですか。

部活指導員の報酬が100万8,000円ということなんで、さっき3校分3名と言われたので、3で割って1人、約33万円でいいですか。

中島達也学校教育課長

3人分でございます。

時間単価1,600円の210時間の3人という形で、この金額になっております。

尼寺省悟委員

それで、この分というのは、全て県、国からの補助金なんですか、財源は。鳥栖市の負担というのは。

中島達也学校教育課長

市としては、3分の1負担となっております。国3分の1、県3分の1、市3分の1となっております。

尼寺省悟委員

それで、一般質問の中でもこの部活動指導員、非常に評価されてるというふうに聞いて、働き方改革ということで先生たちの役に立ってるというようなことで3名、3校と。

ただ、多分鳥栖中はテニスだと思うんですけども、部活は別にテニス部だけじゃなくてもっといっぱいあるわけですね。

だから、1校に1名というのは、わあと思うんやけど、よう考えてみると、部活というのはテニスじゃなくてもいっぱいほかにもね、あるんだから、そこだって欲しいし。

さっき言ったように中学校は4校ですかね。4校のうち3校だから、やっぱりある意味ももっともこれは、いいという評価であるならばね、もっとも私は増やすべきだと思うしですね。

さっき聞いたら3分の1ということで、金額的にもね、そう大した金額ではないと思うし、その辺の今後に向けての、この部活動指導員を増やしていくということについてのお考えはどうなんですかね。

中島達也学校教育課長

委員、御指摘がありましたように、この部活動指導員につきましては、平成30年度から運用開始しておりますけど、平成30年度につきましては、鳥栖中学校のテニス部のみだったものを昨年度は3校、それぞれ1部ずつになりますけど、3名雇用した形になっております。

これにつきましては、各学校の意向を聞いた上で配置をしておりますので、基本的には各学校から要望があった分についてつけているという形で捉えていただければと思っているところでございます。

今後につきましても、各学校のニーズに沿う形で拡充に努めてはまいりたいと考えております。

尼寺省悟委員

各学校の意向ということなんですけどね、私が学校の先生から聞くと、もっと増やしてほしいと聞くわけですよ。

それで、教育委員会として、各学校の意向ということではなくて、教育委員会として、今の働き方改革、学校の先生たちが長時間残業してると、そういったことを踏まえてそれを減らしていくんだと。改革せないかんという観点に立ったときにね、教育委員会として各学校の意向を聞くんじゃなくてもっと積極的に、前向きに増やしていくんだという姿勢が私は必要じゃないかなと思うんですけれども、その辺はどうですか。

中島達也学校教育課長

確かに各学校、実施をしたところからは成果が出てきているということ聞いております。

当然、先ほど申しましたように、各学校のニーズに応えるような形で拡充には努めていきたいと思っております。また中には、やはり積極的に部活動をしたいという教員もいるというのも事実でありまして、そういったところも含めたところでの学校のニーズを的確に把握しながら拡充に努めていきたいと思っております。

久保山博幸委員

私も部活動指導員についてのお尋ねなんですけど、これからの学校教育、地域と共にある姿っていうの考えたときに非常に可能性っていうか、期待を持ってるんですね。

私の経験からしても、子供が中学校の野球部におったときに、顧問の先生がまったくの素人やったけん、やっぱり父兄さんは求めるわけですよ、技術的なことをですね。

そうすると、父兄さんからの要求で結構顧問の先生大変やなあというのが、はたから見て思っております、こういう制度が取り入れられることに、かなり顧問の先生の負担も減るんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、それと同時に、今、中学4校のうち3校、基里中学校がたまたまないんですね。それで、部員の多い少ないにかかわらず、やっぱり必要であれば指導員の方にそこに加わって

いただけるような、何かそういう充実をお願いしたいんですが。

今、学校が進めているその地域と共にある学校とか、地域に開かれた学校とか学校の魅力づくり、やっぱり子供たちにとっても、やっぱり部活動の比重っちゅうのは結構大きいと思うんですね、中学校に行ったらどのクラブに入ろうとか。

まずは、学校の先生とは違う地域の大人っていうか、そういう方とより交流を持つこともやっぱり体験として意義がある、そういう意味では、どういう方にやってもらうかっていう、やっぱり、できればその地域の方が、どういう募集を今後されていかれるのかっていうところなんですけれども。

やっぱり地域にたくさんいらっしゃるんですね、野球にしてもいろんな、陸上にしても経験者が。やっぱり地域の方も生きがい、やりがい、それが広がっていく中で地域と学校ともつながっていく、よりつながっていくということで、非常にこれからの学校の環境づくりについて、これについては非常に期待を持っているところなんですけれども。

今、質問あったかと思うんですが、その辺の指導員のこれからの募集の在り方について、今現在どういうふうなお考えを持っておられるのか、そういうところをお尋ねいたします。

中島達也学校教育課長

基本的に、この部活動指導員につきましては、各学校から要望があったときに、正直誰でもいいというわけにはなかなかいかない部分があります。やはり学校教育への理解、部活動の適切な在り方への理解とか教育的意義、そういったものをしっかり理解していただかないといけないところがありますので。

そういったところを考えたときに、本当に誰でもいいというわけにはいきませんので、なかなかそういう、また特に競技の専門性的なものもございますので、なかなか絞られていくという部分がありまして、現実的には、今のところは個々人に直接当たるという方法を取っているところをございます。

そういった意味でも、やはり人材確保というのが一つ大きな、今後課題になるのかなあと。

全国的に見た場合には、やはり市町の教育委員会として、人材バンクとしてそこら辺を確保して、各学校の校長先生たちとのマッチングをしていくというところもありますので、それも一つ今後考えていかなければいけないかなというふうには思っているところをございます。

ただ、部活動指導につきましては、やはりなかなか手がないという現実もあるんですね。というのは、やっぱりそこまで責任を持ってないという声も聞くんですね。何人かにも、私、お断りをされています、正直なところ。

たまに行って、技術指導する分には全然構いませんと、ところが、やっぱり大会の引率と

か監督まで含めたところでの責任は、やっぱりそこまでは、もういいですという形で断られたりしているんですね。そういった意味では、そこもちょっと難しいところかなあとと思います。

今、現実的には、学校ではこの部活動指導員とは別に外部指導者という形で結構入っていただいていますので、そういったところで本当に地域の方にどんどん入っていただいているという現状があります。その辺との関係性で、今後どうしていくのかなあというのは、やっぱり考えていかないといけないのかなあと思ってはいるところです。

ちょっと、お答えになってないかもしれませんが。

久保山博幸委員

加えて意見になると思うんですが、地元の、基里中学校は人数が少ないけんですね、なかなか運動場の整備も手が行き渡らんで、やっぱりその辺、地域の方が見とらして、この夏もボランティアで運動場の草取り。

やっぱり気になっちゃつとですよ、何かしてやりたか、何かせんばいかんねって。

やっぱり、グラウンドに草のぼうぼう生えとる姿っちゅうのは、明らかに活気のなさ、子供の少なさっちゅうかな、そういうのを如実に表しとるけん。これじゃいかんねって、やっぱり地元の思いの、そういう方いっぱいいらっしゃるんですね。

何か、そういう方を巻き込めるような、クラブ活動っちゅうのは一つ、いろいろ身近なきっかけかなと思うんですね。そういう視点で、これからのクラブ活動の在り方を考えていただければなというふうに思っております。

これは意見です。

それと2点目、学校給食センターのランチルームありますよね。ちょっと想像するに、あんまり使われてないんじゃないかなあと思うんですが、まずその現状をお尋ねいたします。

原祥雄学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長

学校給食センターの利用の状況について、お答えをさせていただきます。

昨年度、年間を通して、給食センターランチルームをお使いになられた方というのは1,805名おられます。

内訳といたしまして、このうち小学生、主に4年生が社会科見学の一環として立ち寄ることが多うございますけれども、小学生が319名、そのほか行政関係としてお使いになられた分が1,377名、そしてその他、これはいろんな会合がなされた分が109名ですね。

いろんな会合というのは、三神地区の栄養教諭の先生方の会議であるとかそういったものでございます。こういったものが、その他として延べ109名お使いになられております。

合計の1,805名がお使いになられております。

久保山博幸委員

建物の用途からして、どうしても給食関係とか栄養関係とかそういうふうになるんですけど、せっかくああいう広いスペース、きれいなスペースがあるんで遊ばせとくのはもったいないと思うんですが、もっと利用してもらえるような、何かそういう計画もやっていくべきかなと思うんですが、その辺りのお考えはいかがでしょうか。

原祥雄学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長

先ほど申し上げましたとおり、実は小学生の利用というのが少ないというふうに感じております。

これまで、できるだけ子供たちに給食を作っているところを見てほしい、調理員の方々と交流をしてほしいということで、学校のほうにできるだけ給食センターにお寄りくださいということで申し上げておりましたけれども、今後につきましても、こういった呼びかけのほうをやっていかななくてはならないのかなというふうに思っております。

ちょっと具体的な方策としては、まだまだこれからというところもあるんですけども、何らか学校のほうに呼びかけていきたいというふうに思っております。

以上です。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。

午前11時5分休憩

oooooooooooooooooooooooooooo

午前11時15分開会

中村直人委員長

それでは、再開いたします。

oooooooooooooooooooooooooooo

生涯学習課

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

中村直人委員長

生涯学習課関係議案の審査を行っていきたいと思います。

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

それでは、議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定における生涯学習課分を説明いたします。

まず、歳入でございますけれども53、54ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目5教育使用料、節1社会教育使用料につきましては、勤労青少年ホームの使用料でございます。

続きまして、63、64ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金、節4社会教育費国庫補助金のうち埋蔵文化財発掘調査補助金につきましては、一般開発における市内の埋蔵文化財の確認調査に伴う補助金で、国から事業費の2分の1の補助を受けたものでございます。

その下、子ども・子育て支援交付金につきましては、放課後児童健全育成事業に対する補助金として国から事業費の3分の1の補助を受けたものでございます。

71、72ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目6教育費県補助金、節4社会教育費県補助金のうち埋蔵文化財発掘調査補助金は、市内埋蔵文化財の確認調査に伴い、県から事業費の18%の補助を受けたものでございます。

その下、子ども・子育て支援事業費補助金は、放課後児童健全育成事業に対して県から事業費の3分の1の補助を受けたものでございます。

学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金につきましては、放課後子ども教室推進事業に対して県から事業費の3分の2の補助を受けたものでございます。

それでは、81、82ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節5教育費受託収入、埋蔵文化財発掘調査受託料につきましては、民間開発に伴う埋蔵文化財発掘調査を受託したものでございます。

次に、89、90ページをお願いします。

項6雑入、目4雑入、節4雑入の教育費雑入の主なものを説明いたします。

一番下のコミュニティー助成金は、宿町の鉦浮立用具整備に伴い、一般財団法人自治総合センターから県及び市を通して交付された助成金でございます。

続きまして、歳出を説明いたします。

231、232ページをお願いいたします。

款10教育費、項4社会教育費、目1社会教育総務費の主なものについて御説明申し上げます。

まず、節1報酬につきましては、社会教育員、青少年問題協議会委員、社会教育指導員の報酬でございます。

次に、節2給料から節4共済費につきましては、生涯学習課長以下、生涯学習推進係及び文化財係職員11名の人件費でございます。

次に、節7賃金につきましては、同和教育集会所の事務員の賃金でございます。

次に、節8報償費につきましては、生涯学習講座等の講師謝金及び成人式記念品代などがございます。

節13委託料につきましては、なかよし会設計委託料は、麓小学校のなかよし会改修に関する設計委託でございます。

次のページをお願いいたします。

上の2つにつきましては、人権同和問題に関する市民意識調査に関する業務委託及び同和集会所に関する管理委託で、次の青少年少女派遣研修事業委託料につきましては、市内の小中学生30人を対馬に派遣し、青少年の健全育成を図る事業を鳥栖やまびこ研修団へ委託したものでございます。

次に、節15工事請負費のなかよし会空調設備改修工事費につきましては、旭小なかよし会、若葉小なかよし会の空調設備を改修工事したものでございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、各種協議会などの負担金や会費及び社会教育関係団体に対する補助でございますが、主なものといたしましては下から2番目の、放課後児童健全育成事業補助金につきましては、市内全小学校に開設しておりますなかよし会を運営する鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会、旭小学校区で放課後児童クラブを運営する社会福祉法人和貴福祉会、田代小学校区で放課後児童クラブを運営する社会福祉法人健翔会、麓小学校区で放課後児童クラブを運営する社会福祉法人慈光保育園に対し、運営補助を行ったものでございます。

なお、令和元年度における放課後児童クラブ事業につきましては、主要施策の成果97ペー

ジに記載しておりますので御参照いただければというふうに思っております。

それでは、次のページをお願いいたします。

節23償還金、利子及び割引料の平成30年度国庫補助金等返還金につきましては、放課後子どもプラン推進事業費の確定に伴う返還金でございます。

次に、目2文化財保護費の主なものについて御説明いたします。

節7賃金につきましては、史跡等の保全管理作業に伴う作業員の賃金でございます。

節13委託料につきましては、葛籠城跡地区危険樹木伐採業務等の委託料のほか、文化財整理室の警備業務や遺跡の管理業務の委託料、歴史文化講座や勝尾城筑紫氏遺跡見学会などの委託料でございます。

次のページをお願いいたします。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、市の有形・無形文化財の保存、管理、公開に関わる補助金のほか、歳入でも説明いたしました、宿町の鉦浮立用具整備に関わるコミュニティ事業補助金、市の重要文化財に指定されております蔵上町西法寺の四脚門修復に関する補助金でございます。

その下、目3図書館費の主なものについて御説明いたします。

節2給料から節4共済費までは、図書館職員5名分の人件費でございます。

節7賃金につきましては、図書館で司書業務等を担当しております嘱託職員10名及び臨時職員の賃金でございます。

次のページをお願いいたします。

節11需用費の主なものとしたしましては、閲覧用の雑誌、新聞等の購入に関わる消耗品費及び電気料、上下水道料金等の光熱水費でございます。

節13委託料につきましては、清掃、警備業務などの図書館施設管理業務委託料が主なものとなっております。

節14使用料及び賃借料のうち、事務費借上料につきましては図書館システム及び関連機器の借上料で、図書館情報マーク使用料は書籍情報データベースの使用料でございます。

節18備品購入費につきましては、図書やDVD、視聴覚資料等の購入費でございます。

その下、目4埋蔵文化財発掘調査費につきましては、市内の遺跡確認、発掘調査に伴う経費で、現場や整理作業員の人件費と機械器具等借上料が主なものでございます。

続きまして、目5埋蔵文化財調査受託費につきましては、民間開発に伴う市内遺跡の本調査を受託したものでございます。

令和元年度は、古賀遺跡、本原遺跡の2件の発掘及び整理報告を実施し、開発と文化財保護の調整に努めました。

次に245、246ページをお願いいたします。

中ほどの、目8青少年ホーム費につきまして、主なものについて説明いたします。

節7賃金につきましては、勤労青少年ホーム嘱託職員1名の賃金でございます。

節8報償費につきましては、勤労青少年ホームで開催する教養講座開催に伴う講師謝金でございます。

節13委託料につきましては、施設の管理や警備及び清掃等の委託料でございます。

以上で、議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定の説明を終わらせていただきます。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

久保山日出男委員

81ページのところで、埋蔵文化財発掘調査委託料457万9,927円とありますが、何件これはあっているかちゅうことですね。件数ですね。

それと、233ページの少年少女派遣研修事業委託料、これは年齢層は小学校の低学年なのか高学年なのか。それと、男女別。それと、個人的に手出しが幾らかなるのか。

以上、お願いします。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

まず、歳入の埋蔵文化財発掘調査委託料につきましては、古賀遺跡で宅地造成の関係がありました。

それと、あとは本原遺跡、これは国道34号の拡幅に伴う調査でございます。

それで、件数的には22件でございます。（「22件」と呼ぶ者あり）

すいません、間違えました。

国道3号のほうでございます。（「何件ですか」と呼ぶ者あり）2件でございます。

少年少女研修事業委託料につきましては、小学生1万7,000円、中学生2万1,000円をお願いしているところでございます。

また、昨年が2泊3日で小学生27名、中学生が2名、計の29名参加しているところでございます。

それで、男女別の構成なんかがちょっと今、手元に資料ございませんので後日説明させていただきます。

久保山日出男委員

男女別は結構です、人数だけで。

ありがとうございました。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

中川原豊志委員

まずちょっと、よく分かんなかったんでもう一度確認なんです、236ページの償還金、利子及び割引料の平成30年度の国庫補助金の返還金っていうの、244万円。これ、ちょっともう一回説明をお願いいたします。どういうものの返還なのか。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

これにつきましては、放課後児童クラブ運営協議会の運営における対象経費の確定に伴う補助金の返還金でございます。

この減額になった理由といたしましては、主に指導員の給料が減額になったというところでございます。

以上です。

中川原豊志委員

指導員が不足してるということは、その分受入れも減ったということですか。子供の受入れ人数も。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

そういうことでございます。

中川原豊志委員

ぜひ、そういうことがないように、それでも待機児童があるような状況なんで、ぜひ指導員のほうの募集といたしますか、指導員募集についてはしっかりやっていただきたいというふうに思います。

続けてよかですか。

放課後児童クラブですけれども、ここには何名が参加を、利用をされたというふうになっているんですけれども、現状、いろいろ一般質問等で聞きますとまだまだ待機児童がいらっしやる状態でございますし、来年度は1園増えるような話も聞いておりますけれども、今後の放課後児童クラブの考え方ですね。

まだ、増やしていこうかなと思っているのか、もう今んところでいっぱいいっぱいなんで、今後待機児童出たってしょんなかたっていうふうな考えなのか、ちょっと考え方を教えていただきたいと思います。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

やはり待機児童解消のために、もちろん指導員につきましては、常時ハローワークのほうに登録もしていきますし、PRもしていきたいと思います。

また、施設等につきましては、新たな新設及び空き教室の活用も含めて、できるだけ待機児童の解消に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

中川原豊志委員

市の施設ですと市のいろんな支出が増えるんですけども、民間の場合はいろんな補助金がね、対象になりますんで。

まだまだ民間でやってみるとか、経営を考えていらっしゃる場所があれば、そういうところへの働きかけもぜひやっていただきたいなというふうに思います。

よかです。ありがとうございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

尼寺省悟委員

大きく3点、質問します。

1つは、社会教育指導員です。

これについては、もう毎回質問をして、あんまり前回と変わらないような答弁しかないんですけどね。

今日は、ぜひちょっと前向きの御答弁をいただきたいと思うんですが、1つは、現在社会教育指導員3名おられて、そのうちの2名が全日本同和会の会員と聞いているわけですね。

鳥栖市の社会教育指導員設置要綱によると、第1条で、社会教育の指導層の充実を図るために社会教育指導員を置く。第2条で、成人教育に関する指導助言、青少年教育に関する指導助言、学習相談指導助言、4番目に社会教育関係団体の指導育成と、4つの事務に従事するとあるわけですね。

こういった4つの仕事があるにもかかわらず、3名のうち2人が同和会の会員ということであるならば、この設置要綱に書いてあることの4つの仕事っちゅうのは私はできていないと。十分されていないというふうに思うんですけども、実際どうなんですかその辺は。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

まず、1番目の指導員の職務の具体的業務といたしましては、まず成人教育に関するものにつきましては、人権同和教育に関する事、それと青少年教育及び社会教育関係団体に関する事につきましては、青少年健全育成市民会議及び青少年健全育成団体に対する指導助言でございます。

また、学習相談指導助言につきましては、勤労青少年ホーム及び同和教育集会所における講座の企画運営。また同和教育集会所配置の社会教育指導員との連携、調整というふうにな

っております。

それで、これを全て担当としてやれるかというところではなくて、例えば勤労青少年ホーム及び同和集会所における企画運営につきましては、担当職員のほうもおりますし、また、あと2名の社会教育指導員と連携を図りながらこのような業務を進められているというところでございます。

以上です。

尼寺省悟委員

正直、あんまり分かるようで分からない答弁でね、結局、社会教育指導員、何でわざわざ3名置くのかと。

これ、私が議員になってからずっと20年間、30年間続いているわけですよ。

それで、第1条の中で、社会教育指導層の充実を図るために置くことなんよ、社会教育指導員の充実を図るために。私は、本来ならばね、さっき言った4つの仕事、成人教育とか青少年教育とか、こういったところにたけてる人、専門家、こうした人たちをここに置いておいてね、任期が3年とか4年とか決まっているならば、そういった人たちを置いてやっていくと。

今はね、実質的に全日本同和会の2人がずうっと7年も8年もやっているわけでしょう。昔は30年とか40年、いた方もいらっしやったばってんね。

だから、そういった人たちが、この要綱で言われているような仕事を、私実際できるとは思わんっちゃんね。

はっきり言ってね、同和会員の就職のための、仕事のためと。指定席というふうにはか思えないんですけどね。

いいです。

2つ目の質問ですけどね、3名のうち2名も同和会が占めてるということは、百歩譲ってね、この鳥栖市で、いわゆるその同和問題、差別事件、多発しているというなら分かるけれども、ほとんど聞いてないし、去年も一昨年も聞いたけれども、ほとんど聞いてないっちゃんね。

実質的に鳥栖市で、差別事件なんかあれでしょう、起きてないんでしょう。その辺どうですか。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

確かに、鳥栖市におきましては、目に見えるような差別事象というのは10年ほど前、1件あってますけれども、同じ佐賀県内各市におきましては、毎年数件の差別事象が行われているところでございます。

昨今につきましては、そういった目に見えるような差別事象ばかりではなくて、ネットを使った誹謗中傷というのがかなり多くなってきているところがございます。

ですから、鳥栖のほうでは、目に見えるような差別は今のところ報告は上がってきておりませんが、インターネットによる差別問題というのは大変な問題となっておりますので、指導員とともに啓発に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

尼寺省悟委員

差別事件っちゅたら、私はね、いわゆる同和問題の絡むようなそういったものではなくて、本当に今差別というならば、男女の差別とかほかにもそうじゃない差別問題いっぱいあるっちゃんね。

そちらのほうのほうは、よりね、多くて重要であるし。そういった問題も解消するということがまず先であるんじゃないかなと思うっちゃんね。

いいです。

最後の質問ですけどね、以前、これも言ったんですけど、公募の問題ですね。公募採用についてですけど、社会教育指導員を今みたいな指定席にしないで公募すると。

県内と久留米市、小郡市で、3市だけが推薦、公募によらない方法で採用していると。ほかの6市では公募であったと。近隣の自治体では、公募が大勢であると。

私は、前からね、公募すべきだと言ったんですけども、その辺はどうなんですかね。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

尼寺議員がおっしゃるように、佐賀県内及び近隣の市町村におきましては3市が推薦、それ以外は公募という形を取られております。

しかしながら、県内の状況を見てみますと、公募により採用されている市につきましても、まず応募がないとか実質的にはもう関係者のつて及び推薦にかかるケースがほとんどでございまして、適任者がなかなか見つからなくて、結局は推薦されている市がほとんどというような状況でございました。

そのため、社会教育指導員につきましては、その業務に専門性が必要とされるため推薦という形にさせていただいているところがございます。

以上です。

尼寺省悟委員

私、今の段階でね、少なくとも3名社会教育指導員、おられるならば、やっぱり段階的にね、全日本同和会の方は3名のうち1名にして、あと2人をさっき言ったような専門家を入れると、段階的にね。そして、その次には全部公募にすると。

一遍にやるっちゅうたらあなた方もね、なかなか大変だけれども、段階をおって、3名のうち2人を同和会にせんで2名を1名するとか。あるいは、その先は公募でやっていくとかそういった方向をやっぱり目指すべきだと。

そうせんと、いつまでもこの問題ね、尾を引いて、だって全日本同和会に対しては、400万円も別にね、鳥栖市がずっとやってるといふうなことあるならば、そろそろその問題については、解決せないかんというふうに思いますね。

いいです。それだけです。

次の質問です。

なかよし会について、先ほども質問がありましたけれども、この問題については一般質問なんかでかなりしておりますので、1つだけちょっと質問したいのは、新型コロナ対策ということで、指導員の方からも非常に心配という話は聞いていて、専門家による研修会とかそういうものを作ってほしいという声があるというふうなことは一般質問でもあったと思うんですけども。

鳥栖広域でも東佐賀病院を呼んで、そういった研修をやられてるんやけれども、その辺どうなんですかね。

これ、一般質問であったと思うんやけれども、あそこの東佐賀病院の看護師さんも来ていと、したいという話も聞いとるんでね、やって、どうなんですかその辺は。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

コロナに関する講演といえますか、につきましては、まず全般的なことを今さら聞いてもってということがございますので、具体的になかよし会を特定して指導、助言ができる場合、そういった講師をお招きして、講演会なりしていきたいというふうに思っています。

尼寺省悟委員

ということは、当面はやらないっちゅうこと。

講演会、研修会とかさ、だから、それは指導にだけでなくあなた方っちゅうたか、そういったところを含めた形でコロナに対してね、やっぱりしたほうがいいんじゃないかなろうかと思うけど。そういった声も上がってるというふうなことやけれども。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

その件に関しましては、具体的に東佐賀病院のほうに、よくお聞きしながら判断してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

尼寺省悟委員

ぜひ、やってください。

最後の質問ですけどね、先ほど葛籠城とか勝尾城とか出ましたよね。これ、前も私質問しておいてあれやけれども、私はしょっちゅう、その勝尾城っちゅうんかあそこの神社、行くんやけど、あまりにもみすぼらしいっちゅうんかね、これで本当に鳥栖市の観光、観光っちゅうたらあれかもしれんけれどもね。

もう少しね、目に見えたような形の整備が何かできるのかなとよく思うんよね。

あそこにイメージ図っていうのがあるよね、御存じかもしれんけど。

イメージ図見たら、きれいな館跡があって、こうあるんですよ。それぐらいの整備をすることによってね、鳥栖市のこういった立派な歴史のあれがね、生かされるんじゃないかと思うんやけれども、そういう話を聞いたら、なかなかそれは難しいというふうに聞いたんやけど。

あそこに2人の方、御夫婦の方が来ていつも掃除したり、いろんなことをされているんやけど、この前聞いたら、例えばあそこの石段が、大水があって壊れたときなんか自分たちでするとか、真ん中に手すりがあると、ああいったことも何か自分たちでしてるって、あの辺のことっちゅうんか、鳥栖市としては何か、整備っちゅうか金をかけてやるというようなことはしないわけ。

あそこは、もう民有地だから何も、どうなの、鳥栖市のあれなんでしょう。その辺はどうなんですかね。

久山高史生涯学習課文化財係長

今、おっしゃった筑紫氏館跡につきましては、現在市の土地となっております。残る部分も、近年公有化しております。

ただし、あそこには昭和の中頃から民間習俗の施設がありましたものですから、既存施設として今現在使ってもらっておると。

ただ、将来整備に対しては、明らかに支障になる部分が出ますので、今現在ある建物が壊れて新しく建てるようなことになった場合は、建築許可を出さないという、そういう方向にしようかなと思っております。

現実には、今おっしゃった地元の方お2人が（聴取不能）たんですけれども、お世話されます高齢の方で、なかなか出られないということをおっしゃってます。

今、階段のところについても、そちらのほうで以前建てられたということは聞いておりますが、今のところ問題ないと思ってます。

ただ、下のところで、最近の豪雨で崩れた箇所があります。これは、史跡の整備の一環として、来年度以降修復をしようと考えております。

以上です。

尼寺省悟委員

別に、けちつけるつもりはないんやけど、ほら葛籠城跡地なんかについていろいろ整備されてるけどさ、あんまりね、普通の人が見て、ああ、ここにこんなものがあつたっちゃう感じにならないっちゃんね。

だからそれよりもさ、別に吉野ヶ里みたいなこととかいうこと言わないけどね、あそこをイメージで見ると80メートルとか50メートルぐらいの規模があつたというふうに書いとるんよね。

それぐらいの建物跡があつたなと思って、それが分かるような形での整備が、ちょっとできればね、本当に鳥栖市でこんなものがあつたのかっていう形のね、思うんやけど。なかなかその辺が、いま一つ進まんやっただけ。

久山高史生涯学習課文化財係長

本格的な整備については、いろいろと難題ございますが、まずはPR、現状こういう遺跡だったものっていうのを、実際、正直知られていないというのが現状ですので、今考えているのはホームページとかそういうものを通じてPRして、その中でビジュアルな部分をより見せて、ちょっと今までの表現は、学術的に硬い表現だったので、本当に子供でも分かって興味を持ってもらえるようなものを考えているところでございます。

伊藤克也委員

すいません、図書館費の、ごめんなさい決算書の240ページ。

図書館費の中の備品購入費1,269万9,909円——ごめんなさい、説明いただいて聞き逃したら私が悪いんですけども、そこをもう一回ちょっと内訳を教えてくださいたいと思います。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

この備品購入費につきましては、全て書籍等の購入費でございます。

一般書籍とかレファレンス——資料等ですね。それから児童図書、視聴覚資料等の購入費でございます。

以上です。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

大体、毎年予算額としては、これぐらいの金額を予定されてるのか、それとも年度ごとにいろいろな要望とか司書さんたちの声とか、市民の方の声とかそういったことを吸い上げて予算化をされているのか、その辺いかがでしょうか。

中溝雄二生涯学習課図書係長

令和2年10月2日（金）

1 出席委員氏名

委員長	中村直人	委員	尼寺省悟
副委員長	久保山博幸	〃	中川原豊志
委員	森山林	〃	伊藤克也
〃	久保山日出男		

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部	長	野田寿		
総務課長兼選挙管理委員会事務局長		実本和彦		
総務課庶務防災係長		古賀庸介		
建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事		萩原有高		
総務部次長兼庁舎建設課長		古澤哲也		
庁舎建設課長補佐兼庁舎建設係長		田中秀信		
企画政策部	長	石丸健一		
教	育	長	天野昌明	
教	育	次	長	白水隆弘

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武田隆洋

5 日 程

議案審査

議案乙第26号令和元年度鳥栖市一般会計決算認定について

[総括、採決]

報 告（総務部庁舎建設課）

設計委託業者からの報告について

[報告、質疑]

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

中村直人委員長

続きまして、執行部より報告事項がありますので、これを受けたいと思います。

それでは、お願いいたします。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

おはようございます。

それでは、設計委託業者である株式会社佐藤総合計画九州オフィスから鳥栖市新庁舎建設工事（建築工事）の入札不調に関する考察についての報告がありましたので、御報告をさせていただきます。

まず、価格競争力の低下が挙げられております。

入札参加条件が、大手と地元という条件の中で、最終的に入札参加予定者が1者となり、複数者が参加する入札と比べて実質的な価格競争がなされず、またメーカー等の見積りについても複数のゼネコンから見積りの引き合いがあるのに比べて、競争原理が働かず入札参加予定者の見積価格が設計価格を上回ったと推測をされております。

次に、メーカー等の見積価格の上昇が挙げられております。

国土交通省が、令和2年2月14日に発表した公共工事設計労務単価は、令和2年3月からの労務単価が全国全職種、単純平均で対前年度比2.5%引き上げられました。工事発注時点の設計書は、最新の公共単価及び刊行物単価を採用されているものの、メーカー等の見積りについては設計完了が2月であったため、多くが1月に徴取した見積有効期限のものを採用しておりますが、入札参加予定者の徴取した見積りが影響を受けた可能性はあると推測をされております。

加えて、九州地域の大規模物件が増加傾向にあり、昨今の職人不足も重なる中で実質の賃金が上昇して入札参加予定者の見積価格上昇につながったとも推測をされております。

次に、プレキャストコンクリート価格等の上昇が挙げられております。

プレキャストコンクリート工事は、工場製作による安定供給が期待されていると想定していましたが、民間工場をはじめ、九州地域の大規模物件が増加傾向にあり、プレキャストコンクリート製品の大型需要も増え、プレキャストコンクリート工事の価格上昇が起きたこと。加えて、大型揚重機についても需要が増えて価格上昇が起きたと推測をされております。

メーカーヒアリングでは、プレキャストコンクリート工事が約1割上昇、大型揚重機に関しては、発注時期の繁忙度にもよりますが約1割から3割程度上昇が起きたと推測をされております。

以上、簡単ですが御報告につきましては、以上でございます。

中村直人委員長

ありがとうございました。

この際ですので、確認したいことや御意見等がありましたらお受けしたいと思いますが。

久保山日出男委員

大型の、これつり上げ機っちゅうとね。この1割から3割、ちょっと幅があるね、その辺はどういう意味なのかな。

萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

揚重機につきましては、これクレーン作業になりますけれども、工事施工者によってクレーン作業の内容についてはやり方とか組み立てとか、やっぱりそういうことによって作業工程が変わってきますので、そういった形で幅を持たせているということだと思っております。

久保山日出男委員

要するに、工法の違いっていうか、大型機でやるとか、多少小さいとでやるとかそういうとの誤差ということですか。

萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

そのとおりでございます。

久保山日出男委員

分かりました。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

伊藤克也委員

佐藤総合計画の考察が3点なされているわけなんですけれども、2番については、これどうしようもないっていうか、いたし方ないっていうか、もう手のつけようがないというふうに思うんですね。

それで、1と3に関してはこれからっていうか、ここは工夫の余地があるっていうふうな認識でいいわけですか、まず確認ですが。

萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

そのとおりでございます。

伊藤克也委員

となると、例えば1なんですけれども、入札参加条件が大手プラス地元という発注条件の中でっていうふうに具体的に書かれてるわけですね。

こういったところを、今後見直しの対象としてっていうか、幅を持たせる入札のやり方を今後検討していかれるっていうふうな考えっていうか、そういうふうな受取りでいいのかっていうことを確認させてください。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

入札の参加条件については、今、現段階ではまだ未定ではございますけれども、当然、これまでもお話してありますとおり、地元の経済効果というところは念頭に置きながら今までの委員会でもお答えさせていただいておりますけれども、より競争性が働くような入札方法っていうのを考えて検討していきたいというふうに考えております。

伊藤克也委員

地元を優先していただくっていうのは、我々委員会としてもまた議員としても、また皆さんにとってもこれは、思いは一緒だというふうに思うんですね。

ただ、その思いが強過ぎて1者しか入札がなかったというのも事実というふうに、ここに書かれてると思うんですね。

ですのでその、頃合いっていうか、その辺はなかなか難しいところではあるんでしょうが、やはり1者入札ということではなくて数者入札に応じてもらえるような方法をぜひ検討していただきたいというふうに思っております。

それと、3番に関してはプレキャストを見直すということだと思うんですけども、ここは、もうやめるっていう認識の仕方でいいんですか。それとも、価格を検討しながら併用で考えていくっていうか、そういったことでいいんですか。

萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

プレキャストについては、まだ設計事務所で検討段階ですので、ここでまだ、そこでやめるとかそういうことではございません。

今、まだ検討中ということでございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

久保山博幸委員

2番の見積価格の上昇のところ、九州地域の大型物件が増加傾向にあり職人不足も重なる中で賃金等も上昇したということなんですけれども。

ということは、今後そういう価格上昇の要因が少し収まった時期の発注とか、何かその辺の発注時期については、ここを読ましてもらおうと相場が落ち着いた頃っていう、じゃあ相場が落ち着いた頃に発注という考え方もあるのではないかなというふうに考えるんですが、いかがお考えでしょうか。

野田寿総務部長

メーカー等の見積価格って、そのときそのときの情勢に応じた価格の単価になりますんで非常に難しいところあります。

落ち着いてるか落ち着いてないかというのも非常に、見積りを取った時点とまたちょっとタイムラグが出てくるという部分もございませけれども、ただこの2.5%上げられたことについては、設計業者のほうはある程度吸収できる範囲内じゃないかというふうにも言われてますんで、この上げが物すごく大幅な上げというふうなことではないというふうに聞いてます。

ただ、そこについては、今後まだ情勢変わっていく可能性もありますんで、そこはしっかりと設計業者の方の意見を聞きながらやっていきたいというふうに思います。

尼寺省悟委員

入札不調についての原因ということで、3つ書いてあるんですけどね。それぞれ、これを次の、今後の問題としてこれを解決するっちゅうか。

質を落とさない、予定価格を上げないという中で、本当にこういったものがね、あと何か月間の間に克服できるんかと。複数の入札、あるいはこういった見積価格の上昇とか抑えられるかどうかということについて、非常に私は厳しいんじゃないかなと思うんですけど、本当にその辺は、どうなんですか。できるんですか。

野田寿総務部長

議員が言われている、質を落とさないというのがどのレベルなのかっていうのはちょっとあれですけども。

あくまで我々構造的に、構造計算を再計算しないでいいように、構造上の力とか耐力性とか、その辺の建設物としてのそこは落としたいくないというふうな気持ちはあります。

ですので、そこについては設計会社も十分御存じで、その質は落とさない形で調整をやるべきだというふうなことで、今、設計会社と話はしております。

以上です。

尼寺省悟委員

質を落とさないということについてはね、私は前のときも何回か聞いても落とさないと言われたんで、総合的に見て、今までの設計された物と比べてみてね。いろんな意味で落とさない、そういった意味で理解しとるんですけどね。

そういったことが、こういった課題がある中で、価格は上げないというふうなことでね、できるかどうかということについて、ちょっと、うんって感じせんでもないけど、その辺は大丈夫ですか。

野田寿総務部長

具体的に、その質を落とさないというところがちょっと私も、どういうふうな具体的な話か分かりませんが。

ただ、ユニバーサルデザイン、それからいろんな設備の機能、そういう面については落とさないという形で進めていきたいと、構造的な部分が一番大きいと思いますけれども。そういった形で思っています。

尼寺省悟委員

ただ、質を落とさないと言われたのはそちらから言われたんよね。私が言ったんじゃないっちゃんね。

質を落とさない、予定価格を上げない形で考えていると言われたんで、私もどうかって言ってるんであってね。

野田寿総務部長

私どもの質を落とさないというのは、構造的なものの強さ、耐力性、そういった質については落とさないという形での質を落とさないという意味です。

だから、その壁の材質とかそういった意味ではございませんので。そこは、そういった意味だと思えます。

私も前言ったと思いますけど、構造上、構造計算の再計算が必要なことはしないというふうなことで御理解をお願いいたします。

尼寺省悟委員

例えばね、机があるでしょう、窓ガラスがあるでしょう、いろんなカテゴリーあるでしょう。そういった物、今までと比べてそういったことも含めてみて落とさないと。

そういったことが本当にできるのかなと、あのとき思ったんやけどね。

質を落とさないというのは、あのときは構造的なだけとは言われなかった気がしたんやけどね。違うんですか。

野田寿総務部長

机とか椅子は、まだちょっとまた備品の話になりますんで、まだその入札関係は何も、どういった物をするというのはまだ決めておりませんので。

そういった物については、今回の庁舎建設の中では入ってませんでしたけれども、今後備品とか、揃えていく物についてはまたきちんと精査しながら、買う物とか購入していく物については検討していきたいと考えています。

尼寺省悟委員

私は、例えばという意味で言ったんであって、分かりやすいような形でね。

いいです。

中村直人委員長

ほかに。

久保山博幸委員

この考察を見ておりますと、あくまで設計側のスタンスとしては、設計自体に大幅に増額になるような要因ではなく、あくまで建設相場の影響で不調に終わったというふうに読むんですが、それはそれとして、今後どの程度まで設計内容に手を入れなければならないのかっていうのは、そこはよく分かりませんが、それなりの時間と労力がかかってくると思うんですね。

そうした場合に、設計業者に対する経費的な負担、その辺かかる負担はどのように解消していく、対応していくお考えなのかをお尋ねいたします。

野田寿総務部長

今回の見直しについては、基本的には設計会社のほうからは費用を発生させない、しないというふうに確認はさせていただいております。

以上です。

中村直人委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

以上で、執行部からの報告を終わります。



中村直人委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、令和2年9月定例会総務文教常任委員会を閉会いたします。

午前10時20分散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長 中 村 直 人 ④

